

フィリピン  
知的財産規則  
2002年改正

Duly noted by the Philippine Embassy Tokyo

目次

I. 商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則

第1部 商標及びサービスマークの登録

規則 10 表題

規則 100 定義

規則 101 登録要件

規則 102 標章が周知であるか否かを決定するための基準

規則 103 商号又は事業上の名称

第2部 標章に係わる権利

規則 200 標章の取得方法

規則 201 国際条約及び相互主義

規則 202 優先権；優先権を主張するための基礎

規則 203 優先権を主張する出願の要件

規則 204 実際の使用の宣言

規則 205 実際の使用の宣言の内容及び証拠

第3部 標章を出願することができる者

規則 300 出願人

規則 301 譲渡された標章

規則 302 代理；送達宛先

規則 303 出願人は代理人に代理させることができる

規則 304 委任状又は授權状

規則 305 出願人の死亡，心神喪失又は無能力

規則 306 署名その他自己を特定するための手段

第4部 商標出願

規則 400 出願書類の要件

規則 401 庁の出願様式

規則 402 ラベル

規則 403 図面

規則 404 一定の場合にサービスマークの図面を省くことができる

規則 405 図面はブリistol紙に記載する

規則 406 用紙の大きさ；「表示領域」

規則 407 図面はペン書又は複製の質を十分なものにするその他の方法によること

- 規則 408 所有者の名称は余白に記載する
- 規則 409 用紙を横長にして使う場合
- 規則 410 局に図面を郵送する方法
- 規則 411 色彩
- 規則 412 非公式の図面
- 規則 413 新たな出願における旧図面の使用
- 規則 414 図面の小さな複写の作成方法
- 規則 415 翻訳 / 翻字
- 規則 416 ニース分類
- 規則 417 広義の用語
- 規則 418 商品及び / 又はサービスの単一登録
- 規則 419 出願の分割

## 第 5 部 出願日

- 規則 500 出願日
- 規則 501 出願番号及び出願日

## 第 6 部 登録出願の審査手続

### 第 1 章 手続の内容

- 規則 600 出願は一方的に行われる ; 異議申立
- 規則 601 審査官と出願人との間の係争手続
- 規則 602 出願人は自己の利益を図るものとされている
- 規則 603 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分
- 規則 604 予備的拒絶は文字通りに解釈してはならない ; 審査官は単に助けになるよう努めている

### 第 2 章 登録出願の審査方法 ; 審査官による処分 ; 出願人による応答 ; 放棄 ; 回復

- 規則 605 審査の順序 ; 優先処理
- 規則 606 審査官の管轄権
- 規則 607 出願の審査 ; 審査官による処分
- 規則 608 権利の部分放棄
- 規則 609 審査官との面接 ; 面接が許可されない場合
- 規則 610 応答期間 , 出願人の行為
- 規則 611 原本以外の通信
- 規則 612 再審査
- 規則 613 最終処分
- 規則 614 放棄 ; 不完全な応答
- 規則 615 放棄とされた出願の回復
- 規則 616 4 月よりも短い期間 ; 延長請求を行う時期
- 規則 617 局による処分の停止

規則 618 暫定的な許可

規則 619 明示の放棄

### 第 3 章 出願の補正；審査官の異論に対する応答

規則 620 出願の補正

規則 621 説明書又は図面の補正

規則 622 補正の方法

規則 623 出願人が庁の文書又は記録に手を加えることの禁止

### 第 7 部 公告，許可及び登録証の発行

規則 700 IPO 公報における公告；審査官の管轄権の終了

規則 701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すよう申請することができる

規則 702 審査官は異議申立のための公告を担当する；公告前の出願は秘密である

規則 703 出願の登録許可及び登録証の発行

### 第 8 部 登録の効果及び通知

規則 800 与えられる権利

規則 801 存続期間

規則 802 許容される標章の不使用

規則 803 異なる形状での標章の使用

規則 804 登録に係る類に属する商品についての標章の使用

規則 805 関連会社による標章の使用

規則 806 登録証；登録された場合の記録及び写し

規則 807 登録証の内容

規則 808 標章を使用する目的以外の目的での第三者による表示の使用

### 第 9 部 出願又は登録に影響するその他の手続

#### 第 1 章 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消，補正，権利の部分放棄，誤りの訂正

規則 900 審査官の管轄権

規則 901 登録人の申請による取消

規則 902 登録の補正又は権利の部分放棄

規則 903 庁がした誤りの訂正

規則 904 出願人がした誤りの訂正

規則 905 権利放棄，取消，補正，権利の部分放棄及び訂正は公告される

#### 第 2 章 登録の譲渡の記録；ライセンスを含む登録標章に係わる権利に影響するその他の証書；登録の分割

規則 906 出願及び登録の譲渡及び移転

規則 907 譲渡又は移転の様式

- 規則 908 譲渡又は移転の記録
- 規則 909 譲渡証，登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文は正副 2 通提出する
- 規則 910 記録すべき証書の受領日はその記録日とみなされる
- 規則 911 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない
- 規則 912 庁での手続において記録上の譲受人が行為することができる
- 規則 913 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可
- 規則 914 登録の分割
- 規則 915 原登録証の取消及び登録移転証の発行
- 規則 916 登録移転証の内容

### 第 3 章 登録の更新

- 規則 917 更新請求
- 規則 918 更新請求の時期
- 規則 919 審査官の管轄権
- 規則 920 居住する代理人を選任する必要性
- 規則 921 旧法による登録の更新；使用及びその証明が必要である
- 規則 922 旧法による登録証は引き渡す
- 規則 923 更新登録の拒絶；局長への不服申立
- 規則 924 登録更新証

### 第 10 部 マーキングされた容器の登録

- 規則 1000 商標及びサービスマークの規則又は登録を適用する
- 規則 1001 「マーキングされた容器」の定義
- 規則 1002 図面は不要である
- 規則 1003 ラベルは不要である；見本が必要な場合がある

### 第 11 部 申請及び不服申立

- 規則 1100 審査官の職務の内容
- 規則 1101 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請
- 規則 1102 局長への不服申立
- 規則 1103 不服申立をされない審査官の最終決定の効果
- 規則 1104 不服申立の期間及び方法
- 規則 1105 不服申立人の準備書面が必要である
- 規則 1106 審査官の答弁
- 規則 1107 不服申立人の応答
- 規則 1108 長官への不服申立
- 規則 1109 不服申立人の準備書面が必要である
- 規則 1110 局長の見解
- 規則 1111 上訴裁判所への上訴

## 最終規定

### 第1条 通信

第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

第3条 IP法の施行日に係属中の出願

第3.1条 係属出願の補正

第3.2条 係属出願の出願日；実際の使用の宣言

第3.3条 係属出願の処理

第3.3.1条 抵触

第3.4条 登録の存続期間

第3.5条 共和国法律第166号に基づいて更新が認められた登録の存続期間

第3.6条 補助登録簿の廃止

第3.7条 補助登録簿上の登録の更新

第3.7.1条 1998年1月1日に存続していた登録

第3.7.2条 1997年12月31日以前に期間が終了する登録又はその延長

第3.7.3条 遵守の通知

第4条 廃止

第5条 可分性

第6条 施行

## II. 発明に関する規則

### 第1部 定義

規則100 定義

### 第2部 特許性

規則200 特許を受けることができる発明

規則201 発明の法定分類

規則202 特許を受けることができない発明

規則203 新規性

規則204 先行技術

規則205 不利にならない開示

規則206 進歩性

規則207 当該技術の熟練者

規則208 産業上の利用性

### 第3部 特許を受ける権利

規則300 特許を受ける権利

規則301 出願に出願人として記名することができる者

規則302 委託によりなされた発明

規則303 雇用中になされた発明

規則304 先願主義

- 規則 305 優先権
- 規則 306.1 複合優先権
- 規則 306.2
- 規則 306.3
- 規則 306.4
- 規則 307 外国出願の認証謄本

#### 第 4 部 特許出願

- 規則 400 特許出願
- 規則 401 手数料の納付
- 規則 402 書類への標記；受領確認
- 規則 403 願書の様式：庁の出願様式
- 規則 404 願書
- 規則 405 発明の開示及び説明
- 規則 406 有効な開示の基準
- 規則 407 明細書の内容
- 規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
- 規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
- 規則 410 発明の名称
- 規則 411 要約
- 規則 412 禁止事項
- 規則 413
- 規則 414.1 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準
- 規則 414.2 用紙及びインク
- 規則 414.3 図面用紙の大きさ；仮想線
- 規則 414.4 文字及び黒の線
- 規則 414.5 線の数は可能な限り少なくし，陰影はなるべく又は全く使用しない
- 規則 414.6 図面の縮尺は十分に大きくする
- 規則 414.7 参照文字及び数字
- 規則 414.8 署名の位置
- 規則 414.9 図面の名称
- 規則 414.10 図面用紙における大きな図の位置
- 規則 414.11 フローシート及び図表
- 規則 414.12 IPO 公報の図面の要件
- 規則 414.13 参照記号
- 規則 414.14 写真
- 規則 414.15 図面に記載してはならないもの
- 規則 414.16 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される
- 規則 415 クレーム
- 規則 416 クレームの様式及び内容
- 規則 417 手数料が生じるクレーム

- 規則 418 出願書類の提示
- 規則 419 ひな形提出の要求
  - 規則 419.1 ひな形の要件
  - 規則 419.2 ひな形に用いるべき材料；実用模型
  - 規則 419.3 ひな形の出願人への返還時期
  - 規則 419.4 係争事件の証拠物件として提出されたひな形
- 規則 420 弁護士又は代理人の雇用の勧め
- 規則 421 居住する代理人の指名
- 規則 422 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

#### 第 5 部 特許出願をすることができる者

- 規則 500 特許出願をすることができる者
- 規則 501 出願人の死亡，心神喪失の場合
- 規則 502 譲渡された発明及び特許
- 規則 503 法人の定義
- 規則 504 権限の証拠
- 規則 505 署名の形式

#### 第 6 部 出願日及び方式審査

- 規則 600 出願日の要件
  - 規則 600.1 不完全な出願
  - 規則 600.2
- 規則 601 出願日の認定
- 規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面
- 規則 603 方式審査
- 規則 604 発明の単一性
  - 規則 604.1
- 規則 605 発明の単一性の要件
- 規則 606 要求の再考
- 規則 607 分割の要求についての不服申立
- 規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示
- 規則 609 種の選択
- 規則 610 選択されない発明の分離出願
- 規則 611 分割出願
- 規則 612 対応する外国特許出願に関する情報
  - 規則 612.1
  - 規則 612.2 不遵守

#### 第 7 部 分類及び調査

- 規則 700 分類及び調査
- 規則 701

## 規則 701.1 知的所有権調査報告の内容

### 第 8 部 出願の公開及び審査請求

- 規則 800 出願の公開
- 規則 801 公開前の秘密保全
- 規則 802 第三者の意見
- 規則 803 実体審査請求
- 規則 803.1
- 規則 804 公開後の出願に付与される権利
- 規則 805 引用及び参照

### 第 9 部 出願審査；特許出願審査手続の内容；一般的考慮事項

- 規則 900 出願は一方的に行われる
- 規則 901 手続は審査官と出願人との間の係争である
- 規則 902 出願人は自己の利益を図るものとされている
- 規則 903 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分
- 規則 904 予備的拒絶を文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている
- 規則 905 審査官はすべての出願について第 1 審管轄権を有する；局長への不服申立
- 規則 906 審査の順序
- 規則 907 審査の内容，審査官による処分
- 規則 908 審査官による処分の完全性
- 規則 909 クレームの拒絶
- 規則 910 未公開の，取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない
- 規則 911 出願人による応答
- 規則 912 再審査及び再審理
- 規則 913 最終拒絶又は処分
- 規則 914 特許出願の実用新案出願への変更
- 規則 915 並行出願の禁止

### 出願人による補正

- 規則 916 出願人による補正
- 規則 917 審査官による最終処分後の補正
- 規則 918 補正及び修正が要求される場合
- 規則 919 開示の補正
- 規則 920 クレームの補正
- 規則 921 補正の方法
- 規則 922 補正事項の記入及び検討
- 規則 923 図面の補正
- 規則 924 補正事項の補正
- 規則 925 明細書の差替

- 規則 926 クレームの番号
- 規則 927 補正許可の拒絶に係る申請
- 規則 928 審査官との面接；面接が許可されない場合

出願人による応答の期間；出願の取下

- 規則 929 期限までに応答しなかった場合の出願の取下
- 規則 930 出願の回復
- 規則 931 出願の明示の取下

#### 第 10 部 特許の付与

- 規則 1000 特許の付与
- 規則 1001 特許の内容
- 規則 1002 特許の付与の公告
- 規則 1003

#### 第 11 部 特許の存続期間

- 規則 1100 特許の存続期間
- 規則 1101 年金
- 規則 1102 出願の公開日
- 規則 1103 年金の不納
- 規則 1104 猶予期間

#### 第 12 部 出願又は特許に影響するその他の手続

##### 第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

- 規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式
- 規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式
- 規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する
- 規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる
- 規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる
- 規則 1205 記録上の譲受人は庁の手続において行為することができる

##### 第 2 章 特許の権利放棄，訂正及び補正

- 規則 1206 特許の権利放棄
- 規則 1207 庁による錯誤の訂正
- 規則 1208 出願における錯誤の訂正
- 規則 1209 特許における変更
- 規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告
- 規則 1212 発明の譲渡
- 規則 1213 共同所有者の権利

## 第 13 部 申請及び不服申立

- 規則 1300 審査官の職務の内容
- 規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請
- 規則 1302 局長への不服申立
- 規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果
- 規則 1304 不服申立の期間及び方法
- 規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である
- 規則 1306 審査官の答弁
- 規則 1307 不服申立人の応答
- 規則 1308 長官への不服申立
- 規則 1310 局長の見解
- 規則 1311 上訴裁判所への上訴

## 最終規定

- 第 1 条 通信
- 第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金
- 第 3 条 実施
- 第 4 条 廃止
- 第 5 条 可分性
- 第 6 条 認証謄本の提供
- 第 7 条 施行

## III. 実用新案及び意匠に関する規則

### 第 1 部 定義

- 規則 10
- 規則 100 定義

### 第 2 部 実用新案

- 規則 200 登録することができる実用新案
  - 規則 200.1 登録することができない実用新案
  - 規則 200.2 産業上の利用性
- 規則 201 実用新案の法定分類
- 規則 202 先願主義
- 規則 203 実用新案の出願日
- 規則 204 実用新案の優先権
- 規則 205 実用新案登録
- 規則 206 実用新案出願の方式審査
- 規則 207 方式審査報告に関する出願人の行為
  - 規則 207.1 任意の取下
  - 規則 207.2 補正された出願

- 規則 207.3 発明特許出願に変更された出願
- 規則 207.4 方式要件が完全な場合の出願人の無為
- 規則 207.5 方式要件が不完全な場合の出願人の無為
- 規則 207.6 登録性に関する報告
- 規則 207.7 発行手数料及び公告手数料の不納
- 規則 207.8 最終処分
- 規則 208 実用新案の出願要件
  - 規則 208.1 名称
  - 規則 208.2 技術分野
  - 規則 208.3 実用新案の背景
  - 規則 208.4 図面の各図の簡単な説明
  - 規則 208.5 詳細な説明
  - 規則 208.6 クレーム
- 規則 209 実用新案の単一性
  - 規則 209.1 手数料が生じるクレーム
- 規則 210 限定の要件；分割
- 規則 211 実用新案出願の公告
  - 規則 211.1 不利な情報；効果
- 規則 212 実用新案登録の存続期間
- 規則 213 実用新案登録の取消
- 規則 214 発明特許出願の実用新案登録出願への変更
- 規則 215 実用新案登録出願の特許出願への変更
- 規則 216 並行出願の禁止

### 第3部 意匠

- 規則 300 意匠の定義
- 規則 301 意匠の登録性の要件
  - 規則 301.1 登録性の要件の説明
- 規則 302 要求される新規性の程度
- 規則 303 意匠の出願日
- 規則 304 先願主義
- 規則 305 意匠の優先権
- 規則 306 意匠登録
- 規則 307 意匠出願の方式審査
- 規則 308 方式審査報告及び調査報告に関する出願人の行為
  - 規則 308.1 任意の取下
  - 規則 308.2 補正された出願
  - 規則 308.3 方式要件が完全な場合の出願人の無為
  - 規則 308.4 方式要件が不完全な場合の出願人の無為
  - 規則 308.5 登録性に関する報告
  - 規則 308.6 発行手数料及び公告手数料の不納

- 規則 308.7 最終処分
- 規則 309 出願
- 規則 310 手数料
- 規則 311 見本
- 規則 312 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式
  - 規則 312.1 名称
  - 規則 312.2 図面の各図の簡単な説明
  - 規則 312.3 特徴の説明
  - 規則 312.4 クレーム
  - 規則 312.5 意匠の図面に関する特別な要件
  - 規則 312.6 意匠の図形表示の要件
- 規則 313 1の出願における複数の意匠
  - 規則 313.1 限定；分割
- 規則 314 意匠出願の公告
  - 規則 314.1 不利な情報；効果
- 規則 315 意匠登録の存続期間
- 規則 316 更新手数料
- 規則 317 意匠登録の取消
  - 規則 317.1

## 第4部 共通規定

### 第1章 登録性

- 規則 400 新規性
- 規則 401 先行技術
- 規則 402 不利にならない開示

### 第2章 登録を受ける権利

- 規則 403 登録を受ける権利
- 規則 404 出願に出願人として記名することができる者
- 規則 405 委託により創作された実用新案及び意匠
- 規則 406 複合優先権
  - 規則 406.1
  - 規則 406.2
  - 規則 406.3
- 規則 407 外国出願の認証謄本

### 第3章 出願書類

- 規則 408
- 規則 409 禁止事項
- 規則 410 対応する外国出願に関する情報

- 規則 411 外国出願に関連するその他の書類は次のもので構成することができる
- 規則 412 不遵守

#### 第4章 図面

- 規則 413 図面の一般的要件
- 規則 414 改良の図面
- 規則 415 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準
- 規則 416 用紙及びインク
- 規則 417 図面用紙の大きさ；仮想線
- 規則 418 文字及び黒色の線
- 規則 419 線の本数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない
- 規則 420 図面の縮尺は十分に大きくする
- 規則 421 参照文字及び数字
- 規則 422 署名の位置
- 規則 423 図面の名称
- 規則 424 図面の紙面における大きな図の位置
- 規則 425 フローシート及び図表
- 規則 426 IPO 公報の図面の要件
- 規則 427 参照記号
- 規則 428 写真
- 規則 429 図面に記載してはならないもの
- 規則 430 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される

#### 第5章 代理，署名

- 規則 431 弁護士又は代理人の雇用の勧め
- 規則 432 居住する代理人の指名
- 規則 433 委任状の取消
- 規則 434 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

#### 第6章 登録の請求をすることができる者

- 規則 435 登録の請求をすることができる者
- 規則 436 出願人の死亡，心神喪失の場合
- 規則 437 譲渡された出願
- 規則 438 法人の定義
- 規則 439 権限の証拠
- 規則 440 署名の形式

#### 第7章 分類及び調査

- 規則 441 分類及び調査
- 規則 442 調査報告の内容
- 規則 443 公告前の秘密保全

規則 444 未公告の、取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない

## 第 8 章 補正；出願人による取下

- 規則 445 出願人による補正
- 規則 446 補正及び修正が要求される場合
- 規則 447 補正の方法
- 規則 448 補正事項の記入及び検討
- 規則 449 図面の補正
- 規則 450 明細書の差替
- 規則 451 出願の明示の取下

## 第 9 章 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

- 規則 452 方式審査報告並びに発行及び公告手数料に係る通知に所定の期間内に応答しないことによる出願の取下
- 規則 453 出願の回復

## 第 5 部 登録証

- 規則 500 登録証の内容
- 規則 501

## 第 6 部 出願又は登録に影響するその他の手続

### 第 1 章 譲渡

- 規則 600 譲渡証の様式
- 規則 601 ライセンスを含む登録又は出願の権原に影響するその他の証書の様式
- 規則 602 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する
- 規則 603 譲渡証その他の証書又はライセンスの受領日はこれらの記録日とみなされる
- 規則 604 登録証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる
- 規則 605 記録上の譲受人は庁の手続において行為することができる

### 第 2 章 登録証の権利放棄，訂正及び補正

- 規則 606 登録証の権利放棄
- 規則 607 庁による錯誤の訂正
- 規則 608 出願における錯誤の訂正
- 規則 609 登録における変更
- 規則 610 補正又は訂正の様式及び公告

### 第 3 章 記録；権利の移転

- 規則 611 権利の移転
- 規則 612 譲渡
- 規則 613 記録

規則 614 共同所有者の権利

#### 第 4 章 登録性に関する報告の請求

規則 615 登録性に関する報告を請求することができる者

規則 616 登録性に関する報告の内容

規則 617 報告の発行期限

#### 第 7 章 申請及び不服申立

規則 700 方式事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

規則 701 局長への不服申立

規則 702 審査官に対する申立は別紙で行う

規則 703 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

規則 704 不服申立の期間及び方法

規則 705 審査官の答弁

規則 706 不服申立人の応答

規則 707 長官への不服申立

規則 708 不服申立人の準備書面が必要である

規則 709 局長の見解

規則 710 上訴裁判所への上訴

#### 最終規定

第 1 条 通信

第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

第 3 条 係属出願を対象とする方式及び調査報告

第 4 条 係属出願の実用新案及び意匠登録の存続期間

第 5 条 実施

第 6 条 廃止

第 7 条 可分性

第 8 条 認証謄本の提供

第 9 条 施行

#### IV. 自発的ライセンス許諾に関する規則

##### 第 1 部 定義

規則 1 用語の定義

規則 2 禁止される条項

規則 3 必須の条項

##### 第 2 部 技術移転取決めの適用除外の登録

規則 4 適用除外の申請

規則 5 申請人

- 規則 6 申請時期
- 規則 7 申請日
- 規則 8 追加要件の通知
- 規則 9 評価の範囲
- 規則 10 世界的に容認された業界の基準及び慣行
- 規則 11 有効な知的所有権の認識
- 規則 12 納税
- 規則 13 決定
- 規則 14 証明書発行
- 規則 15 証明書登録簿
- 規則 16 登録の取消

### 第 3 部 略式手続

#### 第 1 章 商標ライセンス契約

- 規則 17 庁に記録する前の許可
- 規則 18 評価期間
- 規則 19 許可証
- 規則 20 遵守の通知

#### 第 2 章 遵守証明書及び法律上の目的のための承認

- 規則 21 遵守証明書の請求
- 規則 22 評価期間；請求に基づく処分

#### 第 3 章 技術移転取決めの予備審査及び／又は事前許可

- 規則 23 予備審査請求
- 規則 24 評価期間
- 規則 25 所見の通知
- 規則 26 第 2 部に基づく取決めの提出

#### 第 4 部 再審理及び不服申立

- 規則 27 再審理請求
- 規則 28 長官への不服申立
- 規則 29 通商産業大臣への不服申立

#### 第 5 部 雑則

- 規則 30 許諾者の権利
- 規則 31 実施権者の権利
- 規則 32 司法手続の対象である技術移転取決め
- 規則 33 公告
- 規則 34 庁の様式

## 規則 35 適用範囲

### 最終規定

第 1 条 実施

第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

第 3 条 廃止

第 4 条 可分性

第 5 条 施行

## V. 知的所有権に係わる法律の違反に対する行政不服申立に関する規則

### 規則 1 定義，解釈；裁判所規則

第 1 条 用語の定義

第 2 条 解釈

第 3 条 裁判所規則の補足的な適用

### 規則 2 訴訟の開始

第 1 条 訴状，提出時期及び提出先

第 2 条 第 1 審管轄権

第 3 条 聴聞の場所

第 4 条 方式要件

第 5 条 パートナーは個々に記名すること

第 6 条 申請手数料の納付及び事件表への記載

第 7 条 代理及び記録の秘密保全

第 8 条 召喚状

第 9 条 答弁

第 10 条 補正された訴状に対する答弁

第 11 条 却下申立は認められない

第 12 条 審理前手続

第 13 条 審理前準備書面の不提出又は不出頭の効果

第 14 条 当事者の出頭

第 15 条 審理前準備書面の不提出又は審理前協議への不出頭の効果

第 16 条 審理前手続の結果の記録

第 17 条 審理前手続の日程表

### 規則 3 聴聞官の権限

第 1 条 聴聞官の権限

第 2 条 罰則付召喚令状の送達

第 3 条 文書提出命令状の破棄

#### 規則 4 仮差押

- 第 1 条 差押令状の発行理由
- 第 2 条 命令の発出及び内容
- 第 3 条 必要な宣誓供述書及び保証証書
- 第 4 条 申請人の保証証書の条件
- 第 5 条 財産差押の方法
- 第 6 条 執行官の報告
- 第 7 条 差押の対象となるもの及び執行の方法
- 第 8 条 差押後で判決の記入前には差押財産を売却することができる
- 第 9 条 逆保証証書の供託に基づく差押の解除
- 第 10 条 その他の理由による差押の解除
- 第 11 条 差押財産の所有権を第三者が主張した場合
- 第 12 条 判決の差押財産からの執行；執行官の報告
- 第 13 条 不足額は強制執行により徴収する；超過分は判決債務者に引き渡される
- 第 14 条 供託金の処分
- 第 15 条 差押命令の発出対象の当事者に有利に判決がなされた場合の差押財産の処分
- 第 16 条 不適切，不適正又は過大な差押を理由とする損害賠償請求

#### 規則 5 予備的差止命令

- 第 1 条 予備的差止命令；発することができる者
- 第 2 条 予備的差止命令の発出理由
- 第 3 条 予備的差止命令又は暫定的禁止命令に係る宣誓された申請及び保証証書
- 第 4 条 予備的差止命令は通知なく発出されることはない；例外
- 第 5 条 差止命令又は禁止命令に係る異議申立又は取消の申立の理由
- 第 6 条 最終差止命令が発出される場合

#### 規則 6 侮辱

- 第 1 条 直接侮辱は即決で罰せられる
- 第 2 条 間接侮辱は告発及び聴聞後に罰せられる
- 第 3 条 侮辱に係る手続
- 第 4 条 聴聞；保釈金による保釈
- 第 5 条 間接侮辱に係る罰則
- 第 6 条 命令に従うまで収監される
- 第 7 条 保釈金により保釈された当事者が応答しない場合の手続
- 第 8 条 聴聞官は被告を釈放することができる
- 第 9 条 局長による判決又は命令の見直し

#### 規則 7 日程表及び延期

- 第 1 条 審理日程表
- 第 2 条 審理の通知
- 第 3 条 審理は継続的である

第4条 事件のくじ引き

規則8 証言録取及び開示

第1条 訴訟中の証言録取書

第2条 証言録取の効果

第3条 証言録取を行うことに関する規定

第4条 質問書に対する応答の提出期間

規則9 聴聞

第1条 事件の審理

第2条 聴聞の延期

第3条 審理の順序

第4条 合意事実陳述書

第5条 事件を解決する期間

第6条 併合

規則10 証拠

第1条 必要な証拠

第2条 文書証拠

第3条 局長及び聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない

第4条 方法特許の立証責任

第5条 更なる証拠を止める権限

第6条 手続には衡平法上の原則が適用される

規則11 決定及び命令

第1条 決定の言渡し

規則12 行政罰及び制裁

第1条 科すことができる行政罰

規則13 判決、最終命令及びその記入

第1条 判決及び最終命令の言渡し

第2条 判決及び最終命令の記入

第3条 執行命令及び令状

第4条 不服申立中の執行

規則14 不服申立

第1条 決定及び命令の確定

第2条 不服申立、遂行の方法

## 最終規定

第1条 可分性

第2条 認証謄本の提供

第4条 施行

## VI. 技術移転についての支払、及び作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権者の権利に関するライセンスの条件に係わる紛争の解決についての改訂規則

第1条 名称

第2条 用語の定義

第3条 長官の管轄権

第4条 局長の管轄権

第5条 訴状を提出することができる者

第6条 訴状の内容

第7条 第三者預託

第8条 調停手続

第9条 和解通知

第10条 調停会議

第11条 当事者の出頭

第12条 調停会議に出頭しないことの効果

第13条 調停会議の場所

第14条 和解が成功した場合の手続

第15条 記録の秘密保全

第16条 調停が不首尾の場合の手続

第17条 解明聴聞

第18条 長官又は局長の決定

第19条 長官に対する不服申立

第20条 不服申立人の準備書面が必要である

第21条 局長の見解

第22条 通商産業大臣への不服申立

## 最終規定

第23条 裁判所規則の補足的適用

第24条 修正

第25条 可分性

第26条 認証謄本の提供

第27条 施行

VII. 当事者系手続に関する規則(標章,特許,実用新案及び意匠の取消申請,標章登録への異議申立,強制ライセンス許諾)

規則 1 用語の定義

第 1 条 用語の定義

規則 2 当事者系手続,手続の当事者;管轄権;手順;証拠

第 1 条

第 2 条 当事者系手続の当事者

第 3 条 当事者系手続の第 1 審管轄権

第 4 条 商標又はサービスマークの執行訴訟において提訴する外国法人の権利

第 5 条 特許取消に関する裁判所の管轄権

第 6 条 当事者系事件の聴聞の実施において従うべき手続規則

第 7 条 聴聞官の権限

第 8 条 当事者系手続における流れ/手順

第 9 条 召喚状及び答弁

第 10 条 審理前手続

第 11 条

第 12 条 聴聞の実施

第 13 条 審理の順序

第 14 条 証拠に対する妨訴抗弁は認められない

第 15 条 局長又は聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない

第 16 条 訴答に関する判断

第 17 条 略式判決

第 18 条 速記録

第 19 条 他の事件に属する書類の提示

第 20 条 両当事者が居合わせない限り事件について非公式に話してはならない

第 21 条 衡平法上の原則を適用することができる

第 22 条 覚書及び決定案の提出

第 23 条 聴聞官の報告

規則 3 特許の取消

第 1 条 特許の取消;理由

第 2 条 部分取消

第 3 条 申請の要件

第 4 条 聴聞の通知

第 5 条

第 6 条 特許又はクレームの取消の効果

第 7 条 無効と認定された特許は取り消すことができる

規則 4 実用新案登録の取消

- 第 1 条 実用新案登録の取消理由
- 第 2 条 実用新案の取消手続
- 第 3 条 実用新案登録の取消の効果

規則 5 意匠登録の取消

- 第 1 条 意匠登録の取消理由
- 第 2 条 部分取消
- 第 3 条 手続
- 第 4 条 取消の効果

規則 6 強制ライセンス許諾申請

- 第 1 条 特許は強制ライセンス許諾手続の対象となる
- 第 2 条 強制ライセンス許諾を申請することができる者；申請する時期
- 第 3 条 強制ライセンス許諾の理由
- 第 4 条 合理的な商業上の条件でライセンスを得る要件
- 第 5 条 特許所有者の許諾を得る努力なしに強制ライセンス許諾申請が認められる場合
- 第 6 条 権利所有者への通知
- 第 7 条 半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾
- 第 8 条 特許の相互依存に基づく強制ライセンス
- 第 9 条 申請の様式及び内容
- 第 10 条 審理の通知
- 第 11 条 通知の公示
- 第 12 条 ライセンスの付与
- 第 13 条 強制ライセンスの条件
- 第 14 条 強制ライセンスの修正
- 第 16 条 実施権者によるライセンスの権利放棄
- 第 17 条 ライセンスの修正，権利放棄又は取消の公告

規則 7 標章登録出願に対する異議申立

- 第 1 条
- 第 2 条
- 第 3 条 異議申立書の内容
- 第 4 条 宣誓された異議申立書を提出する期間の延長
- 第 5 条 原本以外の様式による異議申立書の提出

規則 8 標章登録の取消

- 第 1 条 取消申請をすることができる者
- 第 2 条 申請時期
- 第 3 条 取消申請の内容
- 第 4 条 申請の宣誓

第5条 申請の送達及び聴聞の通知

第6条 登録標章に係わる権利執行のための訴訟について聴聞し決定する権限を行使して標章を取り消す局の権限

第7条 局又は適切な裁判所に提起された訴訟の効果

第8条 登録の取消

規則9 再審理；不服申立

第1条 長官への不服申立

第2条 再審理申立の理由及び提出期間

第3条 再審理申立の内容及び通知

第4条 再審理申立に基づく処分

第5条 申立に係る決定

第6条 2度目の再審理申立

第7条 一部再審理

第8条 再審理申立を拒絶する命令に対する救済

第9条 上訴裁判所又は最高裁判所への上訴

規則10 上訴中の決定の執行

第1条 執行命令

第2条 特許の取消は直ちに執行される

規則11 判決，最終命令及びその記入

第1条 判決及び最終命令の言渡し

第2条 判決及び最終命令の記入

最終規定

第1条 対象

第1.1条

第2条 実施

第3条 可分性

第4条 施行

## I. 商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則

### 第1部 商標及びサービスマークの登録

#### 規則 10 表題

本規則は、「商標規則」と称する。

#### 規則 100 定義

別段の定めがない限り，次の用語は，本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは，知的所有権庁の商標局をいう。
- (b) 「団体標章」とは，登録出願においてそのように特定され，かつ，出所その他の共通の特性を識別することができる可視標識をいう。共通の特性には，団体標章の登録所有者の管理の下にその標識を使用する個々の企業の商品又はサービスの質を含める。
- (c) 標章が周知であるか否かを決定する目的で，「管轄当局」とは，裁判所，長官，法務局長，又は標章についての権利を執行するための訴訟を審理し裁定する準司法的若しくは司法的管轄権を付与された行政機関若しくは官庁をいう。
- (d) 「局長」とは，商標局長をいう。
- (e) 「長官」とは，知的所有権庁の長をいう。
- (f) 「審査官」とは，商標審査官又は商標局の上級職員若しくは一般職員であって，登録出願又はその更新を審査する権限を与えられた者をいう。
- (g) 「IP法」とは，フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。
- (h) 「IPO 公報」とは，知的所有権庁独自の刊行物であって，IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (i) 「標章」とは，企業の商品を識別することができる可視標識(商標)又はサービスを識別することができる可視標識(サービスマーク)をいい，商品のマーキングされた容器を含む。
- (j) 「庁」とは，知的所有権庁をいう。
- (k) 「規則」とは，この一連の規則並びに商標局長が作成して長官が承認する商標及びサービスマークに関する実務規則をいう。及び
- (l) 「商号」とは，企業を特定し又は識別する名称又は表示をいい，事業識別名とも称する。

#### 規則 101 登録要件

標章が次に該当する場合は，登録を受けることができない。

- (a) 反道徳的，欺瞞的若しくは中傷的な要素，又は存命しているか死亡しているかを問わない個人，団体，宗教若しくは国の象徴を傷付け，又はこれらとの関連があるかのように示唆し，又はこれらを侮辱し，又はこれらに悪評を立てる虞がある要素からなるもの
- (b) フィリピン，フィリピンの行政区分若しくは外国の旗，紋章その他の記章，又はこれらの類似物からなるもの
- (c) 存命中の特定の個人の名称，肖像若しくは署名からなる標章(ただし，その者の承諾を得ている場合を除く)，又はフィリピンの故大統領の名称，署名若しくは肖像からなる標章(ただし，未亡人がいる場合は，その存命中に限る。また，未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く)からなるもの

- (d) 他の所有者に帰属する登録標章又は先の出願日若しくは優先日を有する標章と同一であり、かつ、次の何れかに該当する標章であるもの
- (i) 同一の商品又はサービスに係るもの
- (ii) 密接に関連する商品又はサービスに係るもの、又は
- (iii) 誤認させるか又は混同を生じさせる虞がある程に似ているもの
- (e) 登録出願人とは別の者の標章として、フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、国際的に及びフィリピンにおいて周知であるとフィリピンの権限のある当局により認められた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章であって、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用するものであるもの。ただし、標章が周知であるか否かを決定するに当たっては、広く一般公衆に知られていることではなく、関係する公衆に広く知られていること、また、当該標章を普及させた結果としてフィリピンで広く知られていることについて考慮する。
- (f) その登録出願の対象とする商品又はサービスに類似していない商品又はサービスを対象としてフィリピンにおいて登録され、かつ、前項に基づいて周知とみなされた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であるもの。ただし、当該標章の当該類似していない商品又はサービスについての使用が、当該類似していない商品又はサービスと登録標章の所有者との間の関連性を示唆し、かつ、登録標章の所有者の権利が当該使用により害される虞がある場合に限る。
- (g) 商品又はサービスについて、特に性質、品質、特性又は地理的原産地について、公衆を誤認させる虞があるもの。地理的表示とは、特定の商品がある国の領域又は当該領域内の地域若しくは地方の原産品であることを識別する表示であって、当該商品の品質、評判又はその他の特性が基本的に当該原産地に帰される場合をいう。
- (h) 指定する商品又はサービスにとって一般的な標識のみからなるもの
- (i) 日常の言語又は善意のかつ確立された商業上の慣行において当該商品又はサービスを示すために通例又は一般的になっている標識又は表示のみからなるもの
- (j) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造又はサービスの提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標識又は表示のみからなるもの
- (k) 技術上の要因に、又は商品自体の性質若しくは商品の固有の価値に影響する要因に不可欠である形状からなるもの
- (l) 色彩のみからなるもの。ただし、形状により定義される場合はこの限りでない。又は
- (m) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (j)、(k)及び(l)にいう標識又は図案に関しては、登録を求める商品又はサービスについての識別性をフィリピンにおいて商業上使用した結果として有するようになった如何なる標識又は図案も、登録することを妨げられない。出願人が識別性の主張をする日より前の5年にわたってフィリピンで当該標章を商業上実質的に独占的かつ継続的に使用していたことを証明した場合は、庁は、これを、出願人が商品又はサービスについて商標を商業上使用して識別性を有するに至ったことの一応の証拠として認めることができる。
- 標章を適用する商品又はサービスの内容は、登録に対する障害とはならない。

## 規則 102 標章が周知であるか否かを決定するための基準

標章が周知であるか否かを決定するに当たり、次の基準の 1 又はこれらを複合させた基準を考慮に入れることができる。

- (a) 標章が使用された期間、程度及び地理的区域、特に、標章が適用される商品及び / 又はサービスの展示会又は博覧会における広告又は宣伝及び発表を含む標章の販売促進の期間、程度及び地理的区域
- (b) 標章が適用される商品及び / 又はサービスのフィリピン及び他の国における市場占有率
- (c) 標章に固有の又はこれが獲得した識別性の度合
- (d) 標章が獲得した品質についてのイメージ又は評判
- (e) 標章が世界で登録されている程度
- (f) 標章が達成した世界における登録の排他性
- (g) 標章が世界で使用されている程度
- (h) 標章が達成した世界における使用の排他性
- (i) 標章に帰せられる世界における商業的価値
- (j) 標章に係わる権利が有効に保護された記録
- (k) 標章が周知標章であるか否かの争点を扱う訴訟の結果、及び
- (l) 同一の又は類似の商品又はサービスについて有効に登録され又はこれらに使用され、かつ、自己の標章を周知標章であると主張する者以外の者に所有される同一の又は類似の標章の有無

## 規則 103 商号又は事業上の名称

- (a) 名称は、その性質により又はその名称を付した使用により公の秩序又は善良の風俗に反することとなる場合、かつ、特にこれらにより特定される事業の性質について当業界又は公衆を誤認させる虞がある場合は、商号として使用することができない。
- (b) 商号を登録する義務を規定する法律又は規則に拘らず、商号は、登録の前であるか又は登録がなされていない場合であっても、第三者が犯す違法行為に対して保護される。特に、第三者による商号の後の使用は、それが商号、標章又は団体標章としてであるか否かを問わず、又は公衆が混同する虞がある類似の商号又は標章であるか否かを問わず、違法であるとみなす。
- (c) IP 法第 153 条から第 156 条まで並びに第 166 条及び第 167 条に規定する標章の取消及び侵害に対する救済は、商号に適用する。
- (d) 商号の所有者に係わる変更は、その商号によって識別される事業又はその一部の移転とともにしなければならない。ただし、当該移転又は譲渡は、特に標章が適用される商品又はサービスについての性質、出所、製造方法、特徴、又は用途に関して、公衆が混同する虞がある場合は無効とする。

## 第 2 部 標章に係わる権利

### 規則 200 標章の取得方法

標章に係わる権利は、法律に従って正当に設定された登録によって取得される。

## 規則 201 国際条約及び相互主義

(a) フィリピンが締約国である知的所有権若しくは不正競争の防止に関する条約若しくは協定の締約国である国又は法によりフィリピン国民に相互主義的権利を与える国の国民又はこれらの国に住所を有するか若しくは現実かつ真正の産業上の事業所を有する者は、知的財産法によって知的所有権の所有者に与えられる権利に加えて、これらの条約又は相互主義法の規定に効力を与えるために必要な範囲において恩恵を受ける権利を有する。

(b) このような者の標章の登録は、母国における登録とは無関係とし、フィリピンにおける当該登録の存続期間、有効性又は移転は、IP 法及び本規則に準拠する。

## 規則 202 優先権；優先権を主張するための基礎

(a) 規則 201 にいう者によってそのような外国の 1 において先の標章登録出願が正当に行われた場合に、この者によって同一の標章についてフィリピンにおいて行なわれた登録出願は、当該先の標章登録出願を当該外国において最初に行った日に行われたものとみなす。

(b) 本条規則に規定する者によるフィリピンにおける標章の登録は、当該出願人の母国において当該標章が登録されるまでは付与されない。

(c) 当該出願人の母国とは、その者が国籍を有し、住所を有し又は善意かつ真正の工業上又は商業上の事業所を有する国である。

(d) 本条規則の如何なる規定も、本条規則に基づき付与された登録の所有者に対して、当該標章がフィリピンにおいて登録された日前になされた行為について訴訟を提起する権利を与えるものではない。ただし、前記にも拘らず、フィリピンにおいては登録されていない周知標章であって IP 法及び本規則に定義するものの所有者は、法に基づく他の救済を利用する権利を害されることなく、同一であるか又は混同を生じさせる程に類似する標章について、その登録に異議を申し立て、その登録の取消を申請し、又は不正競争に係る訴訟を提起することができる。

(e) 同様の方法において、かつ、同一の条件及び要件に従い、優先権は、同一の外国において正規にした後の出願を基礎とすることができる。ただし、当該後の出願の前になされて優先権の基礎とされていた出願が、公衆の閲覧のために公開されることなく、また、如何なる権利も残すことなく取り下げられ、放棄され又はその他処理されており、さらに優先権主張の基礎として用いられておらず、かつ、その後も優先権主張の基礎として用いられないことを条件とする。

## 規則 203 優先権を主張する出願の要件

優先権を主張する出願は、最先の外国出願がなされた日から 6 月以内にしなければならない。出願人は、庁、局又は審査官からの通知がなくても、次の何れか 1 の認証謄本の英語の翻訳文をフィリピンにおける出願日から 3 月以内に提出するものとする。

(a) 出願日を示す外国出願

(b) 出願日を表示する外国登録

## 規則 204 実際の使用の宣言

庁は、商標出願の手続において、商業的に使用していることの証明を求めない。ただし、すべての出願人又は登録人は、庁からの通知がなくても、出願日から延長不可能な 3 年の期間

内に、標章の実際の使用の宣言を、その旨の証拠を添えて提出するものとする。そうしなかった場合は、局長は、職権により出願を拒絶するか又は標章を登録簿から削除する。

### **規則 205 実際の使用の宣言の内容及び証拠**

宣言は宣誓に基づくものとし、1 の出願又は登録のみに言及しなければならず、標章をフィリピンで実際に使用している旨を宣言する出願人又は登録人の名称及び宛先を記載し、標章を付した商品を列挙しなければならない。また、製品の販売又はサービスの提供がされている販売店の名称及び正確な場所を記載し、出願又は登録に記載した標章がフィリピンで実際に使用されていることを示す十分な事実を引用し、かつ、当該使用の性質を明記する。宣言する者は、商品に実際に使用しているラベル 5 枚又は標章を目に見えるようにかつ読めるように印した容器の写真、及び所定の手数料の納付証明を添付する。

## **第 3 部 標章を出願することができる者**

### **規則 300 出願人**

- (a) 出願人は、自然人でも法人でも差し支えない。
- (b) この部によって修正されない限り、すべての商標出願は、出願書類に署名することができる出願人の名称においてしなければならない。出願人が複数の場合は、出願人全員を出願人として記名しなければならないが、その何れもが、出願人全員のために、かつ、その代理として出願書類に署名することができる。

### **規則 301 譲渡された標章**

標章における権利全体が譲渡された場合は、出願は、譲受人の名称で行うことができ、譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人の場合は、その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

### **規則 302 代理；送達宛先**

出願人は、フィリピンに住所を有さず又はフィリピンにおいて現実かつ真正の商業上の事業所を有していない場合は、庁に提出する書面において、当該標章に影響する手続に係る通知又は令状の送達を受けるフィリピンに在住する者の名称及び宛先を指定しなければならない。当該書面は、庁からの通知がなくても、出願日から 60 日以内に、庁に提出するものとする。当該通知又は令状は、その謄本を最後に提出された指定の宛先に配達することにより指定された者宛に送達することができる。最後の指定の宛先にそのように指定された者が所在しない場合は、当該通知又は令状は、局長に送達することができる。

### **規則 303 出願人は代理人に代理させることができる**

標識の所有者は、自己が登録出願を遂行するか又は代理人若しくは庁によって当該事項を処理する権限を与えられたその他の者に代理させることができる。庁は、代理人の選任については、代理人又は庁において実務を行う権限を与えられた代理人の一覧を提供する以外には、支援しない。

#### **規則 304 委任状又は授權状**

出願をするときは、委任状又は授權状を必要としない。ただし、庁は、出願又は登録について最初の行為又は更なる行為をすることの許可を与える事前の委任状又は授權状を、通知のときから 60 日以内に提出することを代理人又は他の認められた者に要求することができる。代理人は、復代理人又は準代理人を、本人の書面による授權がある場合にのみ指名することができる。ただし、復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

#### **規則 305 出願人の死亡、心神喪失又は無能力**

出願人が死亡したか、心神喪失したか又は他の理由で無能力になった場合は、当該死亡したか、心神喪失したか又は無能力になった出願人の法定遺言執行人、遺産管理人、後見人、財産管理人又は代理人は、出願人の相続人及び権利承継人の代理として、出願を遂行することができる。

#### **規則 306 署名その他自己を特定するための手段**

(a) 署名を要する場合は、庁は、次のものを認める。

(1) 手書の署名

(2) 印刷又は押印した署名、印章の使用等により手書の署名に代えたその他の形式による署名の使用。ただし、印章を使用する場合は、文字表記による署名人の名称を付記する。

(b) (a)にいう署名その他自己を特定するための手段については、当該署名が登録の権利放棄に係わる場合を除き、認証、公証、検認、公認その他の証明を必要としない。

### **第 4 部 商標出願**

#### **規則 400 出願書類の要件**

すべての出願書類は局長宛としなければならない、フィリピン語又は英語によるものとし、かつ、次の事項を記載しなければならない。

(a) 登録を求める願書

(b) 出願人の名称及び宛先

(c) 出願人が国民であるか又は住所を有する国の名称、出願人が現実かつ真正の工業上又は商業上の事業所を有する場合は、当該事業所がある国の名称

(d) 出願人が法人である場合は、当該法人がその設立と存続の基礎とする法律

(e) 出願人がフィリピンに住所を有していない場合は、代理人の選任

(f) 出願人が先の出願に基づいて優先権を主張する場合は、次の表示を伴った当該先の出願の優先権を主張する申立

- 当該先の出願がなされた国内官庁が属する国の名称、又はその出願が国内官庁ではない官庁になされた場合は、当該官庁の名称

- 当該先の出願がなされた日

- 入手することができる場合は、当該先の出願の出願番号

(g) 出願人が当該標章の識別上の特徴として色彩を請求する場合は、その旨の陳述並びに請求する色彩の名称及び当該標章のうちで当該色彩が付される主要部分の表示

(h) 当該標章が立体標章である場合は、その旨の陳述

- (i) 本規則に規定する当該標章の複製及び複写
- (j) 本規則に規定する当該標章又はその一部の翻字又は翻訳
- (k) 登録を求める商品又はサービスのニース分類に従った分類による名称，及びその分類により商品又はサービスが属するニース分類の番号
- (l) 出願が団体標章に係るものである場合は，その旨の指定
- (m) 出願人又はその代理人による署名又はこの者を特定する他の表示
- (n) 代理人を通じて出願する場合は，委任状，及び
- (o) 出願人が小企業である場合は，その旨の宣誓陳述書

#### **規則 401 庁の出願様式**

庁は，出願人の便宜のために，標準的な出願様式を作成し，利用に供するものとし，出願人及び他の者は，費用を負担してこれを随意に複製することができる。

#### **規則 402 ラベル**

出願人は，商品に実際に使用しているか若しくは使用しようとしているラベル，又は写真平版によって若しくは類似の方法によって作成した複写若しくは複製を含めることができる。標章は，医薬品について法律が求める場合を除いて，商品の普通名称に比べて大きくかつ目立つものでなければならない。

#### **規則 403 図面**

- (a) 標章の図面は，出願人の商品若しくはサービスに又はこれに関連して実際に使用しているか又は使用しようとする標章を実質的に正確に表現するものでなければならない。
- (b) タイプした図面は，図案，レタリング様式，色彩，発音区別符号又は通常でない句読符号のように特殊な特徴を示す必要が一切ない場合は，審査官が受理することができる。コンピュータからのプリントアウトも，標章を正確に表現するものでなければならない旨の要件を実質的に満たしていれば，審査官が受理することができる。
- (c) ただし，本条規則の規定は，出願日を付与する目的で出願を完全なもののみならず否かを決定する際には，弾力的に解釈する。

#### **規則 404 一定の場合にサービスマークの図面を省くことができる**

サービスマークの図面を省くことはできるが，出願には，当該マークの適確な説明を含めなければならない。

#### **規則 405 図面はプリストル紙に記載する**

図面は，プリストル紙 1 枚分の厚みを有する純白の紙面に作成しなければならない。紙面は，平滑なものでなければならない。

#### **規則 406 用紙の大きさ；「表示領域」**

図面を記載する用紙の寸法は，正確に 210mm × 297mm すなわち A4 判でなければならない。紙面の端から 19mm のところに 1 本の枠線を引き，正確に 172mm × 259mm の表示領域を設ける。その余白に，すべての記載及び署名を含めなければならない。紙面の短い辺の 1 をその上部

とみなす。

#### **規則 407 図面はペン書又は複製の質を十分なものにするその他の方法によること**

色彩を主張しない場合は、すべての図面は、ペン書のみにより、又は複製の質を十分なものにする方法により作成しなければならない。すべての線及び署名も含めて、文字は、黒色のみとする。この要件は、すべての線(きわめて細いものを含む)及び陰影に適用する。すべての線は、整った、鮮明で均質な線でなければならず、また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。

#### **規則 408 所有者の名称は余白に記載する**

商標、サービスマーク又は商号の所有者の名称は、余白に記載しなければならない。図面部分に掛からないようにしなければならない。所有者又は記録上の代理人は署名をしなければならない。ただし、印刷若しくは押印された署名、又は署名者の名称を文字で書き添えた印章の使用も認められる。

#### **規則 409 用紙を横長にして使う場合**

図が用紙の幅より広いときは、紙面を横長にして使うものとする。

#### **規則 410 局に図面を郵送する方法**

庁に送付する図面は、厚手の紙に平らな状態で挟んで保護して送付するか又は郵送用の筒に丸めて入れて送付する。図面は、決して折り畳んではならない。

#### **規則 411 色彩**

色彩が、これを使用する又は使用しようとする標章の重要な特徴である場合は、用いる色彩を図面及び複写において実際に再現することができる。そうしない場合は、主張する色彩の名称を挙げ、標章においてその色彩を使用する主な部分を示した説明を記載しなければならない。

#### **規則 412 非公式の図面**

上記の規則に従って作成していない図面は、審査の目的で受理されることがあるが、異議申立の対象としての公告がされるため又は出願が認められるためには、その図面を訂正するか、要求があったときは新たなものを提出しなければならない。差し替えるための図面は、審査官が要求した場合、又は元の図面の訂正により当該標章若しくは商号を実質的に全部書き換える必要が生じた場合を除いては、受理されない。

#### **規則 413 新たな出願における旧図面の使用**

放棄したか又は拒絶された出願の代わりに行った出願においては、新たな完全な出願書類が要求されるが、旧図面が適切な場合はこれを使用することができる。出願書類には、図面の移転請求及び原本ファイルに挿入すべき図面の恒久写真複写を添付するか又はその複写を求める注文を添付しなければならない。このようにして移転した又は移転する図面は、補正することができない。

#### 規則 414 図面の小さな複写の作成方法

図面の小さな複写 10 通は、黒色インクで、又は色彩を主張する場合はカラーで、1 通の複写は Bristol 紙に、他の 9 通の複写は通常のクーポンボンド紙に印刷しなければならない。IPO 公報に公告するときに十分な複製の得られるものでなければならない。この複写を印刷すべき紙面の大きさは、縦 70mm、横 35mm でなければならない。

#### 規則 415 翻訳 / 翻字

標章又はその一部が外国の語、文字及び字体又は外国の音である場合は、当該標章又はその一部の翻訳又は翻字を出願書類に添えなければならない。

翻字とは、ある言語の語、文字又は字体を別の言語の文字及び字体又はアルファベットで表示するか又は綴る行為、方法又は例である。

翻訳とは、1 の言語又は表記システムを別のものへ翻訳する行為、方法又は例である。

#### 規則 416 ニース分類

出願人は、登録を求める商品又はサービスの名称を、ニース分類の類ごとにまとめて、各々の商品又はサービスが属するニース分類の分類番号と共に表示しなければならない。

##### (a) 商品の分類

類	
1	工業用、科学用、写真用、農業用、園芸用及び林業用の化学品。人造樹脂及び合成樹脂。粉状、液状又は板状の工業用プラスチック。肥料(天然及び人工)。消化剤。焼炭し剤及びはんだ付け剤。食品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤
2	ペイント、ワニス、ラッカー、防錆剤及び木材保存剤。着色剤。染料。媒染剤。天然樹脂。画家及び装飾業者用の金属箔及び金属粉
3	漂白剤、その他の洗濯に用いる物質。清浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤。せっけん。香料。精油、化粧品、ヘアローション、歯磨き
4	工業用の油及び油脂(食用油脂及び精油を除く)。潤滑剤。塵埃吸収・吸着剤。燃料(原動機用燃料を含む)及びイルミネント。ろうそく、灯芯、終夜灯及び芯
5	薬剤、獣医科用剤及び衛生剤。幼児及び病人用食品。膏薬、包帯類。歯科用充てん材料、歯科用ワックス。消毒剤。除草剤及び有害動物駆除剤
6	未加工及び一部加工の一般の金属及びその合金。錨、鉄床、鐘、圧延及び鑄造の建築材料。レール及びその他の鉄道線路用金属材料。チェーン(車両駆動チェーンを除く)。ケーブル及びワイヤ(電気用でないもの)。錠前師用品。金属製パイプ及びチューブ。金庫及び現金箱。鋼球。蹄鉄。釘及びねじ。他の類に属さないその他の非貴金属製品。鉍石
7	機械及び工作機械。原動機(陸上の乗物用のものを除く)。機械用の継手及びベルト類(陸上の乗物用のものを除く)。大型の農業用器具。ふ卵器
8	手持ちの工具及び器具。刃物類、フォーク及びスプーン。携帯用武器
9	科学用機器、航海用機器、測量用機器、電気機器(無線を含む)、写真用機器、映画用機器、光学機器、重量測定用機器、測定機器、信号用機器、検査(監視)機器、救命用機器及び教育用機器。自動販売機。蓄音機。金銭登録機。計算機。消火器
10	外科用、内科用、歯科用及び獣医科用の機器(義肢、義眼及び義歯を含む)

11	照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置
12	乗物。陸上，空中又は水上の移動用の機器
13	火器。鉄砲弾及び発射体。火薬類。花火
14	貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した商品(刃物，フォーク及びスプーンを除く)。宝飾品，貴石。計時用具
15	楽器(蓄音機及び無線機でないもの)
16	紙及びその製品，厚紙及びその製品。印刷物，新聞及び定期刊行物，書籍。製本用材料。写真。文房具，接着剤(文房具用)。美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。タイプライタ及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。遊戯用カード。活字及びクラッチ版(ステロ版)
17	グタペルカ，弾性ゴム，バラタ及びその代用品，これらの製品であって他の類に属さないもの。製造に使用する板状，塊状及び棒状のプラスチック。包装用，充てん用及び絶縁用の材料。石綿，雲母及びこれらの製品。ホース(金属でないもの)
18	革及び人工皮革並びにこれらの製品であって他の類に属さないもの。獣皮，トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及びつえ。むち，馬具
19	建築材料，自然石及び人造石，セメント，石灰，モルタル，しっくい並びに砂利。土管又はセメント管。道路建設用材料。アスファルト，ピッチ及び瀝青。運搬可能な建築物。石の記念物。煙突通風管
20	家具，鏡，額縁。木材，コルク，葦，籐，柳，角，骨，象牙，鯨のひげ，貝殻，こはく，真珠母，海泡石，セルロイド若しくはこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属するものを除く)
21	小型の家庭用器具及び容器(貴金属製又は貴金属で被覆したものでないもの)。くし及びスポンジ。ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のものを除く)。ガラス製品，磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの
22	ロープ，ひも，網，テント，日よけ，ターポリン，帆，袋。詰物用材料(毛，カボック，羽，海藻等)。織物用の未加工繊維
23	紡ぎ糸，より糸
24	薄織物(反物)。ベッドカバー及びテーブルカバー。他の類に属さない織物製品
25	ブーツ，靴及びスリッパを含む被服
26	レース及びししゅう布，リボン及び組みひも。ボタン，押しボタン，ホック，ピン及び針。造花
27	じゅうたん，ラグ，マット。リノリウムその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)
28	ゲーム用品及びおもちゃ。体操用具及び運動用具(被服を除く)。クリスマスツリー用装飾品
29	食肉，魚，家禽及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム。卵。ミルク及び乳製品。食用油脂。プリザーブ，漬物
30	コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー，穀粉及び穀物から成る加工品。パン，ビスケット，ケーキ，練り菓子，糖菓，氷菓。はちみつ，糖みつ。酵母，

	ベーキングパウダー。塩，マスタード。胡椒，酢，ソース。香辛料。氷
31	農業，園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子。自然の植物及び花。飼料，麦芽
32	ビール，エール及びポーター。ミネラルウォーター，炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料。シロップその他の飲料用調製品
33	ぶどう酒，蒸留酒及びリキュール
34	未加工の又は製品化されたたばこ。喫煙用具。マッチ

(b) 業務又はサービスの分類

35	広告及び事業
36	保険及び金融
37	建設及び修理
38	通信
39	輸送及び保管
40	材料処理
41	教育及び娯楽
42	その他

#### 規則 417 広義の用語

何れの出願においても，商品，事業又はサービスを特定する際に広義の用語を使用することは認められない。外国登録に基づいて出願する出願人は，当該外国登録が商品，事業又はサービスを特定する際に広義の用語を使用している如何なる場合も，当該外国登録の対象である商品を指定しなければならない。

#### 規則 418 商品及び／又はサービスの単一登録

複数の商品及び／又はサービスについて，これらがニース分類の 1 の類に属するか複数の類に属するかに拘らず，1 の出願で扱うことができる。ニース分類の複数の類に属する商品及び／又はサービスが 1 の出願で扱われている場合は，当該出願は，1 の登録を受けるものとする。

#### 規則 419 出願の分割

(a) 出願人は，複数の商品又はサービスを扱う出願(以下「当初の出願」という)を，当初の出願において扱った商品又はサービスを分けることにより，2 以上の出願(以下「分割出願」という)に分割することができる。

(b) 1 の類を更に分割することはできない。

(c) 分割出願は，当初の出願の審査前，又は局の最初の処分の郵送日から 2 月以内に提出しなければならない。

(d) 庁は，分割出願を受領した場合は，当初の出願及びその出願番号を取り消す。分割出願には，新規の出願番号が付与されるが，出願日は，当初の出願の出願日と同一とする。分割出願は，当初の出願の優先権の利益を同様に維持する。

## 第5部 出願日

### 規則 500 出願日

優先権に関する規定に従うことを条件として、ある出願の出願日は、所定の手数料並びに次の内容及び事項を英語又はフィリピン語で記載したものを庁が受領した日とする。

- (a) 標章の登録を求める旨の明示又は黙示の表示
- (b) 出願人の特定
- (c) 出願人と又は代理人がいる場合は代理人と通信するのに十分な特定
- (d) 登録を求める標章の複製、及び
- (e) 登録を求める商品又はサービスの一覧

### 規則 501 出願番号及び出願日

(a) 標章の登録要件の審査を開始する前に、審査官又は局長が権限を与えるその他の職員は、出願が本規則に定める出願日の付与に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願が出願日の付与に係る要件を満たしていない場合は、局は、出願人にその旨を通知し、出願人は、通知の郵送日から1月以内に、出願を要求通りに完全にするか又は訂正しなければならず、そうしなかった場合は、出願は、取り下げたものとみなされる。

(b) 出願手数料及びその他の特定事項を庁が受領した時点で、出願が出願日付与に係る要件が満たされていない場合は、付与していた出願日を取り消し、新しい出願日を庁の記録に記入する。新しい出願日は、出願人への通知で定めた通りに完全にされた又は訂正された出願を庁が受領した日とする。

## 第6部 登録出願の審査手続

### 第1章 手続の内容

#### 規則 600 出願は一方的に行われる；異議申立

登録出願手続は、出願人により一方的に行われる。すなわち、その手続は、原告(出願人)は存在するが被告は存在せず、裁判所自体(審査官)が相手方当事者として行為する訴訟に類似している。

自己が当事者でない係属出願に関する一方的陳述又は異議申立は、出願が係属中である旨の情報が出願人の任意によって伝達されていない限り、如何なる注意も払われない。

#### 規則 601 審査官と出願人との間の係争手続

標章登録に係る庁における一方的手続は、公衆の利益を代表する審査官と、個人の利益を代表する出願人(又はその代理人)との間の法律係争である。

#### 規則 602 出願人は自己の利益を図るものとされている

審査官が代表となる庁は、出願人の利益を図るものとはされていない。法律は、当該義務を出願人自身に課す。審査官は、公衆の利益を保護する責任を負い、従って法律及び本規則に反して標章登録が付与されていないか絶えず注意しなければならない。

### 規則 603 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分

出願人又はその代理人は、審査官による不利な予備的処分の肯定的な価値を十分に評価すべきである。有利に手続を進めることが困難であった登録は、庁の手続を容易に経た登録よりも法廷で有効になる傾向にある。その理由としては、審査官によって提起され、かつ、最終的に庁によって出願人に有利に決定された各要点は、法廷で出願人にその要点についての一応の当事者適格性を与えるからである。

庁は、法律により、登録出願を認める権限を与えられており、かつ、庁に与えられた権限を理由に、登録の付与及びこれに関するすべての事項に関する庁の決定は、裁判所により適正なものとして推定される。

### 規則 604 予備的拒絶は文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている

審査官による予備的拒絶は、決して文字通りに解釈してはならない。出願人は、審査官がその出願を実際に拒絶しようとしているのではないかもしれないことを忘れてはならない。実際のところ審査官は、出願を承認する準備を概ねしている可能性があり、出願人にとって登録許可後に訴訟になれば、釈明することが難しくなることがあるので、それを待たせるよりはむしろ、出願人に引例の回避の又は何らかの問題点の釈明をする機会を与えようとしているのである。

## 第 2 章 登録出願の審査方法；審査官による処分；出願人による応答；放棄；回復

### 規則 605 審査の順序；優先処理

(a) 出願は、出願日付与に係る要件が庁に対して完全に満たされた順番で、登録要件について審査される。通常、庁によって付与された出願番号の順番に従うものとし、出願番号の大きい出願が出願番号の小さい出願よりも早期に審査されることはないが、出願番号の大きい出願の出願日が出願番号の小さいもの出願日より早い場合はこの限りでない。

(b) 次に該当する商標出願は、宣誓に基づく請求があり、手数料を納付し、かつ、局長の命令がある場合は、優先処理及び/又は優先審査を受けることが認められる。

1. 以前登録されていたが、登録維持要件を満たさなかったために取り消された標章の登録人又は譲受人による再出願
2. 以前出願したが放棄して、もはや回復することができない標章の出願人による再出願
3. 何れかの国、政府間機関又は国際機関の標章、名称若しくは略称、又はロゴに係る登録出願
4. 短期間行われる又は定期的に行われるスポーツ競技について、当該スポーツ活動の開始前から親善の雰囲気若しくはイメージを高めるために商標登録が必要な場合の標章、名称、略称、ロゴに係る登録出願
5. 短期間行われる国内又は国外の貿易ミッション及び/又は博覧会で紹介され、及び/又は参加している出願人の製品及びサービスの標章、名称、略称、又はロゴに係る登録出願
6. 宗教活動、社会的若しくは慈善活動、又は教育活動の標章、名称、略称、又はロゴで、その活動の目的を達成するために早期登録が必要なものの登録出願
7. (サービスマークとしての)ドメイン名称の登録出願、及び

## 8. 情報通信技術( ICT) インフラにおいて使用されている又は使用される商標，サービスマーク及び商号の登録出願

### 規則 606 審査官の管轄権

審査官は，すべての登録出願の審査及び異議申立の対象とする目的での IPO 公報への公告の許可について第 1 審管轄権を有する。その決定は，確定したときには，局長に対する申請及び不服申立の対象となる。出願人又はその代理人は，自己の係属中の出願から生じる問題については，その担当の審査官にのみ提起するものとし，庁のその他の者に提起してはならない。

### 規則 607 出願の審査；審査官による処分

(a) 審査後に，何らかの理由により出願人には登録を受ける資格のないことが判明した場合は，審査官は，その旨を出願人に通知する。出願人は，その理由及び方式要件又は異論について知らされ，かつ，自己の出願を更に遂行する上で役立つ可能性がある情報及び参考事項が伝えられる。

(b) すべての審査官は，その処分において，当該処分を通知する時点で存在する異論の理由をすべて挙げなければならない。断片化した処分は禁止する。

### 規則 608 権利の部分放棄

権利の部分放棄の基本的な目的は，複合標章の特筆すべき要素が当該複合体の排他的な部分となっていないことを記録することにある。次の標章部分が当該複合標章の一部を構成している場合は，登録を可能にするためにその部分を権利放棄しなければならない。

(a) 普通名称

(b) 複合標章における説明的事項

(c) 商標，サービスマーク又は商号として機能しない事項

このような権利の部分放棄は，その放棄部分について他の法律に基づいてその時点で存在するか又はその後生じた出願人の権利を害することもその権利に影響することもなく，また，権利の部分放棄された事項が出願人の商品，事業又はサービスについて識別性を有するに至った場合は，後日行われる別の出願による出願人の登録に係る権利を害することもその権利に影響することもない。

審査官は，標章の一部に権利の部分放棄をしなければならない登録不能の事項が含まれていると判断した場合は，その決定を処分通知によって出願人に伝える。出願人が本規則に基づいて認められる期間内に応答しない場合は，審査官の決定が確定し，当該登録不能の事項について権利の部分放棄がなされる。

### 規則 609 審査官との面接；面接が許可されない場合

庁に係属中の出願に関する審査官との面接は，出願人が提起することを望む質問を明記した書面による請求に基づいてのみ，かつ，所定の手数料を納付した後にのみ行うことができ，これに関して審査官は，面接を許可するか又は質問に対して書面で回答するかを裁量する権限を有する。面接は，庁の構内において，審査官が指定する通常の就業時間中に行う。審査官との面接又は協議はすべて，協議の直後に文書にまとめ，審査官及び出願人が署名する。

当該書面は、庁の記録の一部となる。係属出願を検討する面接は、これに関する最初の庁の処分の前に行ってはならない。

#### **規則 610 応答期間，出願人の行為**

出願人は、審査官の処分に応答するために、その処分通知の郵送日から2月の猶予を与えられる。当該応答は、補正とともに、又は補正を伴わずにすることができ、出願人は、審査官の処分の内容及び事件の状況により必要とされる適切な処置を含めなければならない。応答期間は、書面による請求及び所定の手数料の納付に基づいて延長することができるが、如何なる場合も、応答期間の合計が応答を要求する審査官の処分通知の郵送日から4月を超えてはならない。

#### **規則 611 原本以外の通信**

「通信」とは、出願日の要件を満たす目的とは別に庁に提出する応答をいう。庁は、ファクシミリ又は電子的手段による庁への通信を認める。ファクシミリによる通信をする場合は、署名の複製、又は印章の複製であって、要求のあるときは捺印する自然人の名称の文字表記も付したものを表示しなければならない。庁の機械によるファクシミリの受領後24時間以内に、審査官は、当該ファクシミリを受領するために庁が負担した費用であって庁が随時設定するものを納付するよう出願人に要求する通知を出すことにより、当該ファクシミリの受領日を確認する。当該通信の原本及び費用は、ファクシミリの受領後1月以内に庁に受領されていなければならない。そうでない場合は、通信は取り下げたものとみなされ、記録から抹消される。何れの場合も、当該書類が庁に受領された旨を証明する義務は、出願人にある。

#### **規則 612 再審査**

出願人による応答後、出願は、審査官によって再審査又は再審理されるものとし、登録が再度拒絶され又は方式要件の遵守が要求されたが、確定したものとされていない場合は、出願人は、再度応答することができる。

#### **規則 613 最終処分**

審査官は、最初の又はその後の再審査又は再審理に基づいて、登録の拒絶又は方式要件遵守の要求が確定した旨を言い渡すことができる。従って、出願人の救済方法は、局長へ不服申立をするか又は審査官による要求を遵守するかに制限される。

#### **規則 614 放棄；不完全な応答**

審査官の処分通知の郵送日から起算した所定の期間内に、出願人が応答しなかったか又は完全な応答を提出しなかった場合は、出願は、前記期間の末日の翌日付で放棄されたものとみなされる。

#### **規則 615 放棄とされた出願の回復**

(a) 放棄とされた出願は、その放棄の日から3月以内に、その遅延が不正行為を受けたこと、事故、錯誤又は免責可能な過失によるものであることを局長が納得するように証明し、かつ、所定の手数料を納付する場合は、係属中の出願として回復することができる。

(b) 放棄とされた出願の回復を求める請求には、完全な応答の提出が遅延した理由の陳述、及び未提出のときは応答を添付しなければならない。所定の期間内に回復されなかった出願は、3月の回復期間の満了時に権利喪失したとみなされる。

(c) 同一の事案について前に1度回復されたことがある出願であって、この度放棄とされたものは、回復することができない。

#### **規則 616 4月よりも短い期間；延長請求を行う時期**

(a) 出願人は、4月より短い期間が必要又は便宜であるとみなされる場合は、審査官の処分通知の郵送日から1月以上4月未満の一定期間内に申願を遂行するよう求められることがある。出願人は、4月未満の期間内に応答を求める旨が書面によって通知されない限り、4月の最長期間が認められる。

(b) 4月未満の期間が指定された場合において、応答期間は、正当かつ十分な理由があるときに限り、合理的な指定期間をもって延長される。当該延長請求は、出願人の応答期日以前に行わなければならない。何れの場合も、処分に対する応答を提出する最長期間は、処分の郵送日から4月を超えないものとする。

#### **規則 617 局による処分の停止**

局による処分は、正当かつ十分な理由による出願人の書面による請求に基づき、所定の手数料を納付することを条件として、合理的な指定期間にわたり、停止することができる。審査官は、1回のみ停止を認めることができ、更なる停止は、局長の承認を得ることを条件とする。出願人による応答がされることを待っている審査官の処分は、停止の対象とはならない。

#### **規則 618 暫定的な許可**

優先権を主張する外国出願に基づく出願における問題が外国又は母国での登録の認証謄本の提出のみである場合は、審査官は、出願を暫定的に許可し、当該許可から起算して12月を超えない期間にわたって、外国又は母国での登録の認証謄本を提出保留とすることができる。出願人の請求があり、かつ、局長の承認及び所定の手数料の納付があることを条件として、当該12月の期間は、正当な理由があったときは、12月を超えない追加期間をもって延長することができる。出願人は、許可から起算して最長24月の期間内に外国又は母国での登録の認証謄本を提出することができない場合は、優先権に係る主張を書面により放棄し、出願を使用の意思を有することに基いて考慮するよう請求することができる。当該権利放棄及び請求は、庁からの通知がなくても、最長24月の期間の満了から起算して延長の認められない2月以内に行わなければならない。そうしなかった場合は、出願は、権利喪失をしたものとみなされる。使用の意思を有する旨への変更請求をした後、所定の手数料の納付があったときは、庁は、異議申立の対象として出願を公告する。更に、実際の使用の宣言は、通知がなくても、変更請求の提出日から起算する延長の認められない3年の期間内に提出しなければならない。そうしない場合は、局長は、職権により出願を拒絶し、又は当該標章を登録簿から抹消する。

#### **規則 619 明示の放棄**

出願は、出願人本人又は記録上の譲受人が署名した放棄宣言書を局に提出することにより、

明示的に放棄することができる。

### **第 3 章 出願の補正；審査官の異論に対する応答**

#### **規則 620 出願の補正**

出願は，方式違反を訂正するため，審査官からの異論に対処するため，又は審査の過程で生じるその他の理由のために，補正することができる。

#### **規則 621 説明書又は図面の補正**

標章の説明書又は図面の補正は，最初に提出されたラベルに示された態様のものであるとの保証がその標章によってされる場合にのみ認められ，標章の内容がその補正によって変更される場合は，補正をすることができない。

#### **規則 622 補正の方法**

あらゆる補正において，削除又は挿入する正確な語を明記しなければならず，削除又は挿入をする正確な場所を表示しなければならない。当該補正はすべて，先に提出した用紙とは別の用紙を用いて行い，かつ，用紙の片面のみに記載しなければならない。

#### **規則 623 出願人が庁の文書又は記録に手を加えることの禁止**

出願人又はその代理人は，庁の文書又は記録について，削除，追加，挿入又は毀損をしてはならない。

### **第 7 部 公告，許可及び登録証の発行**

#### **規則 700 IPO 公報における公告；審査官の管轄権の終了**

登録出願は，登録証の発行前に，異議申立の対象とされる。従って，登録出願の審査又は再審査後に，出願人が当該標章を登録する資格を有すると当該審査を担当する審査官が判断した場合は，局長は，当該審査官の勧告に基づき，異議申立の対象として当該標章を IPO 公報に公告するよう命じ，かつ，出願人にその処分が通知される。

審査官の出願に係る管轄権は，局長が異議申立の対象として標章を公告するよう命じた後に終了する。

#### **規則 701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すよう申請することができる**

出願が許可された後，かつ，当該出願の公告から 1 月以内に，審査官は，当該標章の登録に対する一方的反対理由を新たに発見したとの理由に基づく局長への上申により，出願に対して再度管轄権を行使することができる。

出願が審査官に差し戻された後，審査官が勧告した補正は，局長が承認することができ，かつ，許可を撤回することなく行うことができるが，ただし，登録証発行に係る納付を庁が受領していないことを条件とする。

### **規則 702 審査官は異議申立のための公告を担当する；公告前の出願は秘密である**

審査官は、本規則に規定する通り局長が公告するよう命じたすべての標章及び商号の異議申立のための公告に関するすべての事項を担当する。

係属中の出願ファイルの閲覧は、標章、商号、名称又は容器に印されたその他の所有権の表示が異議申立の対象として公告される前は、出願人の書面による許可がなければ、何人にも認められない。ただし、出願人の名称及び住所、標章、商号、名称その他所有権表示の説明、当該標章、商号、名称その他の所有権表示の使用されている商品、事業、サービス又は容器、分類番号、出願番号並びに出願日を記載した係属出願の目録は、出願後速やかに公衆の閲覧に供される。

### **規則 703 出願の登録許可及び登録証の発行**

(a) 異議申立の対象として出願を公告する IPO 公報の発行日から 1 月以内に、異議申立通知が、宣誓されたものが否かを問わずかつ原本であるか否かを問わず、されなかったことを法務局長が認証した場合において、所定の手数料が納付されたときは、庁は登録証を発行する。法務局長は、異議申立の対象として出願を公告した IPO 公報の発行日から 2 月以内に、当該登録証を発行する。登録証の発行は IPO 公報に公告され、庁の記録に記入される。

(b) 出願が、登録証の作成及び発行又は当該登録の公告のために必要な様式、書類又はその他の文書に関する方式事項において不備がある場合は、審査官は、出願人にその旨を通知する。出願人は、当該通知の郵送日から 2 月以内に、当該不備を除去する。そうしなかった場合は、出願は、放棄されたと宣言される。ただし、放棄された出願は、本規則の要件に従うことを条件として、回復することができる。

## **第 8 部 登録の効果及び通知**

### **規則 800 与えられる権利**

(a) 登録標章の所有者は、その同意を得ていないすべての第三者によって当該登録標章と同一又は類似の標識又は容器が当該登録商品の係わる商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて業として使用されることにより混同が生じる虞がある場合は、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同が生じる虞があると推定される。

(b) フィリピンで登録されている周知標章の所有者の排他的権利は、当該標章が登録された商品及びサービスとは類似していない商品及びサービスにも及ぶものとする。ただし、当該商品又はサービスについての当該標章の使用が、当該商品又はサービスと当該登録標章の所有者との間の関連性を示し、かつ、当該登録標章の所有者の利益が当該使用により害される虞がある場合に限る。

### **規則 801 存続期間**

登録証は、10 年間効力を有する。ただし、庁からの通知がなくても、登録人は、当該標章の登録日の第 5 周年日から 1 年以内に、本規則が定めるところに従い、実際の使用の宣言書及びその証拠を提出するか又は当該使用に対する障害の存在を根拠とする正当な理由を示さなければならない。そうしない場合は、庁は、当該標章を登録簿から抹消する。審査官は、実

際の使用の宣言書又は不使用の理由書を受領してから 1 月以内に、これについて承認又は不承認等の処分を登録人に通知する。

#### **規則 802 許容される標章の不使用**

(a) 標章の不使用は、それが商標所有者の意思に係わりなく生じる状況によるものである場合は、取消を免れることができる。資金不足による標章の不使用は、取消を免れない。

(b) 不使用による取消を免れるために不使用に係る宣誓供述書に記載される特別な状況は、政府の規制により課された販売禁止等明らかに登録人による制御下でない場合を除き、認められない。

#### **規則 803 異なる形状での標章の使用**

登録された形状とは異なってもその識別上の特性を変更しない形状での標章の使用は、標章の取消又は登録簿からの抹消の理由とはならず、かつ、当該標章に与えられる保護を減じないものとする。

#### **規則 804 登録に係る類に属する商品についての標章の使用**

標章が登録された類に属する 1 以上の商品又はサービスに関連して標章を使用した場合は、当該標章は、その類の他のすべての商品又はサービスについても、取消又は登録簿からの抹消を免れるものとする。

#### **規則 805 関連会社による標章の使用**

登録人又は出願人に関連のある会社による標章の使用は、当該登録人又は出願人のために法律上の効力を生じるものとし、当該使用は、当該標章又はその登録の有効性に影響しないが、ただし、当該標章が公衆を誤認させるような方法で使用されないことを条件とする。ある者による標章の使用が当該商品又はサービスの内容及び質に関して登録人又は出願人により管理されている場合は、その使用は、当該登録人又は出願人のために法律上の効力が生じる。

#### **規則 806 登録証；登録された場合の記録及び写し**

標章の登録証は、当該登録の有効性、当該標章についての登録人の所有権、並びに登録証に記載された商品又はサービス及びこれらに關係する商品又はサービスに関連して当該標章を使用する登録人の排他的権利に係る一応の証拠である。

標章、商号、名称その他の所有権表示が登録された後、当該出願に関する陳述、函面及びすべての書類は、公衆の閲覧に供され、所定の手数料を納付すれば写しが提供される。

#### **規則 807 登録証の内容**

標章の登録証には当該標章の複製を含め、かつ、登録証番号、登録所有者の名称及び宛先、登録所有者の宛先がフィリピン国外にある場合はフィリピン内の送達宛先、出願日、登録日、優先権が主張されている場合はその事実の表示、優先権の基礎となっている出願の番号、出願日及び出願国、該当する類の表示がある付与された登録に係る商品又はサービスの一覧、並びに本規則に随時定めるその他の事項を記載する。

## **規則 808 標章を使用する目的以外の目的での第三者による表示の使用**

標章の登録は、登録所有者に対して、第三者が善意でその名称、宛先、変名、地理的名称、又はその商品若しくはサービスの種類、品質、数量、仕向地、価格、原産地若しくは製造若しくは提供の時期に関する正確な表示を使用することを妨げる権利を与えるものではない。ただし、その使用が単なる識別又は情報の目的に限られ、かつ、当該商品又はサービスの出所について公衆を混同させることがないことを条件とする。

## **第 9 部 出願又は登録に影響するその他の手続**

### **第 1 章 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消、補正、権利の部分放棄、誤りの訂正**

#### **規則 900 審査官の管轄権**

審査官は、登録の自発的な権利放棄、自発的な取消、自発的な補正及び自発的な権利の部分放棄に関するすべての事項について第 1 審管轄権を有するものとし、その決定は、確定したときには、登録出願に関する審査官の最終決定に対して局長に不服申立をするのと同じの方法で局長に不服申立をすることができる対象となる。当該すべての事項においては、登録人若しくは譲受人又はその代理人は、当該審査官のみと、又は当該審査官を補佐するために局長が指名するその他の上級職員及び一般職員と対応するものとする。

#### **規則 901 登録人の申請による取消**

庁は、登録人の申請により、取消のために登録の権利放棄をすることを認めることができ、また、取消の時点で、庁の記録に適切な記入をする。登録の取消申請は、宣誓に基づくものとし、登録人が非居住者の場合は、適切に認証され又は公認されなければならない。

#### **規則 902 登録の補正又は権利の部分放棄**

(a) 庁は、登録人の申請に基づき、かつ、所定の手数料の納付があった場合に、正当な理由があったときは、登録の補正又は権利の部分放棄を許可することができる。ただし、当該補正又は権利の部分放棄が当該標章の特性を大きく変更しないことを条件とする。登録証、又は当該登録証を紛失若しくは毀損した場合は、その認証謄本に基づいて、庁の記録に適切な記入を行う。

(b) 庁は、登録人の申請に基づき、かつ、所定の手数料の納付があった場合に、代替の登録証を発行することができる、その表側にはその登録証が代替のものである旨を記載し、紛失又は毀損した登録証の認証謄本になされている補正又は権利の部分放棄に関して同一の記入を行う。当該代替登録証の副本は、庁の記録に保管する。

#### **規則 903 庁がした誤りの訂正**

庁の過失により登録に重大な誤りが生じたことが庁の記録により明らかであるときは、その誤りの事実及び内容を記載した証明書が無料で発行され、記録され、かつ、その印刷された写しが登録証の印刷された写しの各々に添付される。訂正された登録証は、その後、登録証の原本と同一の効果をもつものとし、又は総務・財務・人材開発業務局長の裁量により、

本規則に基づいて、無料で新しい登録証を発行することができる。これまでに発行されているすべての訂正証明書及びこれらが添付されている登録証は、当該証明書及びその発行が IP 法により認められていたものとしての効力及び効果を有する。

#### **規則 904 出願人がした誤りの訂正**

(a) 登録に誤りがあり、その誤りが出願人の過失により善意で生じたものである場合は、庁は、所定の手数料の納付があったときに、証明書を発行することができる。ただし、当該訂正が標章の再公告を必要とする登録の変更を伴わないものであることを条件とする。

(b) 訂正の申請は、宣誓に基づくものとし、訂正を求める誤り及びこれが生じた態様を明記し、これが善意で生じたことを陳述しなければならない。

(c) 登録証の各写しに訂正証明書の写しを添付するものとする。

#### **規則 905 権利放棄、取消、補正、権利の部分放棄及び訂正は公告される**

取消、権利放棄、補正、権利の部分放棄及び訂正の通知は、IPO 公報に公告する。公告の費用は、訂正の通知が庁の誤りに係る場合を除き、登録人又は記録上の譲受人が負担するものとする。

### **第 2 章 登録の譲渡の記録；ライセンスを含む登録標章に係わる権利に影響するその他の証書；登録の分割**

#### **規則 906 出願及び登録の譲渡及び移転**

標章の登録出願又はその登録は、当該標章を使用する事業の移転を伴うか否かを問わず、譲渡又は移転することができる。

ただし、当該譲渡又は移転は、これにより特に当該標章が用いられる商品又はサービスの種類、出所、製造方法、特性又は用途について公衆を混同させる虞がある場合は、無効とする。

#### **規則 907 譲渡又は移転の様式**

標章の登録出願又はその登録の譲渡は、公証を受けなければならず、出願人、登録人の署名、又はその後の譲渡の場合は記録上の譲受人の署名を必要とする。合併その他の形式の承継による移転は、合併証書又は当該移転を裏付ける書類により証明することができる。

#### **規則 908 譲渡又は移転の記録**

譲渡及び移転は、庁において記録されるまでは、第三者に対して効力を有さない。標章登録の譲渡及び移転は、所定の手数料の納付があったときに、庁において記録する。登録出願の譲渡及び移転は、同一の手数料の納付があったときに仮に記録され、また、当該標章が登録されるときは、譲受人又は被移転者の名称によるものとする。

#### **規則 909 譲渡証、登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文は正副 2 通提出する**

譲渡証、その他の証書又はライセンス及びその翻訳文の原本は、署名した副本を添えて提出しなければならない。記録後、庁は署名された副本を保持し、原本に記録の事実の注記を付

して、これを、当該証書を提出した者に返還する。

#### **規則 910 記録すべき証書の受領日はその記録日とみなされる**

譲渡証、その他の証書又はライセンスの記録日は、庁が、記録手数料全額とともに、これらを適切な様式により受領した日とする。

#### **規則 911 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない**

記録上の譲受人の書面による請求及び所定の手数料の納付があったときは、登録の残存期間についての新しい登録証を譲受人に発行しなければならない。

#### **規則 912 庁での手続において記録上の譲受人が行為することができる**

登録人又は出願人が庁での手続においてすることができる行為、又はしなければならない行為は、当該譲渡が記録されていることを条件として、元の所有者、登録人、出願人又は先の譲受人を排除して、譲受人がすることができる。ただし、その譲渡が記録されていない限り、如何なる譲受人も、行為をすることは認められない。

#### **規則 913 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可**

商標ライセンス契約については、庁の資料・情報・技術移転局(DITTB)に許可を申請するものとし、当該契約は、IP 法第 87 条及び第 88 条に違反していない旨の DITTB 局長による証明がある場合にのみ、記録される。

#### **規則 914 登録の分割**

登録標章の所有者は、登録証の有効期間中はいつでも、所定の手数料を納付した上で、書面により、かつ、宣誓の上、登録を分割するよう請求することができる。請求には、記録上の所有者又はその記録上の代理人の名称及び宛先、当該標章、分割すべき登録証の発行番号及び発行日、並びに登録が分割された後に用いられる商品及び/又はサービスにニース分類に基づく当該商品及び/又はサービスの分類番号を明記したものを記載しなければならない。局は、当該分割が標章の再公告を必要とするような登録の変更を伴わないこと、及び1の類を更に分割するものでないことを条件として、登録分割請求を認めることができる。

#### **規則 915 原登録証の取消及び登録移転証の発行**

登録分割請求が承認され、かつ、所定の手数料が納付されたときは、局長は、原登録証を取り消し、原登録証の残存期間にわたる新しい登録証を発行するよう命じる。

#### **規則 916 登録移転証の内容**

登録移転証には、当該標章の複製を含め、かつ、その番号、登録所有者の名称及び宛先、登録所有者の宛先がフィリピン国外である場合はフィリピン内の送達宛先、登録移転証の所有者が原登録証の登録所有者と別人である場合は原登録証の登録所有者の名称、原登録の分割請求日、登録移転証の発行日、原登録の出願日及び登録日、優先権が主張されている場合はその事実の表示、優先権主張の基礎となっている出願の出願番号、出願日及び出願国、該当する類を付記した登録移転証の対象である商品又はサービスの一覧、並びに本規則に随時定

めるその他の事項を記載する。

### 第3章 登録の更新

#### 規則 917 更新請求

登録証は、期間の満了時に所定の手数料を付して請求書を提出することにより、10年の期間更新することができる。請求書は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 更新を求める旨の表示
- (b) 登録人又はその権利承継人(以下「権利所有者」という)の名称及び宛先
- (c) 当該登録の登録番号
- (d) 更新対象の登録に係る出願の出願日
- (e) 権利所有者が代理人を有する場合は、当該代理人の名称及び宛先
- (f) 更新を請求する記録された商品若しくはサービスの名称、又は更新を請求しない記録された商品若しくはサービスの名称を、ニース分類に従って分類し、同分類の順序に従って記載したもの。
- (g) 権利所有者又はその代理人の署名、及び
- (h) 表示方法に重大な変更があった場合は、新しいラベル5組を請求書とともに提出しなければならない。

#### 規則 918 更新請求の時期

当該請求書は、フィリピン語又は英語で記載しなければならないが、登録の発行又は更新に係る期間の満了前6月以内のいつでも提出することができ、又は当該満了後6月以内は、本規則に定める追加の手数料を納付して提出することができる。

#### 規則 919 審査官の管轄権

審査官は、更新登録請求について第1審管轄権を有し、その決定は、確定したときには、審査官の最終決定に対する局長への不服申立について本規則で定める条件に基づいて、局長への不服申立の対象となる。庁が登録の更新を拒絶した場合は、登録人に拒絶した旨及びその理由を通知する。

#### 規則 920 居住する代理人を選任する必要性

更新登録請求の対象である標章の登録人、譲受人又はその他の所有者がフィリピンに住所を有していない場合において、その代理人でない又は記録上の居住代理人でない者が更新請求をしているときは、請求する者を代理人として指名する委任状を提出しなければならないが、かつ、当該委任状については、所定の手数料を納付し、庁が更新請求について処分する前に記録を受けなければならない。

#### 規則 921 旧法による登録の更新；使用及びその証明が必要である

共和国法律第166号に基づいて登録された標章は引き続き有効であるが、IP法に基づいて認められたものとみなされ、本規則が登録更新のために規定する期間内及び方法で更新される。ただし、1998年1月1日現在でその登録の残存期間が6年半より長い標章は、共和国法律第

166号に基づく登録又は更新登録の10周年日及び15周年日から1年以内に、本規則に定める実際の使用の宣言書及び証拠を提出しなければならない。ただし、その登録の残存期間が6年半以内である標章は、もはや使用の宣言書及び証拠の要件の対象とされないが、本規則が登録更新のために規定する期間内及び方法で更新されるものとし、更新されれば、ニース分類に基づいて再分類される。更新は、10年とする。共和国法律第166号に基づいて補助登録簿に登録された商号及び標章であって、その登録が更新によるものを含め1998年1月1日時点で存続していたものは、引き続き有効であるが、もはや更新の対象ではない。

#### **規則 922 旧法による登録証は引き渡す**

共和国法律第166号に基づく登録の更新請求については、更新すべき登録証の庁の控が庁のファイルにない場合は、請求書と共に、当該登録証を庁に引き渡さなければならない。更新請求人は、希望すれば、共和国法律第166号に基づいて付与された登録証を引き渡した後に、通常の手数料を納付して、その認証謄本を入手することができる。

#### **規則 923 更新登録の拒絶；局長への不服申立**

審査官は、正当な理由があったときは、更新請求を拒絶することができる。その拒絶の後には、応答して更新請求を是正し若しくは補正するか又はその拒絶が確定した場合は、局長に不服申立をすることができる。

#### **規則 924 登録更新証**

庁は、更新請求が承認され、登録人が書面により請求し、当該証明書の発行のための所定の手数料を納付する場合は、登録更新証を発行することができる。登録更新証には、登録証の番号、更新される標章、その原発行日、更新登録の存続期間、並びに登録の更新を承認する局長の命令に含まれる制限も含めて本規則に規定する登録証に記載しなければならないすべての事項を含める。

### **第10部 マーキングされた容器の登録**

#### **規則 1000 商標及びサービスマークの規則又は登録を適用する**

本規則に別段の規定がない限り、容器の標章の登録は、商標及びサービスマークの登録と同様とする。

#### **規則 1001 「マーキングされた容器」の定義**

「マーキングされた容器」とは、識別上の効果を有する標章が押印又は成型によって付されている商品の容器をいう。ただし、当該標章を容器から消去又は除去することができないことを条件とする。容器上のスタンプ又はマークは、登録のために読み取り、かつ、認識することができるものでなければならない。

#### **規則 1002 図面は不要である**

この登録は図面を必要としない。図面の代わりに、登録を求める標章を明瞭かつ読み取れるように表示した容器の写真2葉を、これに出願人又はその代理人が適切に署名して提出しな

ければならない。写真は、商標及びサービスマークの図面について要求されるのと同じの大きさとする。「表示領域」は設けなくてよい。

#### **規則 1003 ラベルは不要である；見本が必要な場合がある**

審査官が要求する場合は、出願人又はその代理人は、審査官が指定する日時に容器の見本を局に持参する。見本は庁に放置してはならず、審査官による検認後、直ちに出席人又はその代理人が引き取らなければならない。

### **第 11 部 申請及び不服申立**

#### **規則 1100 審査官の職務の内容**

出願において及び審査官が調査した参考資料において明らかにされた事実並びに適用法(制定法及び判例法)に基づき登録出願又はその更新を許可すべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理、指揮及び監督を合法的に行うことができず、登録の付与及びその他の処分についての審査官による勧告を通じて、また、審査官による不利な決定に対する申請又は不服申立に基づく検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

#### **規則 1101 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請**

審査官により反復して行われた処分又は要求であって、不服申立の対象とならず、また、その他適切な事情におけるものについては、局長に申請することができる。当該申請及び提出することができるその他の申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請において主張されている事項に関する決定について理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するように指示することができる。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官の処分の郵送日から起算して最長 4 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

#### **規則 1102 局長への不服申立**

標章又は所有権に係るその他の標章の何れの登録出願人も、審査官の登録付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第 1 審管轄権を与える事項における審査官による不利な処分についても、局長に不服申立をすることができる。審査官による同一の理由に基づく 2 回目の不利な決定については、出席人、申請人又は登録人は、不服申立の適用上、これを最終的なものとみなすことができる。

#### **規則 1103 不服申立をされない審査官の最終決定の効果**

許可された期間内に局長へ不服申立がされなかった審査官の最終決定、又は不服申立がされてもそれが遂行されないものは、事実上確定的なものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について既判力を有する。

出願人が、混同が生じる程に類似する標章の処分を例とする実体的事項について応答しなかったために出願が放棄されたものとみなされる場合に、その出願が放棄されたことを宣言する命令は、これが確定したものであるときは、同様に既判力を有する。

#### **規則 1104 不服申立の期間及び方法**

申請又は不服申立は、不服申立の対象である処分の郵送日から2月以内に、申請書正副2通又は不服申立書のうち該当するものを提出し、かつ、所定の手数料を納付して提起しなければならない。不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人、不服申立人又はその記録上の代理人が署名しなければならない。本規則に規定する期間は、如何なる場合も、不服申立の対象である処分の郵送日から最長4月を超えないものとする。

#### **規則 1105 不服申立人の準備書面が必要である**

不服申立の場合は、不服申立人は、不服申立の日から延長の認められない2月以内に、その不服申立を維持するための論拠並びに主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。

#### **規則 1106 審査官の答弁**

審査官は、申請又は場合に応じ不服申立人の準備書面に対する答弁書の提出を指示する局長の命令から2月以内に、当該答弁書を提出しなければならない。審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

#### **規則 1107 不服申立人の応答**

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から1月以内に、その答弁書で提起された新たな事項のみについての応答準備書面を提出することができる。

#### **規則 1108 長官への不服申立**

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領した後15日で確定する。ただし、当該期間内に再審理申立が局長にされた場合、又は不服申立が不服申立書の提出及び所定の手数料の納付によって長官にされた場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令についての再審理申立は、1回のみ認められる。

#### **規則 1109 不服申立人の準備書面が必要である**

不服申立人は、不服申立書提出日から1月以内に、自己がその不服申立を維持するために依拠する論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。許可された期間内に準備書面を提出しなかったときは、不服申立は却下される。

#### **規則 1110 局長の見解**

局長は、長官の求めがある場合は、不服申立人の準備書面について1月以内に自己の見解を提出しなければならない。

## 規則 1111 上訴裁判所への上訴

長官の決定は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴が遂行されない限り確定する。長官の決定又は命令についての再審理申立は、認められない。

## 最終規定

### 第1条 通信

次の規則を、登録人/出願人と庁又は局との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。

(c) 通信は、商標局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、商標局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、商標局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。

(d) 事件ごとに書状を別にする。あらゆる場合において、書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、登録を求める標章、商号又は名称その他の所有権の表示、出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 登録に関する書状。書状が登録標章に関するときは、登録人の名称、登録標章、登録証の番号及び日付、並びにニース分類に基づく商品又はサービスの類を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は、ある標章が登録適格であるか否かについての出願に先立つ照会には答えることができない。

ある標章の登録出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求める代理人は、付与されたすべての登録に関する庁の記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁寧な回答として、該当する部分に印を付した法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。このことを、商標法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

### 第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金、運賃、郵便料金、通話代、用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は、全額を前納しなければならない。そうでない場合は、庁は、当該事物を受領せず、また、当該事物について何らの処分も行わない。

庁は、役務の提供に先立って、庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収する。

### 第3条 IP法の施行日に係属中の出願

1998年1月1日のIP法の施行日に係属中の出願(本条において「係属出願」という)には、次の規則を適用する。

#### 第3.1条 係属出願の補正

1998年12月15日以前は、すべての係属出願は、可能な場合は、IP法の規定に一致するように補正することができる。従って、旧補助登録簿上で登録出願が係属中である出願人は、登録付与手続の続行を望む場合は、その出願をIP法に基づく登録要件を満たすように補正することができる。

#### 第3.2条 係属出願の出願日；実際の使用の宣言

係属出願は、その優先日又は特許・商標・技術移転局への原出願日を維持する。共和国法律第166号及びその施行規則は、標章使用の証拠を要件としており、フィリピンにおける使用に基づく登録出願に特に言及しているが、当該法律及び規則に基づいて、自己の出願を遂行することを選択した出願人は、庁からの通知がなくても、本規則に対応する実際の使用の宣言及びその証拠を、本規則の施行から延長の認められない3年以内に、提出しなければならない。そうしなかった場合は、出願は、拒絶されるか又は標章が局長の職権により登録簿から抹消される。

#### 第3.3条 係属出願の処理

本条に基づいて補正された係属出願は、本規則に基づいて処理され、その登録は、本規則に基づいて付与される。IP法及び本規則に該当する規定がない場合は、本条に基づいて補正されなかった係属出願は、これらが出願された時点で準拠していた法律及び規則に基づいて処理され、登録が付与される。

##### 第3.3.1条 抵触

改正された共和国法律第166号及びその改正された施行規則に基づいて抵触を宣言することが可能であった出願の1がIP法に基づいて補正され、かつ、遂行される一方で他の出願がそのようにされないために、同様の宣言をすることができなくなった場合は、登録要件のすべてを最初に満たした出願が認められ、本規則に基づいてIPO公報に異議申立の対象として公告される。その他の出願人は、出願人及び/又は異議申立人の何れが標章登録の権利を有するか否か、及び標章の登録要件を含む他のすべての問題について決定するために、申立手数料の納付を要することなく、異議申立をする権利を有する。

#### 第3.4条 登録の存続期間

1997年12月31日以前に出願されたことによって1998年1月1日のIP法の施行日に係属中であった出願に付与される登録証は、本規則に規定する維持に関する条件と同一の条件に服し、次の通り、20年又は10年の存続期間を有する。

(a) 本規則の施行前に異議申立の対象として公告された係属出願であって、共和国法律第166号に基づく対応する公報(BPTTT又はIPO)の発行から30日である所定の期間内に管理官/担当官又は法務局長が認証した異議申立書の提出がなかったもの場合は、20年

- (b) 本規則の施行後に異議申立の対象として公告された係属出願であって、本規則に基づいて管理官 / 担当官又は法務局長が認証した異議申立書の提出がなかったもの場合は、10 年
- (c) 異議申立又はその他の庁の下の手続の対象である係属出願の場合は、10 年

### 第 3.5 条 共和国法律第 166 号に基づいて更新が認められた登録の存続期間

共和国法律第 166 号に基づいて更新が認められた登録は、IP 法に基づき付与された登録と同一の 10 年の存続期間を有し、同登録と同一の更新要件に服すものとする。

### 第 3.6 条 補助登録簿の廃止

(a) IP 法に宣言された国家政策に則って、IPO は、侵害その他の事件における精査に耐えられる登録証の発行に努めるものとする。次の事項を考慮の上、IP 法の施行時に係属している補助登録簿上のすべての登録出願は、IP 法に基づいて審査され、IP 法に基づく登録要件を満たしていない出願は、拒絶される。

(i) 共和国法律第 166 号に基づく主登録簿に登録することができない標章又は商号が、補助登録簿においては登録可能であること

(ii) 当該主登録簿に登録することができない標章又は商号が、IP 法に基づいて登録することができないこと、及び

(iii) 補助登録簿が、IP 法により廃止されたこと

(b) IP 法施行前に登録許可された補助登録簿上の出願登録証の公表。次の要件のすべてが IP 法施行前、すなわち 1997 年 12 月 31 日以前に満たされたことを条件として、補助登録簿における登録出願を対象とする登録証を公表することができる。

(1) 当該出願が登録許可されており、その許可が当時の特許・商標・技術移転局の商標審査部長であった Rosario N. E. Macatangay 弁護士により承認されており、かつ、ファイル・ラッパーに収められている当該許可の原本によりこのことが証明されていること

(2) 登録証発行通知書が交付されており、このことがファイル・ラッパーに収められている当該通知書の原本により、又は当該通知書の出願人の原本により証明されていること

(3) 何れの所定の手数料も出願人により全額が納付されており、このことが庁の領収証の原本により証明され、かつ、当該原本の写真複写が、これを対応するファイル・ラッパーに収めるために出願人により局に提出されること。登録は、更新されることなく、かつ、登録の維持についてのすべての要件に従うことを条件として、許可日から 20 年効力を有する。当該標章は、IPO 公報で公告されるものとし、かつ、法に規定する理由に基づいて取り消される場合がある。

### 第 3.7 条 補助登録簿上の登録の更新

以下の規則は、共和国法律第 166 号に基づく補助登録簿上の登録の更新に適用される。

#### 第 3.7.1 条 1998 年 1 月 1 日に存続していた登録

共和国法律第 166 号に基づく補助登録簿上の商号若しくは標章の登録又はその延長であって、1998 年 1 月 1 日の IP 法の施行時に存続していたものは、これが付与された期間全体にわたって効力を維持する。ただし、当該登録は、もはや更新の対象ではない。

### **第 3.7.2 条 1997 年 12 月 31 日以前に期間が終了する登録又はその延長**

補助登録簿上の登録又はその延長であって、その存続期間が 1997 年 12 月 31 日以前に終了したものの更新は、次により付与することができる。

- (a) 補助登録簿上の登録の更新出願が、共和国法律第 166 号第 15 条及び適用規則に基づき、所定の手数料を全額納付した上で適時になされていること
- (b) 出願人が更新に係るすべての要件を 1998 年 12 月 31 日以前に完全に満たしていること
- (c) 更新は、登録の満了日又は更新出願から起算して 20 年存続すること、及び
- (d) 本規則において付与する更新は、もはや更新の対象ではないこと

### **第 3.7.3 条 遵守の通知**

第 3.7.2 条(b)を有効に実施するために、すべての関係審査官及び旧特許・商標・技術移転局の商標審査部長は、登録の更新又は延長のための要件を 1998 年 10 月 31 日以前に満たすべき旨の通知を登録出願人に郵送するよう指示されている。更に、当該通知を受領していない登録出願人は、担当審査官にその写しを請求することができ、当該審査官は、請求受領後 2 就業日以内に当該写しを交付する。

### **第 4 条 廃止**

本規則、特に商標事件の実務規則(改正を含む)と一致しないすべての規則、覚書、回状及び覚書回状並びにその部分をここに廃止する。ただし、当該先の規則又はその部分は、1997 年 12 月 31 日までに提出された主登録簿への登録を求める出願であって、その出願人が共和国法律第 166 号に基づく出願を遂行することを明示的に選択したものを遂行する目的でのみ継続されること、並びに本規則には該当する規定がないことを条件とする。

### **第 5 条 可分性**

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

### **第 6 条 施行**

本規則は、一般紙における公示から 15 日後に施行する。

## II. 発明に関する規則

### 第1部 定義

#### 規則 100 定義

別段の定めがない限り，次の用語は，本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは，庁の特許局をいう。
- (b) 「局長」とは，特許局長をいう。
- (c) 「長官」とは，知的所有権庁の長をいう。
- (d) 「審査官」とは，特許局の上級職員又は一般職員であって，出願を審査する権限を与えられた者をいう。当該上級職員又は一般職員の役職又は正式呼称は，庁の組織編制に伴って変わる場合がある。
- (e) 「IP法」とは，フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。
- (f) 「IPO 公報」とは，知的所有権庁の刊行物であって，IP 法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (g) 「庁」とは，知的所有権庁をいう。
- (h) 「規則」とは，この一連の規則及び特許局長が作成し長官が承認する実務規則をいう。

### 第2部 特許性

#### 規則 200 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての，新規であり，進歩性を有し，かつ，産業上利用可能である技術的解決は，特許を受けることができる。(IP 法第 21 条)

#### 規則 201 発明の法定分類

発明は，次のものであるか又は次のものに関連するものとする。

- (a) 有用な機械
  - (b) 物
  - (c) 前記の何れかの方法又は改良
  - (d) 微生物，及び
  - (e) 非生物学的及び微生物学的方法
- (IP 法第 21 条)

#### 規則 202 特許を受けることができない発明

次のものは，特許による保護から除外される。

- (a) 発見，科学の理論及び数学的方法
- (b) 精神的活動の遂行，遊戯又は事業行為に関する計画，法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
- (c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は，これらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
- (d) 植物の品種，動物の品種並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。

本規定は、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法には適用しない。

- (e) 美的創作物、及び
  - (f) 公序良俗に反するもの
- (IP 法第 22 条)

### 規則 203 新規性

発明は、先行技術の一部を構成する場合は、新規であるとみなされない。(IP 法第 23 条)

### 規則 204 先行技術

先行技術は、次のものからなる。

(a) 書面又は口頭による開示により、実施により、又はその他の方法で、発明を主張する出願の出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されているすべてのもの。フィリピンにおけるものでない先使用は、外国で普及していても、当該先使用が印刷文書又は有形の形式で開示されていない場合は、先行技術の一部を構成することができない。

(b) IP 法第 44 条に基づき公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、当該出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容。ただし、IP 法第 31 条に基づいて先の出願の出願日を正当に主張する出願は、当該先の出願日において有効な先行技術であるものとし、かつ、双方の出願の出願人又は発明者が同一でないことを条件とする。(IP 法第 24 条)

2 以上の出願が同一の発明に関して独立して出願され、後の出願が最先の出願又は先の出願が公開される前に出願された場合は、後の出願の出願日又は優先日以後に IP 法第 44 条に基づき公開された先の又は最先の出願の全内容は、後の出願の新規性を損なうものとする。

### 規則 205 不利にならない開示

出願の出願日又は優先日の前 12 月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、それが次の場合に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さないものとする。

- (a) 発明者によるものである場合
  - (b) 外国の特許庁、又は局若しくは庁によってなされた場合であって、当該情報が、(a)発明者がした別の出願に記載され、当該官庁によって開示されるべきではなかったとき、又は(b)発明者から直接又は間接にこれを得た第三者により当該発明者の認識又は同意なく行われた出願に記載されているとき、又は
  - (c) 発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合
- (a)の適用上、「発明者」は、当該出願の出願日において特許を受ける権利を有していた者をいう。

(IP 法第 25 条)

### 規則 206 進歩性

(a) 発明を主張する出願の出願日又は優先日において、当該発明が先行技術に照らして「当該技術の熟練者」にとって自明でない場合は、その発明は進歩性を有する。(IP 法第 26 条)

(b) 進歩性を評価する際は、出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されている先行技術のみを考慮する。

### **規則 207 当該技術の熟練者**

当該技術の熟練者とは、関連する日において、当該技術について一般的知識とされているものを知っている通常の実務家とみなされる者をいう。その者は、相互に、かつ、関係技術に十分に関連するあらゆる事項について知識を有し、また、発明者が関与した個々の課題に合理的に関係するあらゆる技術について知識を有するとみなされる。その者はまた、実務及び実験作業について通常的手段及び能力を有しているものとみなされる。

### **規則 208 産業上の利用性**

何れかの産業において製造し、かつ、使用することができる発明は、産業上の利用性を有するものとする。(IP 法第 27 条)

## **第 3 部 特許を受ける権利**

### **規則 300 特許を受ける権利**

特許を受ける権利は、発明者、その相続人又は譲受人に属する。2 以上の者が共同して発明した場合は、特許を受ける権利は、共同でこれらの者に属する。(IP 法第 28 条)

### **規則 301 出願に出願人として記名することができる者**

出願は、現実の発明者が、又はその相続人、法定代理人若しくは譲受人の名義で、これを行うことができる。

### **規則 302 委託によりなされた発明**

契約に別段の定めがない限り、当該業務を委託した者が当該特許を所有する。(IP 法第 30 条(30.1))

### **規則 303 雇用中になされた発明**

従業者が雇用契約中に発明をなした場合は、特許は、次の者に属する。

(a) 発明行為が従業者の正規の職務の一部でない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用したときでも、従業者

(b) 発明が正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示又は黙示の合意がない限り、使用者

(IP 法第 30 条(30.2))

### **規則 304 先願主義**

2 以上の者の各々が、別個かつ独立に同一の発明をした場合は、特許を受ける権利は、その発明について出願をした者に属し、同一の発明について 2 以上の出願があった場合は、特許を受ける権利は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。(IP 法第 29 条) 別個かつ独立になされた同一の発明に関する 2 以上の出願が同一の出願日又は優先日を有する場合は、特許は、当該すべての出願の出願人に共同のものとして発行される。

### **規則 305 優先権**

条約又は法律によりフィリピンの国民に同様の特典を与える外国において同一の発明を先に  
出願している者によりなされた特許出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。  
ただし、次を条件とする。

- (a) 当該フィリピンにおける出願において優先権を明示的に主張すること
- (b) 当該出願を最先の外国出願を行った日から 12 月以内に行うこと、及び
- (c) フィリピンにおける出願日から 6 月以内に当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文ととも  
に提出すること

(IP 法第 31 条)

局長は、適正な理由が示されたときに、又はフィリピンが加盟しているか若しくは加盟する  
可能性がある条約に基づいて、この 6 月の期間を延長することができる。ただし、延長期間  
は、最長で 6 月までとする。

### **規則 306.1 複合優先権**

1 の出願は、異なる国々からであっても複数の優先権を主張することができる。複数の特許  
優先権を主張する場合は、優先日から起算する期限は、最先の優先日に基づくものとする。

### **規則 306.2**

1 以上の優先権が主張された場合は、優先権は、その優先権が主張されている出願に含ま  
れた構成要素のみを対象とする。

### **規則 306.3**

優先権が主張されている発明のある構成要素が先の出願において記載されているクレームに  
存在しない場合であっても、優先権を付与することができる。ただし、先の出願が全体とし  
て当該構成要素を特に開示していることを条件とする。

### **規則 306.4**

ある出願において先の出願の優先権を主張することが可能であったが、出願した時に当該優  
先権を記載していなかった場合は、出願人は、出願日から 2 月以内に優先権主張をするもの  
とする。

出願後に優先権を主張する際は、優先権主張の遅延が故意ではなかった旨を記載した出願人  
の宣言書を添える。

### **規則 307 外国出願の認証謄本**

規則 305 にいう外国出願の認証謄本とは、当該外国出願を受領した工業所有権庁又は当該外  
国出願を公式に保管する他の官庁が優先権出願のその真正又は忠実な複製であることを適正  
に認証した謄本を指す。

## 第4部 特許出願

### 規則 400 特許出願

特許出願書類は、フィリピン語又は英語によるものとし、局に直接又は郵送により書面で提出し、局長宛としなければならない。出願書類には、次のものを含める。

- (a) 特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書
- (c) 発明の理解に必要な図面
- (d) 1以上のクレーム、及び
- (e) 要約

### 規則 401 手数料の納付

出願は、出願日後1月以内に出願手数料、調査手数料及び公告手数料(第1回公告)を納付することを条件とする。

これらの手数料を納付しなかったときは、出願は、権利喪失をしたとみなされる。

### 規則 402 書類への標記；受領確認

局は、出願書類を構成する書類に受領日を付す。局は、所定の手数料を全額受領した後に、出願番号、出願人の名称及び発明の名称を記載した受領確認書を発行することができる。

### 規則 403 願書の様式：庁の出願様式

願書は、庁が作成した様式で作成する。庁は、出願人の便宜のために、標準的な願書の様式を作成して利用に供するものとし、出願人その他の者は、これを自己の費用で随意に複製することができる。

### 規則 404 願書

願書には、次の事項を記載する。

- (a) 特許の付与を求める申請
- (b) 出願人の名称及び宛先
- (c) 発明の名称
- (d) 発明者の名称
- (e) 条約上の優先権の主張を伴う場合は、出願が最初になされた外国における出願番号、出願書類を提出した国及び出願日を記載する。
- (f) (もしあれば)居住する代理人の名称及び宛先、及び
- (g) 出願人又は居住する代理人の署名

### 規則 405 発明の開示及び説明

出願書類においては、当該技術の熟練者が実施するために十分な程度に明確かつ完全な方法で発明を開示する。

#### 規則 406 有効な開示の基準

有効な開示の基準は、開示を受けた者が、当該開示中の指示に従って当該発明を実施することができるか否かである。

#### 規則 407 明細書の内容

- (1) 明細書は、次の通りとする。
  - (a) 発明の関連する技術分野を明記する。
  - (b) 発明の理解、調査報告の作成及び審査に有用であるとみられる背景技術を出願人が知る限り示し、かつ、当該技術を示す書類を引用するのが望ましい。
  - (c) 技術的課題(それなりに明白に記載していなくても)及びその解決を理解することが可能な用語を用いて、主張する発明を開示し、かつ、背景技術の引用により発明の有利な効果を記載する。
  - (d) (もしあれば)図面中の図について簡単に説明する。
  - (e) 図面がある場合は、図面の複数の図の簡単な説明を入れ、かつ、発明の詳細な説明では、図に示した発明のそれぞれの部分について、参照文字又は数字(後者が望ましい)を用いて言及する。
  - (f) 適切な場合は例を用いて、もしあれば図面を参照して、主張する発明を実施する方法の少なくとも1を詳細に説明する。
  - (g) 発明の説明又は内容から自明でない場合は、発明を産業で利用することができる方法を明白に示す。
- (2) 明細書は(1)に明記する方法及び順序で表示するが、発明の内容により、別の方法又は別の順序の方が理解を深め、経済的に提示することができる場合はこの限りでない。

#### 規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

出願が微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の使用を必要とする場合において、その発明を当該技術の熟練者が実施することができるような方法では、その微生物を出願に十分に開示することができず、また、その微生物を公衆の利用に供することができないときは、発明は、次の状況においてのみ開示されたものとみなす。

- (a) 微生物の培養体が出願前に寄託機関に寄託されていること
- (b) 寄託機関及び培養体寄託番号が出願書類に記載されていること。この情報が出願の時点で未だ入手可能でない場合は、当該情報は、審査官の請求から2月以内に提出しなければならない。IP法第44条に基づく出願の公開は、当該情報の提出を待って行われる。及び
- (c) なされた出願が、微生物の特性に関して、出願人による入手が可能な関連情報を与えること

#### 規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の新種の株の使用を必要とする出願は、次の条件が満たされた場合にのみ許可される。

- (a) 寄託が公認の国際寄託機関になされたこと
- (b) 当該寄託の証拠及び寄託機関が割り当てた適切な識別又は寄託番号が提出されたこと、及び

(c) 寄託機関が、培養体を永続的に保管し、公開された特許出願に関する事項について利害を有する者に当該培養体を分譲する契約上の義務を負っていること

#### **規則 410 発明の名称**

発明の名称は、できる限り短くかつ具体的とし、明細書の第 1 頁に標題として記載する。奇抜な名称は、発明の名称として一切許可されない。

#### **規則 411 要約**

要約は、別の紙面に「要約」との標題を付して作成し、明細書、クレーム及び図面が含む発明の開示の簡潔な概要からなるものとし、150 語以内であることが望ましい。要約は、技術的課題、発明による課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明確に起草しなければならない。要約は、技術情報としてのみ用いる。主要な技術的特徴を出願書類における要約に言及し、また、図面で示したときは、その特徴の各記載の後に、括弧書にして参照記号を記載する。

#### **規則 412 禁止事項**

(a) 次のものは、出願書類に含めてはならない。

(i) 「公序」又は良俗に反する記述その他の事項

(ii) 特定の者又は出願人以外の者の製品若しくは方法、又はその者の出願若しくは特許の価値若しくは有効性を誹謗する記述。先行技術との単なる比較は、それ自体では誹謗するものとはみなさない。

(iii) 状況に鑑みてあきらかに無関係又は不要な記述その他の事項

(b) 本条規則にいう禁止事項が出願に含まれる場合は、局は、出願公開時にこれを削除し、削除した語の場所及び数又は削除した図面を表示する。

#### **規則 413**

(a) 図面の一般的要件

図面は、出願人が署名しなければならず、又は出願人の代理人が出願人の名称を図面に署名することができる。図面は、クレームの対象である発明のあらゆる特徴を示さなければならず、図には連続番号を付す。

(b) 改良の図面

発明が従来機械に加えた改良で構成される場合は、図面は、発明自体を従来構造から独立させて 1 以上の図で示し、また、発明と従来構造との関係を示すのに十分な程度に従来の構造を別の図で示さなければならない。

#### **規則 414.1 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準**

IPO 公報における図面の印刷は写真平版法により行うため、各図面原本は、発明者、庁及び公衆のために最良の結果をもたらす目的で、この印刷方法への最適化についての統一基準にできる限り近付けなければならない。従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願審査を確実に遅らせることになる。

#### **規則 414.2 用紙及びインク**

図面は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある用紙で作成しなければならない。2層又は3層のブリストル紙が望ましい。用紙の表面は、平滑な、かつ、墨による修正が可能な紙質でなければならない。完全に黒色で均質の線を確保するために、ペンによる描画は、墨又はその同質物によることが望ましい。線を隠すための白色顔料の使用は、認めない。

#### **規則 414.3 図面用紙の大きさ；仮想線**

図面を記載する用紙の大きさは、正確に 29.7cm×21cm すなわち A4 判の大きさとする。最小の仮想余白は、次の通りとする。

上方：2.5cm

左方：2.5cm

右方：1.5cm

下方：1cm

この仮想余白内に、すべての記載事項及び署名を含めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上方とみなし、その仮想線から下向きに 3cm 以上を、名称、番号及び日付よりなる標題のために空白にしておく。

#### **規則 414.4 文字及び黒の線**

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るように、ペン書又は写真平版法により作成しなければならない。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものを含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならない。また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。断面の陰影は、約 0.3cm 間隔の平行斜線で作成する。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける。

#### **規則 414.5 線の本数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない**

図面は、明瞭に徹するように、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより 縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとし、断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。物体の陰影部には太線を使用するものとするが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。光線は、常に左上隅から 45 度の角度で射し込むものと想定する。

#### **規則 414.6 図面の縮尺は十分に大きくする**

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく機械装置を示すのに十分な大きさでなければならない。1 の用紙に十分に収まらない場合は、2 以上の用紙を使用するが、用紙の枚数は、必要最小限の枚数よりも多くしてはならない。

#### **規則 414.7 参照文字及び数字**

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は、記入方法に注意しなければならない。高さは、なるべく 32mm 以上とし、10.6mm への縮小に耐えられるようにする。十分な余地があるときは、これより大幅に大きくしてもよい。参照文字及び数字は、図面の密接したかつ複雑な部分の完全な理解を妨げないように配置するものとし、従って線と交差又は交錯することが殆どないようにする。一定の部分の周囲にまとめて表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離をおいて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しないものとするが、これを避けるのが難しい場合は、文字が入る陰影の部分を白抜きにして、図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。発明の同一部分を複数の図に表示する場合は、同一の部分は常に同一の文字で示さなければならず、その同一の文字を別の部分を指定するのに使用してはならない。

#### **規則 414.8 署名の位置**

出願人の署名は、各用紙の右下端の仮想余白内に記載するものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。

#### **規則 414.9 図面の名称**

名称は、用紙の裏に鉛筆で書かなければならない。標題を構成する永久的な名称は、後に特許局によって統一様式で付される。

#### **規則 414.10 図面用紙における大きな図の位置**

同一紙面上の図はすべて同一の向きに配置しなければならず、なるべく、縦長に配置して読めるように記載しなければならない。発明を適切に例示するために用紙の幅より大きな図が必要な場合は、用紙を横長にして使用することができる。この場合は、右側に標題のためのスペースを残し、かつ、左側に署名を置いて、縦長に配置した図の場合と同一のスペース及び位置を占め、用紙を縦位置にしたときに横書になるようにする。図は別の図に接して又は重ねて配置してはならない。

#### **規則 414.11 フローシート及び図表**

フローシート及び図表は、図面とみなす。

#### **規則 414.12 IPO 公報の図面の要件**

原則として、各発明について 1 の図のみを IPO 公報に表示することができる。発明の内容又はその具体的な改良点を説明するのに最も適した図面の部分を選択することが望ましく、IPO 公報に明確に言及した図を思慮深く作成することにより最終的結果も良いものになる。ただし、これは、同時に、明細書において言及される図の 1 としても機能するものでなければならない。この目的のため、図は、製図者の判断により、平面図、正面図、断面図又は斜視図にする。図の各部は、特に縁取りをせず、かつ、区別することができるものにし、陰影はなるべく又は全く使用せず、主張する発明のみを例示するものであって、他の一切の要素を除外するものとする。適切に作成された場合は、省略又は変更なく用いるが、過度の微細さ、詰まり過ぎ又は細部の不要な精緻さを伴う場合は、IPO 公報から除かれる。

#### **規則 414.13 参照記号**

明細書及びクレームで言及していない参照記号は図面に記載してはならず、その逆も同様とする。参照記号で表示する同一の特徴は、出願全体にわたって同一の記号で表示しなければならない。

#### **規則 414.14 写真**

(a) 写真は、通常は適正な図面とはみなされない。写真は、出願日を取得する目的では受理されるが、一般に非公式の図面とみなされる。写真は、次項に記載する特別な範疇に該当する場合にのみ受理される。写真現像用の原版は、絶対に受理されない。

(b) 序は、墨による図面では正確に又は十分に描写することができない発明を例示するために、墨による図面の代わりに、感光紙に焼き付けた白黒の写真、又は(写真平版又はその他スクリーン印刷による写真の複製でない)顕微鏡写真を受理することが可能であるが、次の範疇のものに限定する。結晶構造、金属組織、織物地等、粒状構造及び装飾効果。写真又は顕微鏡写真は、墨による図面よりも発明を明瞭に示さなければならない、また、当該図面に関する規則に従うものとする。

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印画紙、すなわち表面が滑らかで、白無地の印画紙に焼き付けた写真、又は適切な寸法のプリストル紙を台紙にした写真でなければならない。

#### **規則 414.15 図面に記載してはならないもの**

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。

#### **規則 414.16 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される**

前記の規則に従って作成していない図面は、発明を十分に例示しているときは審査の目的で認められるが、この場合は、出願が許可される前に図面を訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。

出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を採用することが望ましい。

#### **規則 415 クレーム**

(a) 明細書は、出願人が発明とみなす部分、改良又は組合せを特に指摘し、かつ、明確に主張するクレームで締め括らなければならない。

(b) 出願には、出願の主題を考慮して、保護を求める事項を限定する単一のクレームで本主題をカバーすることが適切でない場合は、同一カテゴリ(物、方法、装置又は用途)の1以上の独立クレームを含めることができる。各クレームは、明瞭かつ簡潔であるものとし、説明によって裏付けられるものとする。

(c) 1以上の従属クレームを提示して、同一の出願において前出させた1以上の他のクレームを引用し、また、更に限定することができる。2以上の他のクレームを引用する従属クレーム(「多項従属クレーム」)は、当該他のクレームを択一的にのみ引用するものとする。多項従属クレームは、他の多項従属クレームの基礎としてはならない。手数料計算の目的で、1の多項従属クレームは、その中で直接引用したクレーム数とそのクレーム数であるとみなされる。更には、1の多項従属クレームに従属するクレームは、その多項従属クレームにおい

て直接引用するクレーム数がそのクレーム数であるとみなされる。その他の出願手数料に加えて、多項従属クレームを伴うか又はこれを含むように補正した原出願については、所定の追加手数料を納付しなければならない。従属クレームは、当該従属クレームに引用するクレームのすべての限定を含むと解釈される。多項従属クレームは、引用により、それが関連して考慮される特定の各クレームのすべての限定を取り込むものと解釈される。

(d) クレームは、明細書に記載する発明と一致しなければならない。また、クレームで用いる語句については、明細書中に明確な裏付又は先例を記載して、当該明細書を参照することによりクレームの用語の意味を確認することができるようにしなければならない。絶対に必要な場合を除き、発明の技術的特徴に関してクレームが明細書又は図面を引用することがあってはならない。特に、「明細書第 xxx 部に記載したように」又は「図面第 xxx 図に例示したように」等の引用をしてはならない。

#### 規則 416 クレームの様式及び内容

クレームは、保護を求める事項を発明の技術的特徴に基づいて定義する。適切な場合は、クレームには次のものを含める。

(a) 発明の主題を指定する記述、及びクレームする主題の定義のために必要とするが、組み合わせると先行技術の一部をなす技術的特徴を示す文言

(b) (a)にいう特徴との組合せで保護を求める技術的特徴を、「を特徴とする」又は「によって特徴付けられる」との表現を先行させて記述した特徴付けの部分、及び

(c) 出願に図面が含まれる場合に、クレームを理解しやすくするときは、クレームに記載した技術的特徴の後に、これらの特徴と関連付ける参照記号を括弧に入れて付すことが望ましい。これらの参照記号は、クレームを限定するとは解されない。

#### 規則 417 手数料が生じるクレーム

出願の時点で 5 を超えるクレーム、独立及び/若しくは多項/択一的従属クレーム、又は出願日後に各クレームの全体について 5 を超えて追加されたクレームで構成される出願は、クレーム手数料を納付しなければならない。クレーム手数料は、出願後 1 月以内に納付しなければならない。クレーム手数料を期日までに納付しなかった場合は、期限を遵守しなかったことを指摘する通知から 1 月の猶予期間内は、有効に納付することができる。クレーム手数料が期限及び本条規則にいう猶予期間内に納付されなかった場合は、当該クレームは、削除されたものとみなす。

#### 規則 418 出願書類の提示

(a) 発明特許出願のための書類であって、庁の永久記録の一部になるものはすべて、原本に限らなければならない、用紙の片面のみに、読み取りが可能なように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。必要な場合は、図式記号及び符号、並びに化学式又は数式のみを手書にすること又は描くことができる。タイプ打は、行間を 1.5 とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さを 0.21cm 以上とし、濃い消えない色で書く。

(b) 出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある 29.7cm x 21cm すなわち A4 判の用紙を用いる。

(c) 発明特許の明細書及びクレームは、5 行ごとに番号を付すものとし、その番号は、左の

余白に記載する。

(d) 明細書，クレーム及び要約には，化学式又は数式を含めることができる。明細書及び要約には，表を含めることができる。クレームには，その内容から表の使用が望ましい場合に限りに，表を含めることができる。表及び化学式又は数式は，用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は，用紙を横長に用いて記載することができる。表又は化学式若しくは数式を横書で表示した用紙は，表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は，国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも，国際単位系(SI)を使用したメートル法で表し，この要件を適用することができないデータは，国際慣行で認知された単位でも表さなければならない。数式については，一般的に使用される記号を使用する。化学式については，一般的に使用される記号，原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般的に認められている技術用語，標識及び記号を使用する。

(f) 用語及び記号は，出願を通じて一貫していなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(特許付与願書，明細書，クレーム，図面及び要約)は，別個の用紙から始めなければならない。別個の用紙は，容易にページをめくり，再び一緒にすることができる方法で綴じるものとする。

(h) 余白

文書の余白は，次の範囲内とする。

上部：2cm から 4cm まで

左側：2.5cm から 4cm まで

右側：2cm から 3cm まで

下部：2cm から 3cm まで

出願を構成する書類の余白は，完全に空白にしなければならない。

書類を構成するすべての用紙には，アラビア数字により連続した頁番号を付す。頁番号は，上部又は下部の余白の中央に記載する。

(i) 出願を構成する書類の部数は，特許付与願書を除いて，4通とする。

## 規則 419 ひな形提出の要求

特許を求める発明が出願書類では十分に説明することが不可能である場合は，ひな形を要求されることがある。審査官は，出願人に当該要求を通知するものとし，これは，庁の処分を構成する。ひな形が庁の要求に応じて提出された場合は，その提出日をファイル・ラッパーに記入する。要求していないか又は認めていないひな形は，出願人に返還する。ひな形を要求した場合は，これが提出されるまで審査を停止することができる。

### 規則 419.1 ひな形の要件

要求されたひな形は，発明のクレームの主題をなす機械のあらゆる特徴を明瞭に表すものでなければならないが，実用模型で発明を示すことが必要な場合を除き，実際の発明又は改良が対象とする事項以外の事項は含めないものとする。

### 規則 419.2 ひな形に用いるべき材料；実用模型

ひな形は，耐久性のある材料で手際よく丈夫に作らなければならない。材料が発明の本質的特徴をなす場合は，ひな形は，その材料で作らなければならない。

庁が機械の正確な操作を十分かつ簡単に理解することができるようにするために必要な場合は、実用模型を要求することができる。

### **規則 419.3 ひな形の出願人への返還時期**

拒絶又は放棄したすべての出願において、ひな形は、庁に保管することが必要であるとみなさない限り、出願人による請求があり、かつ、費用負担があったときに、出願人に返還することができる。また、係属中の事件におけるひな形は、出願人本人及びその譲受人が署名した正式の出願放棄書が提出されたときに、出願人に返還することができる。

特許が付与された事件に属するひな形は、局長の許可なく庁から持ち出してはならない。

### **規則 419.4 係争事件の証拠物件として提出されたひな形**

係争事件の証拠物件として提出されたひな形は、当事者にその者の費用負担で返還することができる。適切な期間内に請求がない場合は、局長の裁量で処分することができる。

### **規則 420 弁護士又は代理人の雇用の勧め**

出願人又はその権利全体の譲受人は、自己の事件を遂行することができるが、特許の価値は明細書及びクレーム作成の熟練度に大きく依存するため、当該事項に精通しているのでない限り、有能な弁護士又は代理人を雇うことが望ましい。庁は、弁護士又は代理人の選任に当たり、支援をすることはできない。

### **規則 421 居住する代理人の指名**

フィリピンの居住者でない出願人は、特許出願又は特許に関する司法上又は行政上の手続に係る通知又は処分の送達を受けるフィリピンに居住する代理人を指名し、かつ、維持しなければならない。

(a) 出願人が2以上の代理人を指名した場合は、庁は、最後に指名された代理人にすべての処分を送達する。代理人は、本人の書面による授權がある場合にのみ、復代理人又は準代理人を指名することができる。復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

#### **(b) 委任状の取消**

委任状又は授權状は、長官への適切な届出があったときは、事件の手続の如何なる段階においても取り消すことができ、取消があったときは、庁は、当該取消を代理人に通知し、出願人又は出願人が後に指名する代理人に直接知らせるものとする。

### **規則 422 業務の遂行において要求される節度及び礼儀**

(a) 出願人又はその代理人は、礼節をもって庁と業務を行うことが要求される。本条規則に違反して行動し、又は行動することに固執する出願人は、代理人による代理が要求され、本条規則に違反する事項の記載がある提出書類は局長に提出され、その直接命令により、差出人に返還される。

#### **(b) 審査官に対する不服申立は別個の書類で行うこと**

審査官及び他の上級職員に対する不服申立は、他の書類とは別個の通信においてなされなければならない、かつ、局長により又は局長の指示に基づいて速やかに調査される。

## 第5部 特許出願をすることができる者

### 規則 500 特許出願をすることができる者

自然人,法人を問わず,何人も特許出願をすることができる。出願人が発明者でない場合は,庁は,特許出願をする権限の証拠を提出するよう出願人に求めることができる。

### 規則 501 出願人の死亡,心神喪失の場合

出願人が死亡したか,心神喪失又は無能力になった場合は,出願人の法定遺産管理人,遺言執行人,後見人,財産管理人又は代理人は,出願書類及び他の書類に署名して,出願人,その相続人又は譲受人の名義で特許を出願し取得することができる。

### 規則 502 譲渡された発明及び特許

発明における権利全体が譲渡された場合は,譲受人により又はその名義で出願することができる,譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人である場合は,その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は,各共有者が出願書類に署名する。

### 規則 503 法人の定義

法人とは,複数個人の団体,企業,パートナーシップ,その他の法的主体であって,株主,パートナー又は構成員の法人格とは別個の法人格を付与する法律により認められたものをいう。

### 規則 504 権限の証拠

法人の代理として出願書類に署名する者がその法人の役員である場合は,当該出願をする権限の証拠は一切必要ないが,その他の者が法人の代理として署名する場合は,局は,その者に対し,出願書類に署名する権限の証拠を提出するよう要求する。

出願人が出願を遂行するため及び署名をするための代理人を指名した場合は,局は,当該権限の証拠を要求する。

### 規則 505 署名の形式

署名を要する場合は,庁は,次のものを認める。

(a) 手書の署名,又は

(b) 手書の署名に代えて,印刷又は押印した署名等の他の形式の署名の使用,又は印章若しくは拇印の使用。ただし,印章又は拇印を使用する場合は,これに署名者の名称を文字表記により書き添えなければならない。

前段落にいう署名その他の自己を特定するための手段については,当該署名が特許証の放棄に係わる場合を除き,認証,公証,公認その他の証明を必要としない。

## 第6部 出願日及び方式審査

### 規則 600 出願日の要件

特許出願の出願日は、庁が次の要素を英語又はフィリピン語で受領した日とする。

- (a) フィリピン特許を求める旨の明示の又は黙示の表示
- (b) 出願人を特定する情報、及び
- (c) 発明の明細書及び1以上のクレーム

#### 規則 600.1 不完全な出願

出願書類で図面に言及している場合において、当該図面が出願書類に含まれていないときは、当該出願は不完全とみなされる。

#### 規則 600.2

出願日取得の目的で、局は、居住する代理人が受領した出願書類の写しをファクシミリにより受領することができる。ただし、出願日から2月以内に原本が提出されることを条件とする。

#### 規則 601 出願日の認定

庁は、本規則に規定する出願日の認定に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願日を認定することができない場合は、出願人には不備を訂正する機会が与えられる。本規則に定める要素のすべてが出願書類に含まれていない場合は、出願日は、これらすべてを受領した日とする。出願書類が庁に最初に提示された日から2月以内に不備が是正されなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなす。(IP法第41条)

#### 規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面

(1) 方式審査の結果、図面が出願日後に提出されたことが明らかになった場合は、局は、出願人に対して、出願人が図面を提出した日を新たにその出願日として認定するよう2月以内に請求しない限り、図面及び出願書類における図面への言及が削除されたものとみなす旨の通知を送付する。

(2) 方式審査の結果、図面が提出されていないことが明らかになった場合は、局は、2月以内に図面を提出するよう出願人に要求し、図面が提出された日を新たにその出願の出願日として認定する旨、また、期日までに提出されない場合は出願書類における図面への言及を削除されたものとみなす旨を出願人に通知する。

(3) 局と出願人との間のその後のすべての通信においては、新しい出願日を引用する。

#### 規則 603 方式審査

特許出願に出願日が認定され、かつ、所定の手数料が1月以内に納付された場合は、他の要件の遵守について審査される。当該他の要件には、次に関連するものが含まれる。

- (a) フィリピン特許の付与を求める願書の内容
- (b) 条約上の優先権を主張する場合は、優先権書類(すなわち、優先権出願の出願番号、出願日及び国名に係るもの)

- (c) 出願人が発明者でない場合は，権限の証拠
- (d) 譲渡証書
- (e) すべての手数料の納付(例：超過クレームに係るもの)
- (f) 出願人の署名
- (g) 発明者の特定，及び
- (h) 正式図面

#### 規則 604 発明の単一性

- (a) 出願は，1 の発明又は単一の発明概念を形成する 1 群の発明についてのみ行う。(IP 法第 38 条(38.1))
- (b) 単一の発明概念を形成しない複数の独立した発明が 1 の出願においてクレームされている場合は，局長は，当該出願を単一の発明に限定するよう要求することができる。分割した発明についてなされる後の出願は，最初の出願と同一の日に出願されたものとみなす。ただし，分割の要求が確定した後 4 月以内又は 4 月を超えない範囲で認められる追加期間内に後の出願がなされることを条件とする。更に，各分割出願が当初の出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。(IP 法第 38 条(38.2))

#### 規則 604.1

発明の単一性の要件を満たさない出願に特許が付与されたという事実は，特許を取り消す理由にはならない。(IP 法第 38 条(38.1))

#### 規則 605 発明の単一性の要件

- (a) 発明の単一性の要件は，複数の発明が，1 以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を伴った技術的關係を有する場合にのみ満たされるものとする。「特別な技術的特徴」という表現は，クレームされている各発明が全体として先行技術を改良する貢献度を定義する技術的特徴をいう。
- (b) 1 群の発明が単一の包括的発明概念を形成するように結び付いているか否かの判定は，発明が別々のクレームにおいて主張されているか又は単一のクレーム内で択一的に主張されているかを考慮することなくされる。
- (c) カテゴリーが異なる複数の独立クレームは，単一の発明概念を形成するように結び付いて 1 群の発明を構成することができる。結び付きとは，例えば，製品とその製法との間の結び付き，又は製法とその製法を実施するための装置との間の結び付きをいう。
- (d) 1 の出願では，異なるカテゴリーのクレームからなる特徴を有する組み合わせは次の 3 通りが許される。
  - (1) ある製品に係る独立クレームに加えて，当該製品の製造のために特に採用された製法に係る独立クレーム，及び製品の使用に係る独立クレーム
  - (2) ある製法に係る独立クレームに加えて，当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム，又は
  - (3) ある製品に係る独立クレームに加えて，当該製品の製造のために特に適合させた製法に係る独立クレーム，及び当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム

### 規則 606 要求の再考

(a) 出願人は、分割の要求に同意しない場合は、理由を挙げて、当該要求の再考、撤回又は変更を請求することができる。出願人は、再考を請求するに際し、遂行を求める 1 の発明を暫定的に選択しなければならず、当該発明は、当該要求が確定した場合に選択されるべき発明とする。

(b) 分割の要求は、請求があったときは再考される。要求が繰り返され、確定した場合は、主任審査官は、同時に、選択された発明のクレームについて処分を行う。

### 規則 607 分割の要求についての不服申立

分割の要求が確定した後、出願人は、処分の残りについてなすべき応答をした上で、要求について不服申立をすることができる。当該不服申立の間も、選択した発明のクレームについては継続して手続を遂行することができる。不服申立は、選択した発明のクレームについて確定的な処分又は許可が出るまで遅らせることができる。

要求について再考を請求しなかった場合は、不服申立は認められない。

### 規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示

出願についての庁の処分の後、出願人が従前にクレームしていた発明から分割し得る発明を対象としてクレームを提示した場合において、当該クレームは、補正が施されているときは拒絶され、出願人は、当該クレームを従前にクレームしていた発明に限定するよう要求される。

### 規則 609 種の選択

出願が 1 の属クレーム、及び当該クレームが包含する複数の種の各々に別個に限定されているクレームを含む出願に関する第 1 回処分において、審査官が完全に調査した後の見解として、提示された当該属クレームは容認可能なものであるが、最終的には容認が維持されないときは、審査官は、出願人に対し、そのクレームが限定される発明の種を当該処分への応答において選択するよう要求する。

開示された発明の種概念にも属概念にも該当しないクレームは認めることができる。マーカッシュ型のクレーム、すなわち種概念のクレームとして適正にクレームし得る構成物又は変形を選択的な態様で列挙したクレームも、同様に認めることができる。ただし、出願人が納付すべき手数料の金額は、当該マーカッシュ型のクレームで列挙された構成物又は変形の数に基づいて計算される。

### 規則 610 選択されない発明の分離出願

分割の要求後に選択されなかった発明は、分離出願の主題とすることができ、原出願と同じ方法で審査される。ただし、原出願が特許を付与される前又は放棄される前に当該出願がなされた場合、かつ、当該出願書類が、出願人が署名し作成した原文書の正確な謄本である文書と同一である場合は、出願人による署名及び作成を省略することができる。当該出願は、出願手数料、及び図面に関する規則を遵守する提出図面の写しで構成することができ、同時に、関連しないクレーム又はその他の事項を除去した補正案も添付する。

### 規則 611 分割出願

出願人は、親出願が取り下げられ、放棄され又は特許を付与される前に係属出願について分割出願を行うことができる。ただし、その内容が親出願の内容を超えないことを条件とする。分割出願は、親出願と同一の出願日が付与され、優先権の利益を得る。

### 規則 612 対応する外国特許出願に関する情報

出願人は、局長の求めに応じて、庁に行った出願においてクレームした発明と同一又は実質的に同一の発明について外国で行った特許出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号、並びに同外国出願に関するその他の書類を提出しなければならない。(IP 法第 39 条)

#### 規則 612.1

外国出願に関するその他の書類は、次のものから構成される。

- (a) 対応する又は関連する外国出願に関して欧州、日本若しくは合衆国の特許庁、特許協力条約に基づく調査機関又は最初の特許出願がなされた官庁が作成した英語の調査報告の写し
- (b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写
- (c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し
- (d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し、及び
- (e) 出願に係る司法的判断を容易にするであろうその他の書類

#### 規則 612.2 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報提供の要件を遵守しなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

## 第 7 部 分類及び調査

### 規則 700 分類及び調査

方式要件を遵守した出願は分類を付与され、かつ、先行技術を決定するために調査が行われる。(IP 法第 43 条)

#### 規則 701

庁は、国際特許分類を使用する。

#### 規則 701.1 知的所有権調査報告の内容

知的所有権調査報告は、クレーム、明細書及び図面に基づいて次の通り作成する。

- (a) 調査報告には、発明の新規性及び進歩性を査定する際に考慮に入れることができる書類であって報告作成時点で庁が利用することができるものを記載する。
- (b) 調査報告では、引用書類を、主張された優先日前に公開されたものと、当該優先日と出願日との間に公開されたものと、出願日後に公開されたものとに区別する。
- (c) 調査報告には、国際特許分類に基づいて出願の内容の分類を記載する。
- (d) 調査報告には、対応する外国出願でなされた調査において引用された書類を含めることができる。

## 第 8 部 出願の公開及び審査請求

### 規則 800 出願の公開

- (a) 出願は、出願日又は優先日から 18 月が経過した後に、庁により又は庁のために作成された調査書類であって、先行技術の記載がある文献を引用したものと共に、IPO 公報において公開する。
- (b) 出願は、公開のための技術的な準備が終了する前に最終的に拒絶されたか又は取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされる場合は、公開されない。
- (c) 公開される出願には、書誌事項、提出された図面、及び要約が含まれる。
- (d) 庁は、出願の公開に関して日付その他の情報を出願人に通知すると共に、実体審査請求を行わなければならない期間について注意を喚起する。
- (e) 特許出願の公開の後、利害関係人は、庁に提出された出願書類を閲覧することができる。
- (f) 長官は、出願を公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することになると認める場合は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、出願の公開を禁止し又は制限することができる。(IP 法第 44 条)

### 規則 801 公開前の秘密保全

公開に至っていない出願及びすべての関係書類は、出願人の同意がない限り、閲覧に供してはならない。(IP 法第 45 条)

### 規則 802 第三者の意見

出願の公開の後、何人も、その発明の特許性について書面により意見を表明することができる。当該意見は出願人に送付され、出願人は、当該意見について見解を述べることができる。庁は、当該意見及び見解を、受領を確認してから、これらが関係する出願のファイルに収めるものとする。(IP 法第 47 条)

### 規則 803 実体審査請求

本規則に基づく公開日から 6 月以内に出願が IP 法に規定する特許性の要件を満たしているか否かの決定を求める書面請求がなされ、かつ、手数料が期日までに納付されない限り、出願は、取り下げられたものとみなされる。

#### 規則 803.1

審査請求の取下は取消不能であり、また、取り下げても手数料は返還されない。(IP 法第 48 条)

### 規則 804 公開後の出願に付与される権利

出願人は、公開された出願においてクレームしている発明について、IP 法第 71 条に基づいて付与される権利の何れかを出願人の許可を得ないで行使した者に対しては、その発明について特許が付与されている場合と同様に、同法第 76 条に基づく特許権者の権利のすべてを有するものとする。ただし、その者が次の何れかに該当することを条件とする。

- (a) その者が、自己が実施していた発明が公開された出願の主題であることを実際に知って

いたこと

(b) その者が、自己が実施していた発明が出願番号により特定される公開された出願の主題である旨の通知書を受領していたこと。ただし、訴訟は、公開された出願に特許が付与されるまで、かつ、訴の対象である行為がなされてから4年以内は提起することができない。(IP法第46条)

### **規則 805 引用及び参照**

国内特許を引用する場合は、その番号及び日付、特許権者の名称並びに発明の分類を記載しなければならない。外国特許を引用する場合は、その国籍又は国名、番号及び日付並びに特許権者の名称を記載しなければならない。引用する特許を出願人が特定するのに必要なその他のデータも記載しなければならない。外国特許を引用する際に、特許の一部を引用する場合は、その部分が含まれる具体的な頁及び紙面を明示しなければならない。特許以外の刊行物を引用する場合は、著作者(もしあれば)、標題、日付、関連する頁若しくは図版、出版された場所又は写しのある場所を記載する。

## **第9部 出願審査；特許出願審査手続の内容；一般的考慮事項**

### **規則 900 出願は一方的に行われる**

出願は、出願人によって一方的に行われる。すなわち、その手続は、原告は存在するが被告は存在せず、裁判所自体が相手方当事者として行動する訴訟に類似している。

### **規則 901 手続は審査官と出願人との間の係争である**

局における一方的手続は、公衆を代理し、開示と引き換えに発明者に与える独占権をできる限り少なくするよう努める審査官と、できる限り多くの独占権を得よう努める出願人又はその代理人との間の法律係争である。

### **規則 902 出願人は自己の利益を図るものとされている**

審査官によって代表される局は、出願人の利益を図るものとはされていない。審査官は、公衆の利益を保護する責任を負い、従って、特許性が無く、また、先行発明において既に開示されて公衆一般の閲覧に供されている主題について特許が発行されないよう絶えず注意しなければならない。

### **規則 903 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分**

出願人及びその代理人は、審査官による不利な予備的処分の肯定的価値を十分に高く評価すべきである。厳しい争いを経た出願に基づく特許は、局の手続を容易に経た特許よりも裁判所で有効になる傾向にある。これには2の理由があり、第1は、拒絶により、出願人又はその代理人に、補正案を強化して脆弱なクレームから脆弱性をできる限り失くすことが示唆されることであり、第2は、審査官により指摘され、最終的に局により出願人に有利に決定された各要点は、法廷で、当該要点について出願人に一応の当事者適格性を与えることである。庁は、法律により、特許出願について判断する権限を与えられており、庁に与えられた権限を理由に、出願の承認又はこれに関連するすべての事項に関するその決定は、裁判所により

適正なものとして推定される。

#### **規則 904 予備的拒絶を文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている**

審査官による拒絶は、決して文字通りに解釈してはならない。出願人は、審査官がその発明を実際に拒絶しようとしているのではないかもしれないことを忘れてはならない。実際のところ審査官は、先行技術を参照して発明を承認する用意を概ねしている可能性がある。審査官は、出願人のクレーム、すなわち、出願人による発明の表現方法を拒絶しているのみかもしれない。

審査官は、出願人の助けになるように、先行技術を参照して包括的に拒絶することがよくある。これは、出願人にとって特許付与後に訴訟になれば、釈明することが手遅れになることがあるので、それを待たせるよりはむしろ、引例を回避するために釈明し、かつ、拒絶を回避するためにクレームを変更する機会を与えようとしているのである。

#### **規則 905 審査官はすべての出願について第 1 審管轄権を有する；局長への不服申立**

発明特許の付与を求めるすべての出願の審査は、数名の審査官の第 1 審管轄権の下にあるものとし、その決定は、確定したときには、決定通知の郵送日から 4 月以内は、局長への申請又は不服申立の対象となる。局による最終処分が未決である特定の技術的又は科学的な事項に関する情報については、出願人は、手数料を納付すれば、審査官に提起することを希望する質問を明記した書面により、審査官との協議を請求することができるが、これに関して、審査官は、当該請求を認めるか又は書面により質問に回答するかを裁量する権限を有する。

#### **規則 906 審査の順序**

局になされ、かつ、完全な出願として受理された出願は、審査の対象として、出願が関連する発明の類を担当する審査官に割り当てられる。出願は、なされた順に審査官により審査される。

審査官が審査し、出願人が当該審査官による更なる処分を求める状態にした出願(補正出願)は、当該状態になった順(補正日)に、そのような処分を受ける。

#### **規則 907 審査の内容、審査官による処分**

(a) 審査官は、出願を審査する場合は、出願を詳細にわたり検討し、また、特許付与を求める発明の内容に関連して利用することができる先行技術を詳細にわたり調査する。審査は、別段の指示がない限り、出願による法令及び規則の遵守並びにクレームされた発明の特許性の双方に関して、更に方式に関する事項に関して完全でなければならない。

(b) 出願人は、審査官の処分について通知を受ける。不利な処分の理由又は何らかの異論若しくは要求が記載され、かつ、出願人が、自己の出願手続の続行が適切なものであるかを判断するための有用な情報又は指示が与えられる。

#### **規則 908 審査官による処分の完全性**

審査官による処分はあらゆる事項について完全に行われるものとするが、制限要件、出願における根本的な欠陥及びこれらに類似したもの等の該当する状況においては、審査官による

処分は、更なる処分がなされるまでは当該事項に限定されることがある。ただし、方式に関する事項は、クレームが認容されるまでは、審査官は提起する必要がない。

#### **規則 909 クレームの拒絶**

(a) 発明が如何なる点でも特許性がないとみなされた場合は、審査官は、すべてのクレームを拒絶する。発明が、一定のクレームにおいては特許性があるが、他のクレームにおいては特許性がないとされた場合は、後者のクレームは拒絶されるが、結果として拒絶されなかったクレームのみに限定することを条件として特許が付与されることにはならない。

(b) 新規性の欠如又は進歩性の欠如のためにクレームを拒絶するに際しては、審査官は、当該発明に最も関連する引例を挙げなければならない。引例が複雑である場合、又は出願人がクレームしている以外の発明を提示又は記述している場合は、依拠する特定部分をできる限り厳密に指定しなければならない。各引例との関係が明らかでない場合は、これについて明確に説明し、かつ、拒絶した各クレームを特定しなければならない。

(c) クレームは、IP 法第 35 条(35.1)及び第 36 条(36.1)を遵守しない場合も拒絶されることがある。

#### **規則 910 未公開の、取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない**

未公開の、取り下げられた及び権利喪失した出願は、それ自体、引例に挙げてはならない。

#### **規則 911 出願人による応答**

(a) 審査官による処分後、その処分が何れかの点において出願人に不利であった場合において、出願人がその特許出願を続行しようとするときは、出願人は、当該処分に応答した上で、補正して又は補正することなく再審査又は再審理を請求することができる。

(b) 再審査又は再審理の権利を得るためには、出願人は、書面によりこれを請求しなければならない。審査官による処分の過誤と考えられる点を明瞭かつ詳細に指摘しなければならない。出願人は、審査官による以前の処分における異論及び拒絶の理由の何れにも応答しなければならない(ただし、クレームの更なる検討には関係しない方式についての異論又は要求を、クレームが許容されるまで保留にするように求める請求をすることができる)。また、出願人の行為は、一貫して、出願を最終処分まで進めるための善意の試みであることを示すものでなければならない。審査官が過誤を犯した旨の単なる主張は、再審査又は再審理の適切な理由として認められない。

(c) 拒絶に応答して出願を補正するに際し、出願人は、引例によって開示された技術水準又は申し立てられた異論を考慮して、クレームが提示していると考えられる特許可能な発明性及び新規性を明瞭に指摘しなければならない。出願人は、当該補正が当該引例又は異論をどのように回避するかも示さなければならない。

#### **規則 912 再審査及び再審理**

出願は、出願人による応答後、再審査及び再審理されるものとし、かつ、クレームが拒絶され、又は異論若しくは要求がされる場合は、出願人は、最初の審査後と同じ方法により通知を受ける。出願人は、当該審査官による処分に対して、本規則に規定する通りの方法で、補正して又は補正することなく応答することができるが、第 2 回目の審査官による処分後の補

正は、通常、拒絶又は異論若しくは要求のなされた事項に限定しなければならず、出願は、再度審理される。

### **規則 913 最終拒絶又は処分**

(a) 第 2 回目又はその後の審査若しくは審理において、拒絶又はその他の処分を確定することができ、その際、出願人の応答は、クレームの拒絶の場合は不服申立に、又は本規則に定める補正に限られる。クレームの拒絶を伴わない異論又は要求の場合は、本規則に規定する通り局長に申請することができる。最終拒絶又は処分に対する応答は、その拒絶された各クレームの取消、又は拒絶に対する不服申立を含まなければならない、また、何れかのクレームが許容される場合は、方式についての要求又は異論の遵守を含まなければならない。

(b) 審査官は、当該最終拒絶を行うに際し、事案のクレームにその時点で適用可能な拒絶理由のすべてを、その理由を明確にして再度述べる。審査官は、出願人への従前の通信において提起しなかった理由を引用することはできない。

### **規則 914 特許出願の実用新案出願への変更**

(a) 特許出願人は、特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付して、特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、変更後の出願には、当初の出願の出願日が付与される。出願は、1 回に限り変更することができる。(IP 法第 110 条)

(b) 実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付して、実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、変更後の出願には、当初の出願の出願日が付与される。(IP 法第 110 条)

### **規則 915 並行出願の禁止**

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の主題について実用新案登録出願と特許出願を併願することはできない。(IP 法第 111 条)

## **出願人による補正**

### **規則 916 出願人による補正**

出願人は、審査の段階において特許出願を補正することができる。ただし、その補正には、当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含めてはならない。(IP 法第 49 条)

### **規則 917 審査官による最終処分後の補正**

(a) 最終拒絶又は処分の後、補正は、クレームを取り消すことにより、又は定められた方式要件を遵守することにより行うことができ、また、不服申立での検討対象として、拒絶されたクレームをより良好な形で提示する補正も認められる。ただし、これらに関する手続は、当該出願を不服申立の対象となっている状態から救済することにはならず、取り下げられたとみなされたことから回避させることにもならない。

(b) 出願の実体的事項に係わる補正は、最終拒絶又は不服申立がなされた後に、又は通常そのような補正が不適とされるときに提示する場合は、これが必要であること、及びこれを以前に提示しなかったことの適切かつ十分な理由を示せば、認められることがある。

### 規則 918 補正及び修正が要求される場合

明細書，クレーム及び図面は，説明及び定義の不正確さ又は不必要な冗長さを訂正するために，また，クレーム，明細書及び図面を一致させるために要求される場合は，補正及び修正しなければならない。

### 規則 919 開示の補正

如何なる削除又は追加も，出願日後に出願の開示を拡大して新規事項を導入するようなものであってはならない。明細書，クレーム又は図面のすべての補正，及び出願日後になされたすべての追加は，出願日の時点で存在していたものの少なくとも 1 に一致しなければならない。原開示からの逸脱か又は原開示への追加であるため，何れにも存在しない事項は，補足宣誓によって裏付けられる場合でも出願に加えることができず，別個の出願においてのみ提示又は主張することができる。

### 規則 920 クレームの補正

クレームは，特定のクレームを取り消し，新規クレームを提示し，又は特定の新規クレームの文言を修正して，補正することができる(当該補正クレームは，実質的に新規クレームである)。出願人は，新規の又は補正したクレームを提示する場合は，これらが，関連する記録上の引例又は拒絶理由をどのように回避するかを指摘しなければならない。更に，出願人は，出願審査手続を容易にするために，原開示で補正の基礎となった部分を応答書中で示すものとする。

### 規則 921 補正の方法

文書及び記録における抹消，追加，挿入又は変更は，出願人が行ってはならない。出願人による補正は，特定した補正がされるよう指示又は請求する本規則に基づく文書を提出することにより行う。出願書類から削除し又は出願書類に挿入する正確な語を明記し，削除又は挿入を行う正確な個所を表示しなければならない。原出願において補正案の基礎となる部分を表示しなければならない。

### 規則 922 補正事項の記入及び検討

(a) 補正事項は，局が記入するものとし，取り消す語に赤インクで線を引いて削除案を示し，赤インクで置換又は挿入案を示し，小さい挿入事項は指定された場所には書き込み，大きい挿入事項は参照により表示する。

(b) 通常，出願書類の補正が可能な期間中に提出された書面に提示された補正事項は，すべて記入され検討される。ただし，本条規則に従わない補正事項は，認められない。時宜を得ない補正文書については，記入及び検討が全部又は一部拒絶されることがある。

### 規則 923 図面の補正

局が許可する場合を除き，図面を変更することはできない。図面に示された構造の変更請求は，所定の手数料を納付した場合にのみ行うことができる。記録の一部とするための変更案を示す永久インクによるスケッチは，調査請求とともに提出しなければならない。図面の補正を請求する文書は，その他の文書と別個にしなければならない。図面は，署名の場合を除

き、局から取り下げることができない。図面の差替は、通常、局が要求する場合を除き、如何なる場合にも認められない。

#### **規則 924 補正事項の補正**

補正した文言を補正する場合は、全体を書き直し、原挿入を取り消して、最終的に提示するときに当該文言に行間書き入れ又は削除がないようにしなければならない。補正により取り消した事項は、取り消した事項を新規の挿入事項として提示するその後の補正によってのみ回復することができる。

#### **規則 925 明細書の差替**

補正事項の数又は内容が、事案を検討すること又は印刷若しくは複写のために紙面を調整することを困難にする場合は、審査官は、明細書又はクレームの全体又はその一部を書き直すよう要求することができる。明細書の差替は、審査官が要求しない限り、通常は認められない。明細書の差替要求は、特許付与から2月以内に、かつ、特許のIPO公報での公告の前に行うことができる。

#### **規則 926 クレームの番号**

クレームの原番号は、手続を通して維持しなければならない。クレームを取り消した場合は、残りのクレームに番号を付け直しはならない。クレームを補正によって追加したか又は取り消したクレームから差し替えた場合は、出願人は、これらに(記入の有無を問わず)既に提示している最大の番号が付されたクレームの次の番号から始まる連続番号を付さなければならない。出願が許可可能なものになった場合は、審査官は、必要な場合は、クレームの連続番号を、クレームが記載されている順序又は出願人が請求する順序で付け直すものとする。

#### **規則 927 補正許可の拒絶に係る申請**

補正許可への審査官による全部又は一部の拒絶に対する申請は、本規則に基づいて局長に行うものとする。

#### **規則 928 審査官との面接；面接が許可されない場合**

局に係属中の出願に関する審査官との面接は、出願人が提起することを希望する質問を明記した請求により、かつ、所定の手数料を納付した後にのみ行うことができるが、これに関して、審査官は、面接を許可するか又は代わりに質問に対して書面で回答するかを裁量する権限を有する。面接は、局の構内において、審査官が指定する通常の就業時間中に行う。審査官との面接又は協議は、すべて、その直後に文書にし、審査官及び出願人が署名する。当該文書は、局の記録の一部となる。係属中の出願を検討する面接は、同出願に関する最初の庁の処分の前に行ってはならない。

#### **出願人による応答の期間；出願の取下**

##### **規則 929 期限までに応答しなかった場合の出願の取下**

(a) 出願人が本規則に規定する期間内に出願を遂行しなかった場合は、当該出願は、取り下

げられたものとみなされる。

(b) 応答期間は、適切かつ十分な理由がある場合に限り、かつ、指定された合理的な期間にわたり、延長することができる。当該延長の請求は、出願人による応答の期限が到来する日以前にしなければならない。審査官は、最大2回まで延長を認めることができるが、ただし、応答書を提出するために認められた当初期間を含む合計期間は、当該応答を求める庁の処分書の郵送日から6月を超えないものとする。

(c) 出願が取り下げられたとみなされないようにするための出願の遂行には、当該事案の事情から必要とされる完全かつ適切な行為を含むものとする。庁による最終処分に応答していない補正は、当該出願を取り下げたとみなされることを防ぐことができない。

(d) 出願人による行為が、事案を最終処分に進めるための善意の試みであり、審査官の処分に対する実質的には完全な応答であるにも拘らず、ある事項の検討又はある要件の遵守を不注意により怠っている場合は、取下の問題を検討する前に、当該不作為を説明し、埋め合わせる機会を与えることができる。

(e) 署名が脱落した又は署名が不適切な文書の場合においては、正しく署名された写しの速やかな追認又は提出が認められる。

### **規則 930 出願の回復**

手続の遂行を怠ったために取り下げられたものとみなされた出願は、当該懈怠が不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によることを局長に納得させるように示した場合は、取下通知の郵送日から4月以内ならば、係属出願として回復することができる。

取り下げられたものとみなされた出願を回復するための申請には、次のものを添えなければならない。

- (1) 遂行を怠った理由を示すもの
- (2) 完全な応答案、及び
- (3) 所定の手数料

本条規則に基づいて回復されない出願は、権利喪失をしたものとみなされる。

### **規則 931 出願の明示の取下**

出願は、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人が署名し、かつ、当該出願を特定した取下宣言書を局に提出することにより、明示的に取り下げることができる。

## **第10部 特許の付与**

### **規則 1000 特許の付与**

出願がIP法及び本規則の要件を満たす場合は、庁は、特許を付与する。ただし、すべての手数料を所定の期間内に納付することを条件とする。特許付与及び印刷のための所定の手数料が期限までに納付されない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。(IP法第50条)

### **規則 1001 特許の内容**

特許は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、特許局長が署名し、かつ、

庁の登録簿及び記録に明細書，クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。(IP法第63条)

#### **規則 1002 特許の付与の公告**

特許の付与は，他の情報とともに6月以内にIPO公報において公告する。(IP法第52条(52.1))

#### **規則 1003**

利害関係人は，庁のファイル中にある当該特許の完全な明細書，クレーム及び図面を閲覧することができる。(IP法第52条(52.2))

### **第11部 特許の存続期間**

#### **規則 1100 特許の存続期間**

存続期間は，出願日から20年とする(IP法第54条)。ただし，所定の年金が所定の期間内に納付されなかった場合，又は特許がIP法及び本規則の規定に基づいて取り消された場合は，特許は失効する。

#### **規則 1101 年金**

特許の最初の年金は，出願が公開された日から4年の満了時に納付期日が到来するものとし，その後，各周年日が年金の納付期日となる。納付は，当該期日の前3月以内に行うことができる。年金を納付する義務は，出願が取り下げられ，拒絶され，又は取り消された場合は終了する。(IP法第55条)

#### **規則 1102 出願の公開日**

出願は，当該出願を内容に含むIPO公報が発行された日に公開される。例えば，当該出願を内容に含むIPO公報が1999年1月15日に発行された場合は，最初の年金は，2003年1月15日が納付期日となる。

#### **規則 1103 年金の不納**

年金を所定の期間内に納付しなかった場合は，年金を納付する期日の翌日に出願は取り下げられたものとみなされ，又は特許は失効したものとみなされる。年金の不納により出願は取り下げられたものとみなされる旨の通知又は特許の失効は，IPO公報において公告するものとし，特許の失効については，庁の登録簿に記録する。(IP法第55条(55.2))

#### **規則 1104 猶予期間**

年金の納付については，延納に係る所定の割増料を納付すれば，納付期日から6月の猶予期間が与えられる。(IP法第55条(55.3))

## 第 12 部 出願又は特許に影響するその他の手続

### 第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

#### 規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式

受理されて記録されるためには、譲渡証は、次の通りでなければならない。

(a) 書面によるものとし、英語又はフィリピン語以外の言語による場合は、当該書類に英語の翻訳文を添付しなければならない。

(b) 公証人、又は宣誓を司り、その他の公証行為を行う権限を有するその他の上級職員の面前で確認を受け、当該公証人その他の上級職員の署名及び公印によって認証を受けなければならない。

(c) 譲受人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに居住する代理人の選任書を添付しなければならない。

(d) 当該特許又は出願に関して錯誤がないように、関係する特許証を番号及び日付で特定し、特許に記載された特許権者の名称及び発明の名称を示さなければならない。特許出願の場合は、出願番号及び出願日を記載し、出願書類に記載された出願人の名称及び発明の名称も示さなければならない。ただし、出願書類の作成と同時に又はその後に出願書類が提出される前若しくは出願番号が確定する前に譲渡証を作成する場合は、出願書類の作成日及び出願人の名称並びに発明の名称により、当該出願を適切に特定しなければならない。

(e) 所定の記録及び公告手数料を納付しなければならない。

#### 規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

ライセンスを含むその他の証書の様式は、受理されて記録されるためには、前条規則の要件を遵守しなければならない。

#### 規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

原本は、署名したその副本とともに提出しなければならない。原本を利用することができない場合は、代わりに原本の認証謄本 2 通を提出することができる。庁は、記録した後、署名された副本又は場合により認証謄本 1 通を保持し、原本又はもう 1 通の認証謄本を記録の事実を注記した上で提出者に返還する。

#### 規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる

譲渡証その他の証書の記録日は、これらが求める記録及び公告のための手数料全額と共に適切な様式により庁に受領された日とする。

当該証書は、当該証書の日付から 3 月以内に又は後の取得若しくは譲渡抵当設定より前に庁において記録されない限り、有価約因による後の取得者又は譲渡抵当権者に対しては、無効であるものとする。(IP 法第 106 条)

記録したことの通知は、IPO 公報に公告される。

#### 規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

係属特許出願の譲渡の場合において、特許証の実際の発行前に譲渡が庁において記録されて

いることを条件として，出願人の譲受人に特許証を発行することができる。

#### **規則 1205 記録上の譲受人は庁の手續において行為することができる**

特許権者又は出願人がすることができる又はしなければならない庁の手續における行為は，譲渡が記録されていることを条件として，譲受人がすることができる。

### **第 2 章 特許の権利放棄，訂正及び補正**

#### **規則 1206 特許の権利放棄**

(a) 特許の所有者は，庁の記録にある特許及び特許に係る発明における若しくはそれについての権利，ライセンスその他の権利，権原又は利益を有する者の全員が宣誓した合意書をもって，当該特許又はそのクレームを取消のために権利放棄することができる。取消の申請は，申請人が適正に宣誓した書面によるものとし，海外で作成された場合は，認証を受けなければならない。(IP 法第 56 条)

(b) 何人も，特許の権利放棄について庁に対し異議を申し立てることができ，この場合は，局は，特許の所有者に通知し，その事項について決定をする。

(c) 庁は，特許を適正に権利放棄することができると認めた場合は，その申出を受理することができる。当該特許は，その受理の通知が IPO 公報に公告された日から効力を失う。ただし，この日より前の政府の役務のための当該特許発明の使用については，侵害訴訟を提起することができず，また，権利補償も生じない。(IP 法第 56 条)

#### **規則 1207 庁による錯誤の訂正**

局長は，庁の過失により特許証において錯誤が生じ，これが庁の記録に明確に示されているときは，特許権者又は記録上の譲受人の申請書正副 2 通に基づいて，かつ，特許権者に発行した特許証の写しの庁への提出に基づいて，当該特許証を，手数料なしで，記録と一致させるために訂正する権限を有する。(IP 法第 57 条)

#### **規則 1208 出願における錯誤の訂正**

局長は，利害関係人の請求及び所定の手数料の納付に基づいて，庁の過失によって生じたものではない形式上かつ事務的な性質の特許証における錯誤を訂正する権限を有する。(IP 法第 58 条)

#### **規則 1209 特許における変更**

特許の所有者は，次の目的で特許に変更を施すことを局に請求する権利を有する。

(a) 当該特許により与えられている保護の範囲を限定すること

(b) 明白な錯誤を訂正し又は事務的な誤りを訂正すること，及び

(c) (b)にいう錯誤又は誤りのほか，善意でした錯誤又は誤りを訂正すること。ただし，その変更によって当該特許による保護の範囲を拡張することになる場合は，その変更は，特許の付与から 2 年が経過した後は請求することができず，また，その変更は，公告当時の内容による特許に依拠していた第三者の権利に影響しないものとする。

### **規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告**

特許の補正又は訂正は、庁の印章により認証されて局長が署名した補正又は訂正の証明書を伴わなければならない、その証明書は、当該特許証に添付するものとする。補正又は訂正は、IPO 公報において公告し、庁が交付する特許の謄本は、補正又は訂正の証明書の謄本を含むものとする。(IP 法第 60 条)

### **規則 1212 発明の譲渡**

譲渡は、特許及び特許に係わる発明における若しくはこれらについての権利、権原若しくは利益の全体について、又は特許及び発明全体の未分割持分についてすることができ、後者の場合は、関係人は、その共同所有者となる。譲渡は、特定の地域に限定してすることができる。(IP 法第 104 条)

### **規則 1213 共同所有者の権利**

2 以上の者が、特許の共有としての付与によるか、特許及び特許に係わる発明における未分割持分の譲渡によるか又は当該持分の権利承継により、特許及び特許に係わる発明を共有している場合は、各共有者は、自己の利益のために当該発明を自ら生産し、使用し、販売し又は輸入することができる。ただし、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、又は持分に比例して他の共有者と利益を分配するのとなければ、ライセンスを付与し、又は自己の権利、権原若しくは利益若しくはその一部を譲渡することができない。(IP 法第 107 条)

## **第 13 部 申請及び不服申立**

### **規則 1300 審査官の職務の内容**

出願において及び審査官が参照した引例において明らかにされた事実並びに適用法(制定法及び判例法)に基づき特許出願を認めるべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理、指揮及び監督を合法的に行うことはできず、特許付与及びその他の処分について審査官によってされる勧告の検討を通じて、また、申請又は不服申立に基づき審査官がなした不利な決定の検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

### **規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請**

審査官の繰り返し行なった処分又は要求は、それが不服申立の対象とならないもの及び他の適切な事情におけるものについては、局長へ申請をすることができる。当該申請及びその他することができる申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請において主張されている当該事項に関する審査官による決定の理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するよう指示することができる。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官による処分の郵送日から起算して最長 6 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

### **規則 1302 局長への不服申立**

すべての特許出願人は、審査官による特許付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第1審管轄権を与える事項における審査官による不利な処分についても、局長に不服申立をすることができる。出願人、申請人又は特許権者は、不服申立の適用上、審査官による同一の理由に基づく2回目の不利な決定を確定的なものとみなすことができる。

### **規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果**

審査官による最終決定は、認められた期間内に局長に不服申立がされなかったか又は不服申立がされてもそれが遂行されなかったものであるときは、事実上確定したものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について、既判力を有するものとする。

審査官による実体的事項に関する処分について出願人が応答しなかったために出願が放棄されたものとみなされる場合においても、その出願が取り下げられたものと宣言する確定した命令は、同様に、既判力を有する。

### **規則 1304 不服申立の期間及び方法**

申請又は不服申立は、その対象である処分の郵送日から2月以内に、申請書正副2通又は不服申立書を提出し、かつ、所定の手数料を納付することにより提起しなければならない。申請又は不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人、不服申立人又はその記録上の代理人が署名しなければならない。本規則に規定する期間は、如何なる場合も、申請又は不服申立の対象である処分の郵送日から最長6月を超えないものとする。

### **規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である**

不服申立の場合は、不服申立人は、不服申立の日から延長が認められない2月以内に、その不服申立を維持するための論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。

### **規則 1306 審査官の答弁**

審査官は、申請書又は不服申立人の準備書面に対する答弁書の提出を審査官に指示する局長の命令から2月以内に、当該答弁書を提出しなければならない。審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

### **規則 1307 不服申立人の応答**

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から1月以内に、その答弁書で提起された新たな事項のみについての応答準備書面を提出することができる。

### **規則 1308 長官への不服申立**

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領した後15日で確定する。ただし、当該期間内に再審理申立が局長にされた場合、又は不服申立が不服申立書の提出及び所定の手数料の納付によって長官にされた場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令についての再審理申立は、1回のみ認められる。

## 規則 1310 局長の見解

局長は、長官の求めがある場合は、不服申立人の準備書面について1月以内に自己の見解を提出しなければならない。

## 規則 1311 上訴裁判所への上訴

長官の決定は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴が遂行されない限り確定する。長官の決定又は命令についての再審理申立は、認められない。

## 最終規定

### 第1条 通信

次の規則を、特許権者/出願人と庁又は局との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への上訴は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。

(c) 通信は、特許局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、特許局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、特許局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。

(d) 事件ごとに書状を別にする。書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、発明の名称、出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 付与された特許に関する書状。書状が付与された特許に関するときは、特許権者の名称、発明の名称、特許番号及び特許権付与の日を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は、特許取得の求めが主張されている発明の新規性又は進歩性についての特許出願に先立つ照会には答えることはできない。

ある特許出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士若しくは特許代理人に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求める弁護士若しくは代理人は、付与されたすべての特許に関するその記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁寧な回答として、該当する部分に印を付して、法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。

このことを、特許法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

## **第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金**

速達料金，運賃，郵便料金，電話代，用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金，及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は，全額を前納しなければならない。そうしない場合は，庁は，当該事物を受領せず，また，当該事物について何らの処分も行わない。庁は，役務の提供に先立って，庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収するものとする。

## **第3条 実施**

役務提供の見地から，局の組織が整うまでは，本規則を実施するために必要な職務は，特許・商標・技術移転局の化学審査部の長及び機械・電気審査部の長が推薦して長官が指名した旧特許・商標・技術移転局の職員，又は既に任命され権原を有している特許局長，又は長官が指名する管理官若しくは担当官が遂行する。

## **第4条 廃止**

本規則，特に特許事件の実務規則(改正を含む)と一致しないすべての規則，覚書，回状及び覚書回状並びにその部分は，これに基づいて出願され，かつ，特許・商標・技術移転局において係属中であるすべての特許出願及びこれに基づいて付与された特許に適用する範囲内に限り尚も効力を有することを条件としてここに廃止する。

## **第5条 可分性**

本規則の何れかの規定又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても，本規則の他の規定は，これによって影響を受けない。

## **第6条 認証謄本の提供**

Eduardo Joson 第2記録官には，ここに，本規則の認証謄本3通をフィリピン大学法律センターに，認証謄本各1通を大統領府，フィリピン上院，下院，フィリピン最高裁判所及び国立図書館に直ちに提供することを指示する。

## **第7条 施行**

本規則は，一般紙における公示から15日後に施行する。

### III. 実用新案及び意匠に関する規則

#### 第1部 定義

##### 規則 10

本規則は、「実用新案及び意匠規則」と称する。

##### 規則 100 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは、庁の特許局をいう。
- (b) 「局長」とは、特許局長をいう。
- (c) 「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (d) 「審査官」とは、特許局の上級職員又は一般職員であって、出願を審査する権限を与えられた者をいう。当該上級職員又は一般職員の役職又は正式呼称は、庁の組織編制によって変わる場合がある。
- (e) 「IP法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。
- (f) 「IPO 公報」とは、知的所有権庁独自の刊行物であって、IP 法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (g) 「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (h) 「規則」とは、この一連の規則及び特許局長が作成し長官が承認する実務規則をいう。

#### 第2部 実用新案

##### 規則 200 登録することができる実用新案

人間の活動のすべての分野における課題についての新規であり、かつ、産業上利用可能な技術的解決は、登録することができる。

##### 規則 200.1 登録できない実用新案

次のものは、実用新案による保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論及び数学的方法
- (b) 精神的活動の遂行、遊戯又は事業行為に関する計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
- (c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
- (d) 植物の品種、動物の品種及び植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法には適用しない。
- (e) 美的創作物、及び
- (f) 公序良俗に反するもの

##### 規則 200.2 産業上の利用性

何れかの産業において製造し及び使用することができる実用新案は、産業上の利用可能性を

有するものとする。

### 規則 201 実用新案の法定分類

実用新案は、次のものであるか又は次のものに関連する。

- (a) 有用な機械
- (b) 道具又は用具
- (c) 物品又は組成物
- (d) 方法又はプロセス，又は
- (e) 前記の何れかの改良

### 規則 202 先願主義

2 以上の者の各々が、別個かつ独立に同一の実用新案を考案した場合は、実用新案を登録する権利は、その実用新案について出願をした者に属し、また、同一の実用新案について 2 以上の出願があった場合は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。

### 規則 203 実用新案の出願日

実用新案の出願日は、庁が次の必要事項を受領した日とする。

- (a) 局が定めた通りに適正に記入された登録請求様式
- (b) 実用新案の明細書
- (c) クレーム，及び
- (d) もしあれば、実用新案を完全に開示する図面又は図形表示

出願手数料は、庁からの通知がなくても、庁が出願を受領した日から 1 月以内に納付しなければならず、そうしなかったときは、当該出願は権利喪失したものとみなされる。

### 規則 204 実用新案の優先権

条約又は法律によりフィリピン国民に同様の特典を与える外国において同一の発明を先に出版している者によりなされた実用新案出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。ただし、次を条件とする。

- (a) 当該出願書類において優先権を明示的に主張すること
- (b) 最先の外国出願を行った日から 12 月以内に出願すること，及び
- (c) フィリピンにおける出願日から 6 月以内に、当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出すること

### 規則 205 実用新案登録

実用新案出願は、出願手数料、超過クレーム手数料、公告手数料等すべての手数料が期限までに納付され、本規則に定めるすべての方式要件が満たされることを条件として、実体審査を受けずに登録される。ただし、このことは、当該実用新案の新規性、産業上の利用性及びそれが登録することができない実用新案であるか否かについて決定することを害するものではない。

## **規則 206 実用新案出願の方式審査**

実用新案出願は、分類された上で本規則に定める方式要件が完全であるか否かについて審査され、これに関する報告が出願人に送付される。方式審査においては、本規則の次の部分を考慮に入れる。

- (a) 実用新案登録に係る権利
- (b) 実用新案登録の出願人
- (c) 出願日の要件、及び
- (d) 他の方式要件

## **規則 207 方式審査報告に関する出願人の行為**

方式審査報告の郵送日から2月以内に、出願人は、次のことをすることができる。

- (1) 任意に出願を取り下げること
- (2) 出願を補正すること
- (3) 出願を発明特許出願に変更すること、又は
- (4) 所定の手数料を納付して、登録性に関する報告を請求すること

### **規則 207.1 任意の取下**

出願は、出願人の任意の取下書を受領した時点で取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは局の記録から除去される。

### **規則 207.2 補正された出願**

補正された出願は、分類され、方式審査を受ける。これに関する報告は、補正出願を受領してから2月以内に、出願人に提供される。補正出願に関する方式審査報告の郵送日から2月以内に、出願人は、次のことをすることができる。

- (1) 出願を取り下げること
- (2) 出願を発明特許出願に変更すること、又は
- (3) 所定の手数料を納付して、登録性に関する報告を請求すること

### **規則 207.3 発明特許出願に変更された出願**

発明特許出願に変更される出願又は補正出願は、出願人からの通知を受領したときは、発明特許出願として処理するものとする。

### **規則 207.4 方式要件が完全な場合の出願人の無為**

出願が登録性に関するすべての方式要件を満たしており、局に対して出願人から何の行為もなかった場合は、方式審査報告の郵送日から2月が経過した時点で、当該実用新案は公告される。ただし、発行手数料、公告手数料及びすべての所定の手数料が全額納付されていることを条件とする。

### **規則 207.5 方式要件が不完全な場合の出願人の無為**

出願が登録に係る方式要件の何れかを満たしておらず、局に対して出願人から何の行為もなかった場合は、方式審査報告の郵送日から2月が経過し時点で、出願は取り下げられたもの

とみなされ、すべてのファイルは局の記録から除去される。局は、記録から除去されたすべてのファイルを出願人に返還することができる。

#### **規則 207.6 登録性に関する報告**

報告には、出願人又は司法的及び準司法的機関を含む第三者が新規性に関する実用新案クレームの有効性を判断する上での助けとなるように、関連する先行技術に関する書類の引用及び関連性の程度についての適切な記述を含めるものとする。

登録性に関する報告は、請求を受けてから 2 月以内に、手数料の納付を条件として、提供される。出願人が実用新案出願の公告前に登録性に関する報告を請求した場合は、当該登録性に関する報告は、実用新案出願の公告に含めるものとする。

#### **規則 207.7 発行手数料及び公告手数料の不納**

出願が登録性に係るすべての方式要件を満たし、かつ、出願人が所定の期間内に発行手数料及び公告手数料を納付しなかった場合は、当該実用新案出願は、取り下げられたものとみなされる。

#### **規則 207.8 最終処分**

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、特許局長に不服申立をすることができる。

#### **規則 208 実用新案の出願要件**

実用新案登録出願及び他の通信は、フィリピン語又は英語によらなければならない、特許局長宛としなければならない。

出願には、次のものを含めるものとする。

(a) 局が定めるように適正に作成された登録願書

(b) 次を記載した明細書

1. 名称
2. 技術分野
3. 実用新案の背景
4. もしあれば、図面の各図の簡単な説明
5. 詳細な説明

(c) クレーム

(d) もしあれば図面

(e) 開示の要約

#### **規則 208.1 名称**

名称は、できる限り短くかつ具体的にし、標題として明細書の第 1 頁に記載する。奇抜な名称は、名称として認められない。

## 規則 208.2 技術分野

実用新案が関連する技術分野の記載。これは、クレームする実用新案の主題についてのものでなければならない。

## 規則 208.3 実用新案の背景

実用新案の背景とは、登録を求める実用新案に関連する先行技術、技術水準又は既知の技術で構成されるいわゆる「背景技術」をいい、該当する場合は、特定の文献の引用を含む。該当する場合は、出願人の実用新案によって解決することができる課題を含む、情報の部分を特定しなければならない。

## 規則 208.4 図面の各図の簡単な説明

図面の各図は簡単に説明し、対応する図の番号を表示しなければならない。

## 規則 208.5 詳細な説明

詳細な説明には、実用新案の製造及び実施方法の完全な説明を詳細に含めなければならない。実用新案は、登録を求めるものに正確に一致させ、関連する先行技術と区別するような方法で記載し、その実用新案によって解決することができる技術的課題を示さなければならない。

## 規則 208.6 クレーム

(a) クレームは、登録を求める実用新案の主題を定義しなければならない。当該クレームは、明瞭かつ簡潔なものであって、明細書による十分な裏付がなければならない。

(b) 実用新案出願が改良に関する場合は、クレームにおいて、クレームする主題を定義するために必要な先行技術の特徴を示す序文と組み合わせ、当該改良を具体的に指摘し明確に主張しなければならない。

## 規則 209 実用新案の単一性

1の実用新案出願では、1の独立した属クレームのみが認められる。なお、実用新案の特定の変形は、1の出願につき適切な数の従属クレームにおいてクレームすることができるが、これらの変形が本規則に規定する1の法定分類に該当し、1の包括的発明概念に包含されることを条件とする。クレームされた実用新案のこれらの変形は、属クレームの範囲内になければならない。

## 規則 209.1 手数料が生じるクレーム

出願の時点で5を超えるクレーム、独立及び/若しくは多項/択一的従属クレーム、又は出願日後に各クレームについて5を超えて追加されたクレームを包含する実用新案出願については、クレーム手数料を納付しなければならない。クレーム手数料は、出願後1月以内に納付するものとする。クレーム手数料を期限までに納付しなかった場合も、期限を遵守しなかったことを指摘する通知から1月の猶予期間内は、有効に納付することができる。クレーム手数料が期限内及び本条規則にいう猶予期間内に納付されなかった場合は、当該クレームは、削除されたものとみなされる。

## 規則 210 限定の要件；分割

1 の実用新案出願における複数の実施態様の限定又は分割は、当該実施態様が独立しており区別することができる場合又は本規則に定める特定の変形とみなすことができない場合は、適切であるとみなされる。当該実用新案出願の係属中に、限定した実施態様を範囲とする分割出願を出願した場合は、当該親出願の出願日の利益を享受することができる。

## 規則 211 実用新案出願の公告

方式要件を満たす出願は、書誌事項及びもしあれば代表的な図面の形で、IPO 公報において公告される。出願人が先に登録性に関する報告を請求している場合は、公告には登録性に関する報告を含めるものとする。

### 規則 211.1 不利な情報；効果

利害関係人は、実用新案出願の公告から 2 月以内に、登録性に関する報告を局長に請求すること及び／又は書面によりかつ宣誓の下に当該実用新案が新規のものでないことを示す資料、証拠若しくは情報を局長に提供することができる。局長は、当該第三者に対し、当該情報を確認するための適切な追加の事実又は情報を提出するよう求めることができる。

局長は、前記の請求及び／又は不利な情報を受領してから 2 月以内に、当該実用新案を登録するか否かを決定し、かつ、請求があった場合は、登録性に関する報告を発行するものとする。局長は、この 2 月の期間内に、職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。

局長が実用新案登録を拒絶した場合は、出願人は、IP 法第 7 条 7.1(b) 及び本規則第 7 部に基つき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。

局長が実用新案登録を認めた場合は、利害関係人は、IP 法第 109.4 条及び当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。

局長は、当該 2 月の期間内に不利な情報を受領しなかった場合は、その旨を確認するとともに、当該実用新案出願の公告日から効力を有する登録証の作成及び発行を指示する。

## 規則 212 実用新案登録の存続期間

実用新案登録は、出願日後 7 年目の終了時に失効し、更新をすることができない。

ただし、先願主義、IP 法施行日現在で係属中の出願件数、及び IP 法の施行日から本規則の施行日までに経過した時間を考慮に入れて、次の通りとする。

(a) IP 法の施行日において係属中であり、同法に基づいて処理される実用新案出願の登録は、更新されることなく、本規則の施行日から 7 年後に失効する。

(b) IP 法の施行日後になされ本規則の施行に基づいて係属中の実用新案出願の登録は、更新されることなく、本規則の施行日から 7 年後に失効する。

## 規則 213 実用新案登録の取消

実用新案登録は、次の理由により取り消される。

(a) 当該実用新案が実用新案として登録適格でなく、新規性及び産業上の利用性の要件を満たさず、又は登録することができない実用新案であること

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと

- (c) 実用新案を理解するために必要とされる図面が提供されていないこと
- (d) 実用新案登録の所有者がその考案者又は権利承継人でないこと

#### **規則 214 発明特許出願の実用新案登録出願への変更**

発明特許出願人は、発明特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付することにより、発明特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該変更を経た実用新案登録出願には、当初の発明特許出願の出願日が与えられる。出願は、1 回に限りこの変更をすることができる。

#### **規則 215 実用新案登録出願の特許出願への変更**

実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付することにより、実用新案登録出願の特許出願に変更することができ、当該変更を経た特許出願には、当初の実用新案出願の出願日が与えられる。

#### **規則 216 並行出願の禁止**

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の対象について実用新案登録出願と発明特許出願とを併願することはできない。

### **第 3 部 意匠**

#### **規則 300 意匠の定義**

意匠は、線又は色彩からなる構成物、又は色彩と結合しているか否かを問わず、立体の形である。ただし、当該構成物又は形は、製造品又は手工芸品に特別の外観を与え、これらのための模様として機能することができるものでなければならず、新規性又は独創性がなければならない。

#### **規則 301 意匠の登録性の要件**

意匠は、登録可能なものとなるには、線、模様又は色彩と結合しているか否かを問わず、製造品の形状、輪郭、形又はこれらの組合せの装飾的特徴に関して新規の又は独創的な創作物であって、美的で好ましい外観をその物品に与えるものでなければならない。線、模様又は色彩の構成物において具体化された意匠は、当該物品と不可分でなければならず、表面の装飾のみが独立して存在することはできない。

製造品とは、有用な若しくは実用的な技術に属する物又はその一部であって、個別に製造及び販売することができるものと定義される。

技術的な結果を得るために技術若しくは機能を考慮した特徴を主とする意匠、又は公共の秩序、公衆の衛生又は善良の風俗に反する意匠は、登録することができない。

##### **規則 301.1 登録性の要件の説明**

当該法規の目的は、装飾技術を奨励することであり、外観の好ましい意匠が、意匠登録の適正な対象である。すなわち、登録可能な意匠とは、新規又は独創的であるのみでなく、装飾的でもなければならない。装飾とは、美、すなわち物品に好ましい外観を与えることを意味

する。従って、登録可能な意匠は、物品の審美性及び魅力的な外観を向上させ、かつ、既知の意匠的特徴又はその組合せとは顕著に異なる特性を示すものでなければならない。

### 規則 302 要求される新規性の程度

IP 法第 23 条(新規性)及び第 25 条(不利にならない開示)に定める新規性の基準は、意匠に適用する。ただし、第 25 条に定める 12 月の期間は、意匠の場合は、6 月とする。

通常の観察者が先行意匠と誤解する可能性があるような些細な点のみで先行意匠と異なる意匠は、新規とはみなさない。

### 規則 303 意匠の出願日

意匠登録の出願日は、局が次の提出物を受領した日とする。

(a) 出願人の特定を可能にする表示

(b) 意匠を包含する物品の表示又は図形表示

出願時にこれらの提出物を局が受領しなかった場合でも、局は、当該出願を受理し、かつ、本規則に基づいて登録のための要件とされるすべての提出物が提出された日又は錯誤が訂正された日を出願日として認定する。

### 規則 304 先願主義

2 以上の者が別個かつ独立に同一の意匠を創作した場合は、意匠登録を受ける権利は、その意匠について出願をした者に属し、また、同一の意匠について 2 以上の出願があった場合は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。

### 規則 305 意匠の優先権

条約又は法律によりフィリピン国民に同様の権利を与える外国において同一の意匠を先に出願している者によりなされた意匠出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。

ただし、次を条件とする。

(a) 当該出願において優先権を明示的に主張すること

(b) 当該出願に対応する外国出願の最先の出願日から 6 月以内になされること、及び

(c) フィリピンにおける出願日から 6 月以内に、当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出すること

### 規則 306 意匠登録

出願が新規性又は独創性の要件を含む IP 法及び本規則の要件を満たしている場合は、局は、意匠の登録を実施する。ただし、すべての手数料が期限までに納付されることを条件とする。

### 規則 307 意匠出願の方式審査

意匠出願は、分類された上で本規則に定める方式要件が完全であるか否かについて審査され、これに関する報告が出願人に送付される。方式審査においては、本規則の次に関する部分を考慮に入れる。

(a) 意匠登録に係る権利

(b) 意匠登録を出願することができる者

- (c) 出願日の要件，及び
- (d) その他の方式要件

### **規則 308 方式審査報告及び調査報告に関する出願人の行為**

出願人は，方式審査報告の郵送日から 2 月以内に，次のことをすることができる。

- (a) 任意に出願を取り下げること
- (b) 出願を補正すること，又は
- (c) 所定の手数料を納付して，登録性に関する報告を請求すること

#### **規則 308.1 任意の取下**

出願は，出願人の任意取下を受領した時点で，取り下げられたものとみなされ，すべてのファイルは，局の記録から除去される。

#### **規則 308.2 補正された出願**

補正された出願は，分類された上で方式審査を受ける。これに関する報告が，補正出願を受領してから 2 月以内に，出願人に提供される。出願人は，補正出願に関する方式審査報告の郵送日から 2 月以内に，次のことをすることができる。

- (1) 出願を取り下げること，又は
- (2) 所定の手数料を納付して，登録性に関する報告を請求すること

#### **規則 308.3 方式要件が完全な場合の出願人の無為**

出願が登録性に関するすべての方式要件を満たしており，かつ，出願人が局に対して何の行為もしなかった場合は，意匠出願は，方式報告の郵送日から 2 月が経過した時点で公告される。ただし，発行手数料，公告手数料及びすべての所定の手数料が全額納付されていることを条件とする。

#### **規則 308.4 方式要件が不完全な場合の出願人の無為**

出願が登録のための方式要件の何れかを満たしておらず，かつ，出願人が局に対して何の行為もしなかった場合は，出願は，方式審査報告の郵送日から 2 月が経過した時点で取り下げられたものとみなされ，当該出願に関するすべてのファイルは局の記録から除去される。局は，その記録から除去されたすべてのファイルを出願人に返還することができる。

#### **規則 308.5 登録性に関する報告**

報告には，関連の先行技術書類の引用及び関連性の程度についての適切な記述を含めるものとする。同報告は，出願人，又は司法機関及び準司法機関を含む第三者が新規性に関する意匠クレームの有効性を判断するための資料として利用する。

登録性に関する報告は，請求を受けてから 2 月以内に，手数料の納付を条件として，提供される。出願人が意匠出願の公告前に登録性に関する報告を請求した場合は，当該登録性に関する報告は，意匠出願の公告に含めるものとする。

### 規則 308.6 発行手数料及び公告手数料の不納

出願が登録性に係るすべての方式要件を満たし、かつ、出願人が所定の期間内に発行手数料及び公告手数料を納付しなかった場合は、当該意匠出願は、取り下げられたものとみなされる。

### 規則 308.7 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、局長に不服申立をすることができる。

### 規則 309 出願

意匠登録出願及び他の通信は、フィリピン語又は英語によらなければならない、局長宛としなければならない。

出願書類には、次のものを含めるものとする。

(a) 局の定めに従って適正に作成された登録願書であって、出願人の名称及び宛先を記載したもの、又は出願人が意匠創作者でない場合は、意匠の権原を示す陳述、及び意匠が使用される製造品の種類の表示

(b) 次を記載した明細書

1. 名称
2. 図面の各種の図の簡単な説明
3. 意匠の特性・特徴の説明
4. クレーム

(c) 意匠の完全な外観を示す、各種の図からなる意匠の図面であって、出願人又は代理人の署名がされたもの。局は、意匠の写真又はその他の適切な図解も受理することができるが、ただし、これが意匠の図面に関する本規則の要件を満たすことを条件とする。

### 規則 310 手数料

意匠登録出願は、出願手数料を納付することを条件とする。庁が出願を受領した日から 1 月以内に出願手数料が納付されない場合は、出願は、権利喪失したとみなされる。

### 規則 311 見本

特許局は、意匠を具体化する物品の「見本」を出願に添付するよう要求することができ、かつ、その要件として、見本の提出から 1 月以内に所定の手数料を納付するものとする。

見本とは、審査、展示又は研究のために入念に選ばれ、かつ、その種類の典型として選択された工業製品の標本又は構成物一式をいう。

### 規則 312 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式

意匠登録出願には、次の事項を次の順序で記載した明細書を含めるものとする。

(a) 意匠の名称

(b) 正式図面の各種の図又は図形の詳細な説明

(c) 要求されるときは、意匠の特徴の説明、及び

#### (d) クレーム

##### **規則 312.1 名称**

意匠の名称は、意匠を具体化する特定の物品を技術的に指定するものでなければならない。

##### **規則 312.2 図面の各図の簡単な説明**

図面の各種の図、すなわち斜視図、正面図、側面図、平面図、底面図及び/又は背面図を簡単に説明し、対応する図の番号を示さなければならない。

##### **規則 312.3 特徴の説明**

クレームする意匠の新規かつ装飾的な独特の特徴であって、顕著とみなされるものを説明する特徴の記載。

##### **規則 312.4 クレーム**

クレームは、物品(名称を明記する)の装飾的意匠について正式な用語によって、図示及び説明の通りに具体的に記載しなければならない。1 を超えるクレームは、要求されず、また、認められない。

##### **規則 312.5 意匠の図面に関する特別な要件**

図面は実用新案及び意匠の図面のために策定された共通規則に従って作成し、また、意匠の図面は、物品の外観を完全に開示するために十分な数の図を具備しなければならない。表示された表面の特徴又は輪郭を示すために、表面の陰影を適切に使用しなければならない。色彩のクレームの場合は、表面の陰影の代わりに意匠の断面図が必要とされる場合があり、局が定めるカラー・チャートに基づく色彩コードを適用しなければならない。

##### **規則 312.6 意匠の図形表示の要件**

墨による製図の代わりにコンピュータ製図(CAD)等による意匠の図形表示は、これが本規則、特に意匠の図面に関する特別な要件の要求を満たすことを条件に、受理することができる。

##### **規則 313 1 の出願における複数の意匠**

1 の出願に 1 を超える意匠を含むことは、適切な場合は認められる。提示された複数の物品は、相互に明白に区別されるものであってはならず、単一の意匠概念に包含されて実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するものでなければならない。これらは、国際分類の同一のサブクラス又は物品の同一の組又は組合せに関連するものでなければならない。通例、1 組として販売又は使用されている「組物」は、1 の意匠登録出願の適切な対象とすることができるが、ただし、各物品が同一の意匠又は実質的に類似する意匠からなるか又はそのような意匠を具備することを条件とする。

##### **規則 313.1 限定；分割**

複数の意匠実施態様の限定又は分割は、2 以上の独立の又は明確に区別することができる意匠が 1 の意匠登録出願に提示される場合は、適切とみなされる。

### 規則 314 意匠出願の公告

方式要件を満たす出願は、書誌事項及びもしあれば代表的な図面を一式として、IPO 公報において公告される。出願人が先に登録性に関する報告を請求している場合は、公告には登録性に関する報告を含めるものとする。

#### 規則 314.1 不利な情報；効果

利害関係人は、意匠出願の公告から 2 月以内に、登録性に関する報告を局長に請求すること、及び / 又は当該意匠が新規のものでないことを示す情報、証拠若しくは資料を宣誓の下に書面で局長に提供することができる。局長は、当該第三者に対し、提供された情報を確認するための適切な補足事実又は補足情報を提出するよう求めることができる。

局長は、前記の請求及び / 又は不利な情報を受領してから 2 月以内に、当該意匠を登録するか否かを決定し、かつ、請求があった場合は、登録性に関する報告を発行するものとする。

局長は、この 2 月の期間内に職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。

局長が意匠登録を拒絶した場合は、出願人は、IP 法第 7 条 7.1(b) 及び本規則第 7 部にに基づき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。

局長が登録を認めた場合は、利害関係人は、IP 法第 120 条及び両当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。

局長は、当該 2 月の期間内に不利な情報を受領しなかった場合は、その旨を確認するとともに、当該意匠出願の公告日から効力を有する登録証の作成及び発行を指示する。

### 規則 315 意匠登録の存続期間

存続期間は、出願日から 5 年とし、更新手数料を納付することにより、1 期間を 5 年として連続 2 期間まで更新することができる。(IP 法第 118 条(118.1 及び 118.2))

ただし、先願主義、IP 法の施行日に係属中の出願件数、及び IP 法の施行日から本規則の施行日までに経過した時間を考慮に入れて、次の通りとする。

(a) IP 法の施行前に出願され、同法に基づいて処理される意匠登録の最初の期間は、本規則の施行日から 5 年後に満了する。

(b) IP 法に基づいて出願され、本規則の施行日に係属中の意匠登録の最初の期間は、本規則の施行日から 5 年後に満了する。

### 規則 316 更新手数料

更新手数料は、登録期間満了前 12 月以内に納付しなければならない。満了後でも、割増料を納付することにより、更新手数料の納付に 6 月の猶予期間が与えられる。

### 規則 317 意匠登録の取消

何人も、意匠登録の存続期間中はいつでも、所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて意匠を取り消すよう庁の法務局長に申請することができる。

(a) 意匠の内容が、IP 法第 112 条及び第 113 条の規定により登録することができないものであること

(b) 内容が新規でないこと、又は

(c) 意匠の内容が当初の出願の範囲を超えること

## 規則 317.1

取消の理由が意匠の一部に関連する場合は、取消は、その範囲についてのみ行うことができる。限定は、意匠の当該特徴の変更によって行うことができる。

## 第 4 部 共通規定

### 第 1 章 登録性

#### 規則 400 新規性

意匠又は実用新案は、先行技術の一部である場合は、新規であるとはみなされない。

#### 規則 401 先行技術

先行技術は、次のものからなる。

(a) 出願の出願日又は優先日の前に世界の何れかの場所で公衆の利用に供されたすべてのもの。ただし、開示が印刷文書又は有形の形式でされていることを条件とする。

(b) IP 法第 44 条に基づいて公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、意匠又は実用新案出願の出願日又は優先日より早い出願日又は優先日を有する発明特許出願、実用新案出願又は意匠出願の全内容。ただし、優先権を有効に主張している出願は、当該優先日から有効な先行技術であるものとし、かつ、双方の出願において特定されている出願人が同一でないことを条件とする。

2 以上の出願が同一の意匠又は実用新案に関して独立してなされた場合において、第 1 の出願又は最先の出願が公告される前に後の出願がされたときは、第 1 の又は最先の出願の全内容は、後の出願に対して新規であるものとする。

#### 規則 402 不利にならない開示

出願に含まれている情報開示が、意匠出願において出願日若しくは優先日の前 6 月の間になされ、又は実用新案出願において出願日又は優先日の前 12 月の間になされた場合に、その開示が次に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さないものとする。

(a) 考案者 / 意匠創作者によってなされた場合

(b) 特許庁によってなされ、当該情報が、

(i) 考案者 / 意匠創作者が出願した別の出願に含まれており、特許庁によって開示されるべきでなかった場合、又は

(ii) 考案者 / 意匠創作者から直接若しくは間接に情報を得た第三者により当該意匠創作者の認識若しくは同意がなく行われた出願に含まれていた場合、又は

(c) 考案者 / 意匠創作者から直接又は間接に情報を得た第三者によってなされた場合

本条規則の適用上、「意匠創作者」とは、当該出願の出願日において当該意匠についての権利を有していた者をも意味する。

## 第2章 登録を受ける権利

### 規則 403 登録を受ける権利

登録を受ける権利は、考案者若しくは意匠創作者、その相続人又は譲受人に属する。2以上の者が共同して実用新案又は意匠を考案/創作した場合は、権利は、共有のものとしてこれらの者に属する。

### 規則 404 出願に出願人として記名することができる者

出願は、現実の考案者若しくは意匠創作者が、又はその相続人、法定代理人若しくは譲受人の名義で、行うことができる。

### 規則 405 委託により創作された実用新案及び意匠

契約に別段の定めがない限り、委託した者が当該登録を有する。

従業者が雇用契約の期間内に創作した場合は、登録は次の通りに所属する。

(a) 当該活動が従業者の正規の職務の一部でない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用するときであっても、登録は従業者に属する。

(b) 実用新案又は意匠が正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示又は黙示の合意がない限り、登録は使用者に属する。

### 規則 406 複合優先権

1の出願において、異なる国々から1を超える優先権を主張することができる。1を超える特許の優先権を主張する場合は、優先日から起算する期限は、最先の優先日に基づくものとする。

#### 規則 406.1

1以上の優先権が主張されている場合は、優先権は、その優先権が主張されている出願に含まれる当該出願の要素のみが対象とされる。

#### 規則 406.2

優先権が主張されている実用新案又は意匠のある要素が先の出願において作成されたクレームに記載されていない場合であっても、優先権を付与することができる。ただし、先の出願が全体として当該要素を具体的に開示していることを条件とする。

#### 規則 406.3

ある出願において先の出願の優先権を主張することができたが、出願したときに当該優先権を記載しなかった場合は、出願人は、優先権主張をするために出願日から2月の猶予期間を与えられる。

出願後に優先権主張をする際は、優先権主張の提出の遅延が故意によるものでなかった旨を記載した出願人の宣言書を添えるものとする。

## 規則 407 外国出願の認証謄本

優先権主張の基礎となる外国出願の認証謄本とは、当該出願を受領した知的所有権庁又は外国出願を公式に管理する他の官庁が当該出願の真正かつ忠実な複製であることを適正に認証した当該出願の謄本とする。

## 第3章 出願書類

### 規則 408

(a) 実用新案及び意匠登録出願のためのすべての書類であって、庁の永久記録の一部をなすことになるものは、原本に限らなければならない、用紙の片面のみに読みとることができるように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。必要な場合は、図式記号及び符号、並びに化学式又は数式のみを手書にするか又は描くことができる。タイプ打は、行間を1.5とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さ0.21cm以上とし、濃い消えない色で書く。

(b) 出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある29.7cm×21cmの用紙すなわちA4判の用紙を用いる。

(c) 出願の明細書及びクレームは、5行ごとに左の余白に番号を付す。

(d) 明細書及びクレームには、化学式又は数式を含めることができる。明細書には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表を使用することが望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長に用いて記載することができる。表及び化学式又は数式を横長の用紙に記載して提示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は、国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表し、この要件を適用することができないデータは、国際慣行で認知された単位でも表さなければならない。数式については、一般的に使用される記号を用いる。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般に認められている技術用語、記号及び符号を使用する。

(f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫していなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(登録願書、明細書、クレーム、図面及び開示の要約)は、別個の用紙で始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができる方法で綴じる。

(h) 余白

書類の余白は、次の範囲内とする。

上部：2cm から 4cm まで

左側：2.5cm から 4cm まで

右側：2cm から 3cm まで

下部：2cm から 3cm まで

出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。

書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字によって連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。

(i) 出願書類を構成する書類の提出部数は、登録願書を除き、4通とする。

(j) 本条規則(d) , (e)及び(f)は , 実用新案出願のみに適用する。

#### **規則 409 禁止事項**

(a) 出願には , 次のものを含めない。

(i) 「公序」又は良俗に反する記載その他の事項

(ii) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法 , 又はその者の出願若しくは特許の長所若しくは効力を誹謗する記載。単なる先行技術との比較は , それ自体誹謗するものとはみなさない。

(iii) 当該状況において明らかに無関係又は不要の記載又はその他の事項

(b) 出願に本条規則にいう禁止事項が含まれる場合は , 局は , 登録の公告時にこれを削除し , 削除した語又は図面の場所及び数を表示する。

#### **規則 410 対応する外国出願に関する情報**

出願人は , 局長の求めがあったときは , 庁に行った出願においてクレームする実用新案又は意匠と同一又は実質的に同一の実用新案又は意匠について外国で行った出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号並びにその外国出願に関する他の書類を局長に提出しなければならない。

#### **規則 411 外国出願に関連するその他の書類は次のもので構成することができる**

(a) 欧州 , 日本若しくは合衆国の特許庁 , 特許協力条約に基づく調査機関又は最初の出願がなされた官庁によって作成された対応する又は関連する外国出願に関する英語の調査報告の写し

(b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写

(c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し

(d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し , 及び

(e) 登録を促進するであろうその他の書類

#### **規則 412 不遵守**

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報を提供すべき旨の要件を満たさなかった場合は , 出願は , 取り下げられたものとみなされる。

### **第 4 章 図面**

#### **規則 413 図面の一般的要件**

図面は , 出願人が署名しなければならず , 又は出願人の代理人が出願人の名称で図面に署名することができる。図面にはクレームの対象である実用新案又は意匠のあらゆる特徴を示さなければならず , 図には連続番号を付す。

#### **規則 414 改良の図面**

実用新案が従来の機械に加えた改良で構成される場合は , 図面には , 実用新案自体を従来の構造から独立させて 1 以上の図で示し , また , 従来の構造を別の図で実用新案との関係を示

すのに十分な程度に示さなければならない。

#### **規則 415 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準**

別段の通知がない限り及びなされるまで、IPO 公報における図面の印刷は写真平版法により行い、このため、各原図面の文字は、発明者、考案者及び意匠創作者、序並びに公衆のために最良の結果をもたらす目的で、この印刷方法への最適化についての統一基準にできる限り近付けなければならない。従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願登録を確実に遅らせることになる。

#### **規則 416 用紙及びインク**

図面は、柔軟で、丈夫で、白色で、平滑で、光沢がなく、耐久性のある用紙で作成しなければならない。2 層又は 3 層のプリストル紙が望ましい。用紙の表面は、平滑で、墨による消去及び修正をすることができる紙質でなければならない。完全に黒色で均質の線を確保するために、ペンによる製図に用いるには、墨又はその同質物が望ましい。線を隠すための白色顔料の使用は認められない。

#### **規則 417 図面用紙の大きさ；仮想線**

図面を記載する用紙の大きさは、正確に 29.7cm × 21cm すなわち A4 判の大きさとする。最小の仮想余白は、次の通りとする。

上部：2.5cm

左側：2.5cm

右側：1.5cm

下部：1cm

この仮想余白内に、すべての記載事項及び署名を含めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上部とみなし、その仮想線から下方 3cm 以上の幅を、名称、番号及び日付からなる標題のために空白にしておく。

#### **規則 418 文字及び黒色の線**

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るように、ペン書又は写真平版法により作成しなければならない。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものも含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならない。また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。断面の陰影は、約 0.3cm 間隔の平行斜線で作成する。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける。

#### **規則 419 線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない**

図面は、明瞭さを維持しながら、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとし、断面図の番号に対応する番号で指定しな

なければならない。物体の陰影側には太線を使うものとするが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。光線は、常に、左上方から 45 度の角度で差し込むものと想定する。

#### **規則 420 図面の縮尺は十分に大きくする**

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく機械装置を示すのに十分な大きさでなければならない。1 の用紙に十分に収まらない場合は 2 以上の用紙を使用するが、用紙の枚数は、必要最小限の枚数よりも多くしてはならない。

#### **規則 421 参照文字及び数字**

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は記入方法に注意しなければならない。高さは、10.6mm への縮小にも耐えられるようにするために、なるべく 32mm 以上とし、十分な余地があるときは、更に大きくすることができる。図面の密接したかつ複雑な部分を完全に理解するのを妨げないように配置し、従って、線と交差又は交錯することが殆どないようにする。特定の部分の周囲にまとめて表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離をおいて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しないものとするが、これを避けることが難しい場合は、文字が入る陰影部分を白抜きにして図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。実用新案又は意匠の同一部分を複数の図に表示する場合は、同一の部分は常に同一の文字で示さなければならない、その同一の文字を別の部分を指定するのに使用してはならない。

#### **規則 422 署名の位置**

出願人の署名は、各用紙の右下端の仮想余白内に置くものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。

#### **規則 423 図面の名称**

名称は、用紙の裏に鉛筆で書かななければならない。標題を構成する永久的な名称は、その後特許局によって統一様式で付される。

#### **規則 424 図面の紙面における大きな図の位置**

同一紙面上の図はすべて同一の向きに配置しなければならない、なるべく縦長に配置して読めるように記載しなければならない。実用新案又は意匠を適切に例示するために用紙の幅より大きな図が必要な場合は、用紙を横長にして使用することができる。この場合は、余白の右側を、標題のために残し、左側には、その用紙を縦長に配置した場合と同一の余白位置に横書になるようにして署名をする。図は別の図に接して又は重ねて配置してはならない。

#### **規則 425 フローシート及び図表**

フローシート及び図表は、図面とみなされる。

#### **規則 426 IPO 公報の図面の要件**

原則として、各実用新案又は意匠について 1 の図のみを IPO 公報に示すことができる。図面

における実用新案又は意匠の内容又はその具体的な改良点を説明するのに最も適した部分を選択することが望ましく、IPO 公報に明確に言及した図を思慮深く作成することにより最終的結果も良いものになる。ただし、これは、同時に、明細書において言及される図の 1 としても機能するものでなければならない。この目的のため、図は、製図者の判断により、平面図、正面図、断面図又は斜視図にする。図の各部は、特に縁取りをせず、かつ、区別することができるものにし、陰影はなるべく又は全く使用せず、主張する実用新案又は意匠のみを例示するものであって、他の一切の要素を排除するものとする。図は、適切に作成された場合は省略又は変更することなく用いるが、過度の微細さ、詰まり過ぎ又は細部の不要な精緻さを伴う場合は、IPO 公報から除かれる。

#### **規則 427 参照記号**

明細書及びクレームで言及していない参照記号は図面に記載してはならず、その逆もしてはならない。参照記号で表示する同一の特徴は、出願全体にわたって同一の記号で表示しなければならない。

#### **規則 428 写真**

(a) 写真は、通常は適正な図面とはみなされない。写真は、出願日を取得する目的では受理されるが、一般に非公式の図面とみなされる。写真は、次項に記載する特別な範疇に該当する場合のみ受理される。写真の写真平版は、絶対に受理されない。

(b) 斥は、墨による図面では正確に又は十分に描写することができない発明を例示するために、墨による図面の代わりに、感光紙に焼き付けた白黒の写真、又は(写真平版又はその他スクリーン印刷を用いて作成した写真の複製でない)顕微鏡写真を受理することが可能であるが、次の範疇のものに限定する。結晶構造、金属組織、織物地等、粒状構造及び装飾効果。写真又は顕微鏡写真は、墨による図面よりも実用新案又は意匠を明瞭に示すものでなければならず、また、当該図面に関する規則に従うものとする。

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印画紙、すなわち平滑な、白無地の印画紙に焼き付けた写真、又は適切な寸法のブリストル紙を台紙にした写真でなければならない。

#### **規則 429 図面に記載してはならないもの**

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。

#### **規則 430 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される**

前記の規則に従って作成されていない図面は、出願日を付与する目的でのみ認めることができる。この場合は、図面は、方式報告の郵送日から 2 月以内に訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。そうしない場合は、出願は、取り下げられたとみなされる。

出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を雇用することが望ましい。

## 第5章 代理，署名

### 規則 431 弁護士又は代理人の雇用の勧め

出願人又はその権利全体の譲受人は，自己の事件を自ら遂行することができるが，特許の価値は明細書及びクレーム作成の熟練度に大きく依存するため，当該事項に精通しているのではない限り，有能な弁護士又は代理人を雇うことが望ましい。庁は，弁護士又は代理人の選任に当たり，支援は行わない。

### 規則 432 居住する代理人の指名

フィリピンの居住者でない出願人は，出願又は登録に関する司法上又は行政上の手続に係る通知又は処分が送達されるフィリピンに居住する代理人を指名し，かつ，維持しなければならない。

出願人が2以上の代理人を指名した場合は，庁は，すべての通信を最後に指名された代理人に送達する。代理人は，本人の書面による授權がある場合にのみ，復代理人又は準代理人を指名することができる。復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

### 規則 433 委任状の取消

委任状又は授權状は，長官への適正な届出があったときは取り消すことができ，取消があった場合は，庁は，当該取消を代理人に通知し，通信は最後に指名された代理人と行うものとする。

### 規則 434 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

出願人又はその代理人は，礼節をもって庁と業務を行うことが要求される。本条規則に違反して行動し，又は行動することに固執する出願人は，代理人による代理が要求され，本条規則に違反する事項の記載がある提出書類は長官に提出され，その直接命令により，差出人に返還される。

## 第6章 登録の請求をすることができる者

### 規則 435 登録の請求をすることができる者

自然人か法人かを問わず，何人も登録を請求することができる。出願人が考案者又は意匠創作者でない場合は，庁は，登録を請求する権原の証拠を提出するよう出願人に求めることができる。

### 規則 436 出願人の死亡，心神喪失の場合

出願人が死亡し，心神喪失となり又は無能力となった場合は，出願人の法定遺産管理人，遺言執行人，後見人，財産管理人又は代理人は，出願書類及び他の書類に署名して，出願人，その相続人又は譲受人の名義で登録証を申請し，取得することができる。

### 規則 437 譲渡された出願

実用新案又は意匠における権利全体が譲渡された場合は，出願は，譲受人が又は譲受人の名

義ですることができ、譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人である場合は、役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

#### **規則 438 法人の定義**

法人とは、複数個人の団体、企業、パートナーシップ、その他の法的主体であって、株主、パートナー又は構成員の法人格とは別個の法人格を付与する法律により認められたものをいう。

#### **規則 439 権限の証拠**

法人の代理として出願書類に署名する者がその法人の役員である場合は、当該出願をする権限の証拠は一切必要ないが、その他の者が法人の代理として署名する場合は、庁は、その者に対し、出願書類に署名する権限の証拠を提出するよう要求する。

出願人が出願を遂行するため及び署名をするための代理人を指名した場合は、庁は、当該権限の証拠を要求する。

#### **規則 440 署名の形式**

署名を要する場合は、庁は、次のものを認める。

(a) 手書の署名

(b) 手書の署名に代えて、印刷又は押印した署名等の他の形式の署名の使用、又は印章若しくは拇印の使用。ただし、印章又は拇印を使用する場合は、これに署名者の名称を文字表記により書き添えなければならない。

前段落にいう署名その他の自己を特定するための手段については、当該署名が特許証の放棄に係わる場合を除き、認証、公証、公認その他の証明を必要としない。

### **第7章 分類及び調査**

#### **規則 441 分類及び調査**

実用新案又は意匠出願は、分類され、先行技術を決定するための調査が行われる。

#### **規則 442 調査報告の内容**

調査報告は、次の通り、クレーム、明細書及びもしあれば図面に基づいて作成する。

(a) 調査報告には、報告の作成時点で庁が利用することができる書類を記載し、これらは、新規性を査定する際に考慮に入れることができる。

(b) 調査報告には、出願の内容の国際分類に基づく分類を記載する。

(c) 調査報告には、対応する外国出願においてなされた調査に引用された書類を含めることができる。

所定の手数料の納付があったときは、庁は、公告された実用新案及び意匠に関する調査報告の写しを、請求を受けてから2月以内に提供する。

#### **規則 443 公告前の秘密保全**

公告されるに至っていない登録及びそのすべての関係書類は，登録人の同意がない限り，閲覧に供することはできない。

#### **規則 444 未公告の，取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない**

未公告の，取り下げられた及び権利喪失した出願は，参考資料として引用してはならない。

### **第 8 章 補正；出願人による取下**

#### **規則 445 出願人による補正**

出願人は，登録前に出願を補正することができる。ただし，その補正には，当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含めてはならない。

#### **規則 446 補正及び修正が要求される場合**

明細書，クレーム及び図面は，要求された場合は，開示及び定義の不正確さ又は不必要な冗長さを訂正し，また，クレーム，明細書及び図面間の一致を図るために，補正及び修正しなければならない。

#### **規則 447 補正の方法**

抹消，追加，挿入又は文書及び記録の変更は，出願人が行ってはならない。出願人による補正は，指定した補正がされるように指示又は請求する本規則に基づく文書を提出して行う。出願から削除する又は出願に挿入する正確な語を示し，削除又は挿入を行う正確な個所を表示しなければならない。原出願において補正案の基礎となる部分を表示しなければならない。

#### **規則 448 補正事項の記入及び検討**

補正事項は，局が記入するものとし，取り消す語に赤インクで線を引いて削除案を示し，赤インクで置換又は挿入案を示し，小さい挿入事項は指定された場所に書き込み，大きい挿入事項は参照により表示する。

#### **規則 449 図面の補正**

図面の補正を請求する文書は，他の文書と別個にしなければならない。図面は，署名の求めの場合を除き，局から取り下げることができない。図面の差替は，通常，局が要求する場合を除き，如何なる場合にも認められない。

#### **規則 450 明細書の差替**

補正事項の数又は内容が，印刷又は複写のために文書を整えることを困難にする場合は，審査官は，明細書又はクレームの全体又はその一部を書き直すよう要求することができる。明細書の差替は，審査官が要求したのでない限り，通常，認められない。明細書の差替要求は，登録から 2 月以内に，かつ，IPO 公報での登録の公告の前に行うことができる。

### 規則 451 出願の明示の取下

出願は，出願を特定して，かつ，出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人が署名をした取下宣言書を庁に提出することにより，明示的に取り下げることができる。

## 第9章 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

### 規則 452 方式審査報告並びに発行及び公告手数料に係る通知に所定の期間内に応答しないことによる出願の取下

(a) 出願人が本規則に規定する期間内に申出を遂行しなかった場合は，出願は，取り下げたものとみなされる。

(b) 応答期間は，適切かつ十分な理由がある場合に限り，かつ，指定された合理的な期間にわたり，延長することができる。当該延長請求は，出願人による応答の期限が到来する日以前にしなければならない。審査官は，2回まで延長を認めることができる。ただし，当初期間も含めて応答書を提出するために認める合計期間は，当該応答を求める庁の処分書の郵送日から6月を超えないものとする。

(c) 出願を取り下げたとみなされないようにするための出願の遂行には，当該事案の事情から必要とされる完全かつ適切な措置をとることを含まなければならない。庁による最終処分に応答していない補正は，当該出願を取り下げたとみなされることを防ぐことにならない。

(d) 出願人による措置が，事案を最終処分に進めるための善意の試みであり，審査官の処分に対する実質的には完全な応答であるにも拘らず，ある事項の検討又はある要件の遵守を不注意により怠った場合は，取下の問題を検討する前に，当該不作為を説明し，埋め合わせをする機会を与えることができる。

(e) 署名が脱落した又は署名が不適切な文書の場合に，正しく署名された写しの速やかな追認又は提出が認められる。

### 規則 453 出願の回復

手続の遂行を怠ったために取り下げたものとみなされた出願は，当該懈怠が不正を受けたこと，事故，錯誤又は免責される過失によることを局長に納得させるように示した場合は，取下通知の郵送日から4月以内に，係属出願として回復することができる。

取り下げたものとみなされた出願を回復するための申請には，次のものを添えなければならない。

- (1) 遂行を怠った理由の呈示
- (2) 完全な応答案，及び
- (3) 所定の手数料

本条規則に基づいて回復しない出願は，権利喪失したものとみなされる。

## 第5部 登録証

### 規則 500 登録証の内容

登録証は，フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し，局長が署名し，かつ，庁の登録簿及び記録に，明細書，クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。

## 規則 501

利害関係人は、庁に保管されている完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。

## 第 6 部 出願又は登録に影響するその他の手続

### 第 1 章 譲渡

#### 規則 600 譲渡証の様式

受理されて記録されるためには、譲渡証は、次の通りでなければならない。

(a) 書面によるものとし、英語又はフィリピン語以外の言語による場合は、当該書類に英語の翻訳文を添付しなければならない。

(b) 公証人、又は宣誓を司り、その他の公証行為を行う権限を有するその他の上級職員の前で確認を受け、当該公証人その他の上級職員の署名及び公印によって認証を受けなければならない。

(c) 譲受人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに居住する代理人の選任書を添付しなければならない。

(d) 当該実用新案又は意匠若しくは出願に関して錯誤がないように、関係する登録を番号及び日付で特定し、登録証に記載された登録人の名称及び実用新案又は意匠の名称を示さなければならない。登録出願の場合は、出願番号及び出願日を記載し、出願書類に記載された出願人の名称及び実用新案又は意匠の名称も示さなければならない。ただし、出願書類の作成と同時に又はその後に出願書類が提出される前に譲渡証を作成する場合は、出願書類の作成日及び出願人の名称並びに実用新案又は意匠の名称により、当該出願を適切に特定しなければならない。

(e) 所定の記録及び公告手数料を納付しなければならない。

#### 規則 601 ライセンスを含む登録又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

ライセンスを含むその他の証書の様式は、受理されて記録されるためには、前条規則の要件を満たさなければならない。

#### 規則 602 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

譲渡証の原本は、署名したその副本とともに提出しなければならない。原本を利用することができない場合は、代わりに原本の認証謄本 2 通を提出することができる。庁は、記録した後、署名された副本又は場合により認証謄本 1 通を保持し、原本又はもう 1 通の認証謄本を記録の事実を注記した上で譲渡証を提出した者に返還する。

#### 規則 603 譲渡証その他の証書又はライセンスの受領日はこれらの記録日とみなされる

譲渡証その他の証書の記録日は、これらが、適切な様式により、所定の記録手数料全額と共に、庁に受領された日とする。

#### **規則 604 登録証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる**

係属登録出願の譲渡の場合は、登録証の実際の発行前に譲渡が庁において記録されていることを条件に、出願人の譲受人に登録証を発行することができる。

#### **規則 605 記録上の譲受人は庁の手續において行為することができる**

庁の手續において特許権者又は出願人がなすことができる又はなさなければならない行為は、譲渡が記録されていることを条件に、譲受人がなすことができる。

### **第 2 章 登録証の権利放棄，訂正及び補正**

#### **規則 606 登録証の権利放棄**

(a) 登録の所有者は、庁の記録にある当該登録及び当該登録に係る実用新案又は意匠における若しくはこれに対する権利、ライセンスその他の権利、権原又は利益を有する者全員が宣誓した合意書をもって、当該登録又は当該登録の一部をなすクレームの取消のために庁に対して権利放棄することができる。取消申請は、申請人が適正に宣誓した書面によるものとし、国外で作成する場合は、認証を受けなければならない。

(b) 何人も、登録の権利放棄について庁に対し異議を申し立てることができ、この場合は、局は、特許の所有者に通知し、その事項について決定をする。

(c) 庁は、登録を適正に権利放棄することができることを認めた場合は、その申出を受理することができる。当該登録は、庁の受理の通知が IPO 公報に公告された日から効力を失う。ただし、この日より前の政府の役務のための当該登録実用新案又は意匠の使用については、侵害訴訟を提起することができず、また、権利補償も生じない。

#### **規則 607 庁による錯誤の訂正**

局長は、庁の過失により生じた登録証における錯誤が庁の記録に明確に示されているときは、特許権者又は記録上の譲受人の申請書正副 2 通に基づいて、かつ、特許権者に発行した登録証の写しの庁への提出に基づいて、当該登録証を、手数料を取ることなく、記録と一致させるために訂正する権限を有する。

#### **規則 608 出願における錯誤の訂正**

局長は、利害関係人の請求及び所定の手数料の納付に基づいて、庁の過失によって生じたものではない形式上かつ事務的な性質の登録証における錯誤を訂正する権限を有する。

#### **規則 609 登録における変更**

登録の所有者は、次の目的で登録証に変更を施すことを局に請求する権利を有する。

(a) 当該登録証によって与えられる保護の範囲を限定すること

(b) 明白な錯誤を訂正し又は事務的な誤りを訂正すること、及び

(c) (b)にいう錯誤又は誤りのほか、善意でした錯誤又は誤りを訂正すること。ただし、その変更によって当該登録により与えられている保護の範囲を拡張することとなる場合は、その変更は、特許の付与から 2 年が経過した後は請求することができず、また、その変更は、既に公告されていた内容での登録に依拠する第三者の権利に影響しないものとする。

### **規則 610 補正又は訂正の様式及び公告**

登録の補正又は訂正は、庁の印章による認証があつて、局長による署名がある補正又は訂正の証明書が添付されなければならない、その証明書は、当該登録証に添付される。補正又は訂正は、IPO 公報において公告され、庁によって交付される登録証の謄本は、補正又は訂正の証明書の謄本をその一部とする。

## **第 3 章 記録；権利の移転**

### **規則 611 権利の移転**

実用新案及び意匠の登録及び出願は、民法に基づいて他の財産権と同じように保護される。実用新案及び意匠、並びに登録及び登録に基づく実用新案及び意匠における又はこれらについての権利、権原又は利益は、譲渡し、又は相続若しくは遺贈により移転することができ、又はライセンス契約の対象とすることができる。

### **規則 612 譲渡**

譲渡は、実用新案及び意匠の登録及び出願並びにこれらに基づく実用新案及び意匠における若しくはこれらについての権利、権原若しくは利益の全体について、又は登録並びに実用新案及び意匠全体の未分割持分についてすることができ、後者の場合は、関係人は、その共同所有者となる。譲渡は、特定の地域に限定してすることができる。

### **規則 613 記録**

庁は、実用新案及び意匠の登録又は出願の証明書における若しくはこれらについての権利、権原又は利益の移転に関する譲渡証、ライセンスその他の証書であつて、登録のために庁に適正な様式で提示されたものを、当該目的のために維持する登録簿及び記録に記録する。原本及び署名した副本をファイルし、その内容は、秘密にしておかなければならない。原本を入手することができない場合は、その認証謄本 2 通をファイルすることができる。庁は、記録したときは副本を保持し、原本又は認証謄本をこれを提出した者に返還し、記録した旨の通知を IPO 公報に公告する。

当該証書は、当該証書の日付から 3 月以内に又は後の取得若しくは譲渡抵当権設定の前に庁において記録されない限り、有価約因による後の取得者又は譲渡抵当権者に対抗するものとしては、通知がなくても、無効である。

### **規則 614 共同所有者の権利**

2 以上の者が、共同での登録証の発行によるか、登録及び実用新案若しくは意匠における未分割持分の譲渡によるか又は当該持分の権利承継により、登録及び登録の対象である実用新案又は意匠を共有している場合は、各共同所有者は、自己の利益のために当該実用新案又は意匠を自ら生産し、使用し、販売し又は輸入することができる。ただし、各共同所有者は、他の共同所有者の同意を得なければ、又は他の共同所有者との持分の比率に従って利益を分配するのとなければ、ライセンスを付与し、又は自己の権利、権原若しくは利益若しくはその一部を譲渡することができない。

## 第4章 登録性に関する報告の請求

### 規則 615 登録性に関する報告を請求することができる者

出願人又は利害関係人(当該実用新案又は意匠に関して訴訟が係属している場合は、司法及び準司法機関を含む)は、所定の手数料を納付して、登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告を請求することができる。ただし、司法機関及び準司法機関が登録性に関する報告を請求する場合は、手数料の納付を免除する。

### 規則 616 登録性に関する報告の内容

登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告には、請求人が新規性に関する実用新案クレーム又は意匠クレームの有効性を判断する助けとなるように、関連の先行技術書類の引用及び関連の程度に関する適切な表示を含めるものとする。

登録性に関する報告が本規則に基づく実用新案又は意匠の登録前に発行され、登録後に公告された場合は、本規則に基づいて発行する登録性に関する報告は、公告された登録性に関する報告に限るものとする。ただし、登録された実用新案又は意匠の登録性に関する報告の請求人は、実用新案又は意匠の登録後に生じたその他の情報又は書類を登録性に関する報告に含めるよう明示的に請求することができる。

### 規則 617 報告の発行期限

登録性に関する報告は、所定の手数料全額の納付書を付した請求の受領から2月以内に請求人に与えられる。

## 第7章 申請及び不服申立

### 規則 700 方式事項に関する審査官の処分 of 適切性を問う局長への申請

方式の事項について審査官により反復して行われた処分又は要求に対して、及び他の適切な事情においては、局長に申請をすることができる。当該申請及びその他することができる申請には、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含めなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請に主張されている当該事項に関する決定の理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するように指示することができる。

### 規則 701 局長への不服申立

すべての出願人は、審査官による登録の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。

### 規則 702 審査官に対する申立は別紙で行う

審査官その他の上級職員を相手とする申立は、他の書類とは別個の通信において行わなければならない、直ちに調査される。

### **規則 703 不服申立をされない審査官の最終決定の効果**

認められた期間内に局長に不服申立がされなかった審査官による最終決定、又は不服申立がされてもそれが遂行されなかった審査官による最終決定は、事実上確定したものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について、既判力を有するものとする。

### **規則 704 不服申立の期間及び方法**

申請又は不服申立は、不服申立の対象である処分の郵送日から 2 月以内に、申請書正副 2 通を提出し、かつ、所定の手数料を納付することにより提起しなければならない。不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人若しくは不服申立人又はその記録上の代理人が署名しなければならない。申請には、自己がその不服申立を維持するために依拠する論拠及び主張の準備書面を含めなければならない。申請の 3 通目の写しは、審査官に提出する。認められた期間内に準備書面を提出しなかった場合は、不服申立は却下される。

### **規則 705 審査官の答弁**

審査官は、申請書又は不服申立人の準備書面に対する答弁書を提出することを審査官に指示する局長の命令から 2 月以内に、当該答弁書を提出しなければならない。当該審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

### **規則 706 不服申立人の応答**

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から 1 月以内に、その答弁書に提起された新たな事項のみを対象とする応答の準備書面を提出することができる。

### **規則 707 長官への不服申立**

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領した後 15 日で確定する。ただし、当該期間内に再審理申立が局長に提出された場合、又は長官への不服申立が不服申立書の提出及び所定の手数料の納付によって遂行された場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令についての再審理申立は、1 度に限り認められる。

### **規則 708 不服申立人の準備書面が必要である**

不服申立人は、不服申立書の提出日から 1 月以内に、自己がその不服申立を維持するために依拠する論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に準備書面を提出しなかった場合は、不服申立は却下される。

### **規則 709 局長の見解**

局長は、長官からの求めがある場合は、不服申立人の準備書面について 1 月以内に自己の見解を提出する。

### **規則 710 上訴裁判所への上訴**

長官の決定は、地方裁判所の決定に対する上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴がされない限り確定する。長官の決定又は命令に対する再審理申立は、認められない。

## 最終規定

### 第1条 通信

次の規則を，登録人／出願人と庁又は局との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は，すべて書面によって処理しなければならない。処分は，専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束，合意又は了解があるとされても，一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて，出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は，通信により処理することができる。

(c) 通信は，特許局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて，特許局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は，特許局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は，通常，返還される。

(d) 事件ごとの個別の書状。書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは，出願人の名称，実用新案又は意匠の名称，出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 登録された実用新案又は意匠に関する書状。書状が登録された実用新案又は意匠に関するときは，特許権者の名称，実用新案又は意匠の名称，登録番号及び登録証発行日を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は，特許取得の求めが主張されている実用新案又は意匠の新規性についての特許出願に先立つ照会には答えることができない。

ある実用新案又は意匠の登録出願を行うことの適否については，出願人は，自身で判断するか又は弁護士若しくは特許代理人に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており，出願人又は出願人が助力を求める弁護士若しくは代理人は，付与されたすべての特許に関するその記録を閲覧することができる。これ以上については，庁は，出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは，出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては，庁による丁寧な回答として，該当する部分に印を付して，法律，規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は，公衆の閲覧に供さない。

このことを，特許法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

### 第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金，運賃，郵便料金，電話代，用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金，及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は，全額を前納しなければならない。そうしない場合は，庁は，当該事物を受領せず，また，当該事物について何らの処分も行わない。

庁は，役務の提供に先立って，庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収するものとする。

### 第3条 係属出願を対象とする方式及び調査報告

(a) 1998年12月31日以前になされ，1998年1月1日の時点でIP法に基づいて進行していた実用新案又は意匠登録出願に関しては，方式報告及び調査報告は，1999年1月31日以前

に、旧特許・商標・技術移転局の機械、電気、化学審査部の長が発行する。

(b) 1998年12月31日以前になされた実用新案又は意匠登録出願であって、出願したときの法に基づいて出願を遂行することを、1997年12月16日に通商産業大臣が発した覚書命令第1040号に従って出願人が選択したものについては、方式審査及びそれについての調査の結果は、改正特許事件実務規則に基づいて出願人に通知される。ただし、当該出願とIP法に基づいてなされた出願との間の矛盾を未然に回避するために、機械、電気、化学審査部の長は、1999年1月31日までに、方式審査及び調査の結果について庁の処分を発行する。更に、前記の出願は、本規則の規則207又は場合により規則308に基づいて、通知書及び出願人の行為の明示的な陳述を庁に提出することにより、本規則に基づいて進めることができる。

#### **第4条 係属出願の実用新案及び意匠登録の存続期間**

旧法に基づいて出願され、かつ、本規則に基づいて遂行される出願の出願日以降に経過した時間、及びIP法の施行日以降に経過した時間を考慮して、次の規則が係属出願の存続期間の決定に適用される。

(a) 本規則の施行前にIP法に基づいて出願された実用新案出願及び旧法に基づいて出願され、かつ、本規則に基づいて遂行される出願の登録は、更新されることなく、本規則の施行から7年目の末日に満了する。

(b) 本規則の施行前にIP法に基づいて出願された意匠出願及び旧法に基づいて出願され、かつ、本規則に基づいて遂行される出願の登録は、IP法及び本規則に規定する更新を条件として、本規則の施行から5年間存続する。

#### **第5条 実施**

役務提供の見地から、局の組織が整うまでは、本規則を実施するために必要な職務は、特許・商標・技術移転局の及び機械、電気、化学審査部の長が推薦して長官が指名した特許・商標・技術移転局の職員、又は既に任命され権限を有している特許局長、又は長官が指名する管理官若しくは担当官が遂行する。

#### **第6条 廃止**

本規則、特に特許事件の実務規則(改正を含む)と一致しないすべての規則、覚書、回状及び覚書回状並びにその部分をここに廃止し、1998年1月1日のIP法施行日に係属中のすべての実用新案又は意匠出願は、IP法及び本規則に基づいて遂行される。ただし、1998年6月30日以前に、出願人が、前記の出願をその出願時に基づいていた法律に基づいて遂行することを、通商産業大臣が1997年12月16日に発した覚書命令第1040号に従って選択した場合はこの限りでない。

#### **第7条 可分性**

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

#### **第8条 認証謄本の提供**

本条により、Eduardo Joson 第2記録官には、本規則の認証謄本3通をフィリピン大学法律

センターに、認証謄本各 1 通を大統領府、フィリピン上院、下院、フィリピン最高裁判所及び国立図書館に直ちに提供すべき旨を指示する。

#### **第 9 条 施行**

本規則は、一般紙における公告から 15 日後に施行する。

## IV. 自発的ライセンス許諾に関する規則

### 第1部 定義

#### 規則1 用語の定義

別段の定めがない限り，次の用語は，本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「修正契約」とは，契約の諸条件の何れかを修正する契約をいう。
- (b) 「局」とは，知的所有権庁の資料・情報・技術移転局をいう。
- (c) 「大量販売市場用に開発されたコンピュータ・ソフトウェア」とは，次のようなコンピュータ・ソフトウェアをいう。
  - (i) 多様な目的のために並びにエンドユーザー及び商業ユーザーを含むユーザーを対象に製造，作成及び販売されるもの
  - (ii) 店頭で又は標準的な流通方法により販売されるもの
  - (iii) ロイヤルティによらない支払に係るもの
  - (iv) ソフトウェアの無期限の使用を一般に提供するもの
  - (v) 供給業者又は販売業者によるカスタマイゼーションを必要としないもの
- (d) 「局長」とは，資料・情報・技術移転局長をいう。
- (e) 「長官」とは，知的所有権庁の長をいう。
- (f) 「知的所有権」とは，次のものをいう。
  1. 著作権及び関連する権利
  2. 商標及びサービスマーク
  3. 地理的表示
  4. 意匠
  5. 特許
  6. 集積回路の配置設計(回路配置)
  7. 開示されていない情報の保護
- (g) 「IP法」とは，フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第8293号をいう。
- (h) 「IPO公報」とは，知的所有権庁独自の刊行物であって，IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (i) 「必須の条項」とは，IP法第88条に規定され本規則の規則3に再現される，自発的ライセンス契約に含めなければならない規定をいう。
- (j) 「庁」とは，知的所有権庁をいう。
- (k) 「禁止される条項」とは，IP法第87条に規定され，本規則の規則2に再現され，競争及び通商に悪影響を及ぼすものと推定される技術移転取決めの条項をいう。
- (l) 「規則」とは，この一連の規則，及び資料・情報・技術移転局長が作成し，長官が承認する規則をいう。
- (m) 「更新契約」とは，庁又は旧特許・商標・技術移転局の旧技術移転登録所に登録された契約の期間を延長する契約であって，当該以前登録された契約のその他の規定の補正その他の修正を伴わないものをいう。
- (n) 「技術移転取決め」とは，管理契約を含む製品の製造，方法の適用又は役務の提供のための体系的知識の移転に係わる契約，及び大量販売市場用に開発されたコンピュータ・ソフ

トウェアを除くコンピュータ・ソフトウェアのライセンス許諾を含むすべての形の知的所有権の移転，譲渡又はライセンス許諾に係わる契約をいう。

著作権のライセンス許諾は，体系的知識の移転に係わる場合にのみ，技術移転取決めとみなされる。

(o) 「開示されていない情報」とは，次の情報をいう。

(i) 当該情報が，全体として，その構成要素の具体的な構成及び組立において，その種の情報を通常取り扱う集団に属する者の間で一般に知られていない又は容易に利用可能でないという意味で秘密であるもの

(ii) 秘密である故に商業的価値を有するもの

(iii) 当該情報を合法に管理する者により，秘密保全のための適切な措置がとられているもの

## 規則 2 禁止される条項

IP 法第 87 条に基づいて，次の規定及び同等の効果をもつその他の条項は，競争及び通商に悪影響を及ぼすものと推定する。

(1) 許諾者が指定する資本財，中間製品，原材料及びその他の技術を特定の入手先から取得する義務，又は許諾者が指定する者を常時勤務者として雇用する義務を実施権者に課す規定

(2) ライセンスに基づいて製造される物の販売価額又は再販売価額を定める権利を許諾者が留保することを定める規定

(3) 生産の量及び構成に関する制限を含む規定

(4) 非排他的技術移転取決めにおいて，競合する技術の使用を禁止する規定

(5) 一括又は割賦購入オプションを許諾者に有利になるように定める規定

(6) ライセンスされた技術の使用によって達成することができる発明又は改良を許諾者に無償で移転することを実施権者に義務付ける規定

(7) 実施されない特許について特許の所有者にロイヤルティを支払うことを要求する規定

(8) ライセンスされた物を製造し及び / 又は頒布するための排他的ライセンスが既に付与されている国への輸出等のように許諾者の正当な利益の保護のために正当である場合を除き，ライセンスされた物を輸出することを実施権者に禁止する規定

(9) 実施権者の責に帰する理由によって技術移転取決めが早期に終了する場合を除き，提供された技術を技術移転取決めの終了後に使用することを制限する規定

(10) 特許その他の工業所有権に対する支払をこれらの権利の満了又は技術移転取決めの終了の後に要求する規定

(11) 技術の提供者が所有する特許の有効性について技術の受領者が争わないことを要求する規定

(12) 移転される技術を吸収して地域的な状況に適合させるための，又は新しい物，方法若しくは設備に関連して研究開発計画を開始するための実施権者の研究開発活動を制限する規定

(13) 許諾者の定める品質基準を損なわない範囲であるのに，輸入された技術を実施権者が国内の状況に適合させること，又はその技術に新機軸の導入をすることを妨げる規定

(14) 技術移転取決めに基づく許諾者の責務が果たされないことの責任及び / 又はライセンスされた物若しくはライセンスされた技術の使用に起因する第三者の訴訟から生じる責任について許諾者を免責する規定

### 規則 3 必須の条項

IP 法第 88 条に基づいて、自発的ライセンス契約には次の規定を含めなければならない。

- (1) フィリピンの法令が契約の解釈に適用されるものとし、かつ、訴訟の場合は、裁判地を、実施権者が主たる事業所を有する地域を管轄する裁判所とする規定
- (2) 技術移転取決めの期間中、当該技術に係わる技法及び方法における改良を常に利用することができることとする規定
- (3) 技術移転取決めにおいて仲裁について規定する場合は、フィリピンの仲裁法の仲裁手続又は国際通商法に関する国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則若しくは国際商業会議所(ICC)の調停仲裁規則を適用するものとし、かつ、仲裁地は、フィリピン又は中立国とする規定
- (4) 技術移転取決めに関するすべての支払についてのフィリピンの税金を許諾者が負担することとする規定

## 第 2 部 技術移転取決めの適用除外の登録

### 規則 4 適用除外の申請

IP 法により禁止される条項及び / 又は必須の条項からの適用除外を求める宣誓付申請は、適用除外を申請する事項、適用除外の正当性、及び契約が司法、行政その他の手続の対象でない旨を記載して、局長に行うことができる。

申請には、契約の写し、適切な手数料、及び申請の実体を裏付確認するために局が要求するその他の書類を添えなければならない。

申請人は、契約案又は正当に締結され公証された契約の何れかを提出することができる。

### 規則 5 申請人

技術移転取決めの当事者又はその正当に授権された代理人は、局長に適用除外申請を行うことができる。

### 規則 6 申請時期

申請は、次のスケジュールに従って行う。

- (a) 新規契約の場合は、締結日又は発効日の何れか早い方から 30 日以内
- (b) 更新契約の場合は、現存の技術移転契約の期間満了前のいつでも
- (c) 修正契約の場合は、当該補正又は修正の発効日から 30 日以内

### 規則 7 申請日

申請人が局の要件を満たした日を申請日とし、これを申請日記入簿に適正に記録する。局は、申請人に申請日の通知を発するが、この日は、申請の評価を開始する日でもある。

### 規則 8 追加要件の通知

局は、提出された書類が完全でないこと又は十分でないことが判明した場合は、申請日から 6 日以内に、申請人に対して追加の書類を提出するよう求める通知を発する。申請人が通知を受領した日から 15 日以内に満たさない要件がある場合は、当該申請を放棄したものとみな

されるが、新規申請として再度申請をすることは妨げられない。申請人が要件を満たすために更なる期間を要求する場合は、所定の手数料の納付により、最終の延長である 15 日の期間が認められる。

#### **規則 9 評価の範囲**

適用除外申請は、技術移転取決めの諸条件が競争及び通商に悪影響を及ぼすか否かに基づいて評価される。IP 法により禁止される条項及び必須の条項からの適用除外は、次のように実質的な利益が経済に生じる例外的な又は価値のある事案において認められる。

- (a) 高度の技術内容
- (b) 外国為替収入の増加
- (c) 雇用創出
- (d) 産業の地域拡散
- (e) 国内産原材料への置換又は同材料の使用
- (f) 投資委員会における先駆者ステータスの登録

#### **規則 10 世界的に容認された業界の基準及び慣行**

適用除外申請の評価手続の一環として、局は、関連分野における技術のライセンス許諾に関する世界的に容認された業界の基準及び慣行を考慮に入れる。

#### **規則 11 有効な知的所有権の認識**

IP 法第 87 条(87.9)に基づく技術移転取決めの終了後における提供された技術の使用を制限する条項に関する適用除外申請を評価する際に、局は、技術移転取決めの早期解除又は終了後にも存続する有効な特許、著作権、商標、企業秘密その他の知的所有権の保護を考慮に入れる。

#### **規則 12 納税**

IP 法第 88 条(88.4)(本規則の規則 3(4))に基づく技術移転取決めに關するすべての支払についてのフィリピンの税金を許諾者が納付することを要求しない規定に係る適用除外申請を評価する際に、局は、当該税金の納付義務に関して内国歳入局が発した現行の法律及び規則を考慮に入れる。

#### **規則 13 決定**

局は、申請日から 35 日以内に、申請を認めるか否かを決定する。

#### **規則 14 証明書の発行**

局は、申請の承認から 2 日以内に、登録証を発行する。

評価のために契約案が提出されていた場合は、登録証は、正当に締結された契約の提出後 2 日以内に発行する。ただし、契約に局が認めていない補正又は修正が含まれていないことを条件とする。

## **規則 15 証明書登録簿**

登録証の発行後，技術移転取決めの名称，当事者，登録番号及び登録日が証明書登録簿に記入される。

## **規則 16 登録の取消**

局の承認なく IP 法により禁止される条項又は必須の条項に反する補正又は修正を含んだ登録済の技術移転取決めの原本又は謄本を受領したときは，登録は，自動的に取り消される。局は，評価の後で，申請人が提出した適用除外承認の正当化についての根拠が存在しない又は存在しなくなったことを確認した場合は，技術移転取決めを取り消すこともできる。当該処分は，登録証の発行名義人である当事者に聴聞の機会を与えた後にのみ行うことができる。双方の場合において，当事者は登録証の引渡を求められるが，当該証明書の引渡は登録取消をするための前提条件ではない。

## **第 3 部 略式手続**

### **第 1 章 商標ライセンス契約**

#### **規則 17 庁に記録する前の許可**

IP 法第 150 条(150.1 及び 150.2)の対象となる商標ライセンス契約は，登録の前に，申請手数料の納付証明を添えて局に提出して許可を求める。

#### **規則 18 評価期間**

10 日以内に，局は，当該契約が IP 法により禁止される条項又は必須の条項の何れかに反するか否かを決定する。

#### **規則 19 許可証**

許可を求めて提出された契約の規定が IP 法により禁止される条項又は必須の条項に反していない場合は，局は許可証を発行し，当該契約は庁の担当の上級職員によって記録される。

#### **規則 20 遵守の通知**

契約の何れかの規定が IP 法により禁止される条項又は必須の条項の何れかに反する場合は，局は，当該契約の当事者に対して，違反を知らせ，記録の前に IP 法の関連条項を遵守するよう要求する通知を発する。

### **第 2 章 遵守証明書及び法律上の目的のための承認**

#### **規則 21 遵守証明書の請求**

技術移転取決めの当事者は，共同で，技術移転取決めの条項が IP 法により禁止される条項及び必須の条項の要件に沿ったものである旨の証明書を請求することができる。請求は宣誓に基づくものとし，2 通提出し，証明の目的を記載し，かつ，当該取決めが司法，行政その他の手続の対象でない旨を記載する。請求には，正当に締結され公証された取決めの原本 1 通，

所定の手数料，及び請求の実体を裏付確認するために局が要求するその他の書類を添える。

#### **規則 22 評価期間；請求に基づく処分**

局は，請求後 10 日以内に，技術移転取決めの略式評価を実施する。技術移転取決めの条項が IP 法により禁止される条項及び必須の条項の要件に沿っている場合は，局は，遵守証明書を発行する。そうでない場合は，局は，当事者に対して，違反について知らせ，遵守証明書の取得を希望する場合は IP 法を遵守するよう要求する通知を行う。

### **第 3 章 技術移転取決めの予備審査及び / 又は事前許可**

#### **規則 23 予備審査請求**

技術移転取決めの当事者は，技術移転取決め案が IP 法により禁止される条項及び必須の条項の要件に沿っているか否かを決定するために，同案の予備審査を請求することができる。

#### **規則 24 評価期間**

局は，請求後 10 日以内に，かつ，所定の手数料の納付により，技術移転取決め案の略式評価を実施する。

#### **規則 25 所見の通知**

局は，提出された技術移転取決め案に関するその所見の通知を交付する。

#### **規則 26 第 2 部に基づく取決めの提出**

前記の略式手続の終了後に，本規則第 2 部に基づく登録のために技術移転取決めに提出することができる。

### **第 4 部 再審理及び不服申立**

#### **規則 27 再審理請求**

局長が下したすべての処分又は決定に対する再審理請求は，その理由を明確かつ簡潔に記載した書面を提出して行い，該当する場合は裏付となる書類を添付する。請求書は，決定を受領した後 15 日以内に局長に提出し，所定の手数料の納付証明を添付する。局長は，本条規則に基づく請求書の提出日から 35 日以内に，最終決定を下す。

#### **規則 28 長官への不服申立**

局長の決定に対する不服申立は，その理由を明確かつ簡潔に記載した書面を長官室に提出することにより行い，該当する場合は裏付となる書類を添付する。長官室への不服申立は，局長の決定を不服申立人が受領した後 15 日以内に行い，所定の手数料の納付証明を添付する。

#### **規則 29 通商産業大臣への不服申立**

長官の決定又は最終命令は確定的なものであるが，当該決定を不服申立人が受領した後 15 日以内に通商産業大臣に不服申立がなされた場合はこの限りでない。

## 第5部 雑則

### 規則30 許諾者の権利

技術移転取決めで別段の定がない場合は、ライセンス許諾は、許諾者による第三者への更なるライセンスの付与又は許諾者自身による技術移転取決めの内容の実施を妨げるものではない。

### 規則31 実施権者の権利

実施権者は、技術移転取決めの全期間にわたって、技術移転取決めの内容を実施することができる。

### 規則32 司法手続の対象である技術移転取決め

局は、技術移転取決めに関して有効性、執行可能性又は何れかの問題が司法手続の対象となった場合は、適用除外、法律上の目的による許可及び/又は商標ライセンス契約の記録を求める請求を認めないものとする。

### 規則33 公告

局は、すべての登録された技術移転取決めに IPO 公報に公告させる。公告には、当事者の名称、取決めの名称及び主題、並びに認められた適用除外事項があるときはこれを含める。

### 規則34 庁の様式

申請人の便宜のために、庁は、標準申請様式及び必要又は有用な他の様式を作成し、利用に供するものとし、これらは、申請人及び他の者が自己の費用で随意に複製することができる。

### 規則35 適用範囲

本規則は、次のものに適用される。

(a) 締結日又は発効日の如何に拘らず、1998年1月1日以後にされた新規、更新又は修正の技術移転取決めに対象とするすべての申請、請求、適用除外及び商標ライセンス契約の記録に先立つ許可

(b) 特許・商標・技術移転局の技術移転登録所規則に基づいて存続する登録に伴う技術移転契約の期間を延長するすべての契約。許諾者/実施権者、製品の追加/削除等の軽微な変更であって、特許・商標・技術移転局の技術移転登録所実務規則に基づいて存続する登録に伴う技術移転契約に影響するものは、注記の目的で局に提出することができる。

## 最終規定

### 第1条 実施

役務提供の見地から、局の組織が整うまでは、本規則を実施するために必要な職務は、資料・情報・技術移転局の管理官若しくは担当官として任命されていた者であって、特許・商標・技術移転局の技術移転登録所の長によって推薦されて長官によって指名された旧特許・商標・技術移転局の職員が遂行する。

## **第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金**

速達料金，運賃，郵便料金，電話代，用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金，及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は，全額を前納しなければならない。そうしない場合は，庁は，当該事物を受領せず，また，当該事物について何らの処分も行わない。庁は，役務の提供に先立って，庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収するものとする。

## **第3条 廃止**

本規則，特に特許・商標・技術移転局(BPTTT)技術移転登録所の改正実務規則と一致しないすべての規則，覚書，回状及び覚書回状並びにその部分をここに廃止する。

## **第4条 可分性**

本規則の何れかの規定，又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても，本規則の他の規定は，これによって影響を受けない。

## **第5条 施行**

本規則は，一般紙における公告から15日後に施行する。

## V. 知的所有権に係わる法律の違反に対する行政不服申立に関する規則

### 規則 1 定義，解釈；裁判所規則

#### 第 1 条 用語の定義

別段の定めがない限り，次の用語は，次のように解釈する。

- (a) 「答弁」とは，相手方当事者が依拠する消極的及び積極的な抗弁を記載する訴答をいう。
- (b) 「保証証書」及び「逆保証証書」とは，現金，銀行小切手又はマネジャーズ・チェックによる現金保証証書及び逆現金保証証書をいい，保証人証書及び逆保証人証書を除く。
- (c) 「局」とは，知的所有権庁の法務局をいう。
- (d) 「主任聴聞官」とは，局の上級職員であって，聴聞官を直接監督するものをいう。その役職又は正式な呼称は，庁の構成によっては，「主任聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (e) 「訴状」とは，原告の訴訟原因を構成する主要事実の簡明な陳述をいう。これには求める救済を明記するものとするが，正当かつ衡平な更なる又はその他の包括的な救済の請求の趣旨申立を付加することができる。
- (f) 「裁判所」とは，地方裁判所等の一般管轄権を有する裁判所をいう。
- (g) 「長官」とは，知的所有権庁の長をいう。
- (h) 「局長」とは，法務局長をいう。
- (i) 「出所の虚偽表示」とは，商品若しくはサービス又は商品の容器に若しくはこれらに関連して，語，用語，名称，記号，図案若しくはこれらの組合せ，又は出所の虚偽表示，事実に関する虚偽の若しくは混同を生じさせる記述，又は事実に関する虚偽の若しくは混同を生じさせる表現であって，次に該当するものを商業上使用する者の行為をいう。
  - (i) 自己の他人との関係若しくは関連性について，又は出所，後援若しくは自己の商品，サービス若しくは商業活動の他人による承認について，混同させ，錯誤させ又は誤認させる虞のあるもの，又は
  - (ii) 商業上の広告又は宣伝において，自己の又は他人の商品，サービス又は商業活動の内容，特性，品質又は原産地を偽って表示するものその者は，当該行為により被害を受ける虞があると考える者により，IP 法第 156 条及び第 157 条に規定する損害賠償及び差止に係る民事訴訟を提起される対象となる。
- (j) 「虚偽の又は詐欺的な宣言」とは，口頭によるか書面によるかに拘らず，虚偽の若しくは詐欺的な宣言若しくは表示により，又は何らかの虚偽の手段により，庁において標章登録を得る者の行為をいう。
- (k) 「聴聞官」とは，局の上級職員であって，本規則において，「聴聞官」の職権を行使する権限を有するものをいう。当該職員の役職又は正式の呼称は，庁の構成によっては「聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (l) 「著作権及び関連する権利の侵害」とは，IP 法第 4 部及び / 又は適用する IP 法律に基づく権利の侵害をいい，著作権がある作品に存在するときに，物品が当該作品を侵害する複製であることを知っている又は知らなければならない当該物品を次の目的で所有している者の行為を含む。
  - (i) 当該物品を販売し，賃貸し，又は，取引によって，販売若しくは賃貸の申出をし，若しくはその販売若しくは賃貸のための陳列をすること

(ii) 当該物品を、取引の目的又はその他の目的で、著作権所有者の当該作品に対する権利を害する程度に、頒布すること

(iii) 当該物品を取引のために公に展示すること

(m) 「特許の侵害」とは、IP 法第 2 部及び / 又は適用する IP 法律に基づく特許権者並びに実用新案特許及び意匠登録の所有者の権利の侵害をいい、特許権者の許可を得ないで、特許製品、若しくは特許方法により直接的若しくは間接的に得られた物の生産、使用、販売の申出、販売若しくは輸入をする行為又は特許方法を使用する行為を含む。

(n) 「標章の侵害」とは、IP 法第 3 部及び / 又は適用する IP 法律に基づく登録所有者の権利の侵害をいい、侵害材料を使用した商品又はサービスの販売が実際にあったか否かに拘らず、登録標章の所有者の同意を得ない者の次の行為を含む。

(i) 使用することによって混同させ、錯誤させ、若しくは誤認させる虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布、宣伝その他販売を行うために必要な準備段階に関連して、登録標章の複製、模造、写し若しくは偽造、又はその容器と同一の容器若しくはその主要な特徴を商業上使用すること

(ii) 登録標章又はその主要な特徴を複製し、模造し若しくは偽造し、又は、商品若しくはサービスの販売、販売の申出、頒布若しくは広告をするに当たって若しくは関して商業上使用するためのラベル、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、入れ物若しくは宣伝にその複製、模造、模倣若しくは偽造を使用する者、又は商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布若しくは宣伝に関連させるとそのような使用が混同させ、錯誤させ、若しくは誤認させる虞がある場合にそのような使用をすること

(o) 「知的所有権」とは、次のものをいう。

(i) 著作権及び関連する権利

(ii) 商標及びサービスマーク

(iii) 地理的表示

(iv) 意匠

(v) 特許

(vi) 集積回路の配置設計(回路配置)

(vii) 開示されていない情報

(p) 「IP 法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。

(q) 「IP 法律」とは、IP 法に加えて、知的所有権に係わる法律をいう。

(r) 「庁」とは、知的所有権庁をいう。

(s) 「規則」とは、この一連の規則及び法務局長が作成し長官が承認する規則をいう。

(t) 「不正競争」とは、欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己が製造し若しくは取り扱う商品、若しくは自己の事業若しくはサービスを、営業権を確立している者のものと見せかけるか又はそのような結果を生じさせることを意図して犯す者の行為をいう。次の行為も同様に不正競争を構成する。

(i) 自己の商品若しくはその商品を入れる容器の包装又はこれらに付す図案若しくは語その他の外観上の特徴に、他の製造者若しくは販売者の商品の一般的外観を与え、その外観が、当該商品がその製造者若しくは販売者の商品であると購入者に信じさせるような虞を有するものであるときに、当該自己の商品を販売する行為、又は、公衆を誤認させ、かつ、他人から正当な取引を詐取するような外観を当該商品に与える行為、又はそのような目的で後の販

売者を通じて当該商品を転売する行為

(ii) ある特定のサービスを提供する者として公衆に知られている他人の当該サービスを自己が提供しているものと偽って公衆に信じさせることを意図する術策又は策略によるその他の手段を用いる行為

(iii) 業として虚偽の陳述をする行為，又は他人の商品，事業又はサービスの信用を傷付けることを意図した善意に反する行為

(u) 「規則 2 第 2 条にいう知的所有権に係わる法律の違反」とは，共和国法律第 8293 号第 4 条に列挙された知的所有権に関する何れかの法律の違反をいう。

## 第 2 条 解釈

本規則は，IP 法及び IP 法律の目的を実施し，かつ，序に提起された行政事件の公正かつ迅速な解決又は処分を得る上で当事者の助けとなるように，弾力的に解釈しなければならない。

## 第 3 条 裁判所規則の補足的な適用

本規則は，局における行政不服申立の遂行に第一義的に適用される。ただし，裁判所規則の規定は，補足的に適用される。

## 規則 2 訴訟の開始

### 第 1 条 訴状，提出時期及び提出先

IP 法又は IP 法律の違反に係る行政不服申立はすべて，違反がなされた日，又は日付が不明な場合は，違反を発見した日から 4 年以内に，宣誓された訴状を局に提出して開始する。訴状は，宣誓供述人が訴答書面を読了した旨，及びその中の主張が，同人の認識及び確信しているところでは真正かつ正確である旨の宣誓供述書によって宣誓される。

宣誓を要する訴答書面は，その宣誓が「情報及び確信」若しくは「認識，情報及び確信」に基づいたものであるとき，又は適正な宣誓を欠くときは，無署名の訴答書面として取り扱われる。

訴状には，訴訟を開始する当事者は，同一の問題に係わる他の訴訟又は手続を何れの裁判所又は機関にも提起しておらず，また，当該訴訟又は手続が他の準司法機関に係属していることもない旨の証明を含めるものとする。ただし，当該訴訟が係属中の場合は，その状況を記載しなければならない。訴状の提出後にこれを知った場合は，関係当事者は，これを知った日から 5 日以内に局に通知しなければならない。前記の要件を満たさなかった場合は，訴状又は他の最初の訴答書面の修正のみによっては是正することができないが，当該訴訟の再訴可能な却下の対象となる。虚偽の証明の提出又はその中の何れかの保証事項の不遵守は，対応する行政及び刑事訴訟を害することなく，間接侮辱を構成する。当該当事者又はその訴訟代理人の行為が明らかに故意のかつ計画的な法廷地漁りを構成する場合は，実体的効果のある簡易却下の理由となり，かつ，直接侮辱を構成する。

### 第 2 条 第 1 審管轄権

局は，知的所有権に関する法律の違反に係る行政訴訟においては，損害賠償請求総額が 20 万ペソ以上である場合に第 1 審管轄権を有するものとする。ただし，本規則及び裁判所規則

の規定に基づいて、仮の救済方法の利用を認めることができる。局長は、本規則の厳格かつ効果的な実施及び執行のために、現地の執行機関との調整を図る。  
本規則に基づく訴訟の開始は独立したものであり、通常の裁判所への訴訟の提起に実体的効果を及ぼさない。

### 第3条 聴聞の場所

本規則の対象である訴訟についての聴聞はすべて、庁の構内で行う。

### 第4条 方式要件

訴状は、タイプし、局に宛てるものとし、当事者の名称及び住所、原告の訴訟原因を構成する主要事実の簡明な陳述を含める。これには求める救済を明記するが、正当又は衡平とみなされる更なる又はその他の救済を包括的に求める請求の趣旨申立を付加することができる。提出する各訴答書面には、同様に庁及び局の名称、事件の名称、事件番号、訴答の宛先を記載した頭書を含めるものとする。

本規則に規定する方式要件を満たし、所定の申請手数料を添えない限り、局は、如何なる訴答書面も受理しない。

### 第5条 パートナーは個々に記名する

ある事業に関係している2以上の者が当該事業を共同名義で行う場合は、これらの共同事業者に対しては、当該共同名義で訴を提起することができる。

共同名義で訴を提起された共同事業者は、これらの者又はその代理が提出する答弁書にそれぞれの郵便宛先の記載と共に個々に記名することができる。

### 第6条 申請手数料の納付及び事件表への記載

訴状は、局に3通提出し、局は、所定の手数料の納付命令を発する。

原告、その弁護士又は代理人は、所定の手数料を納付したときは、庁の領収証の写しを局に提出するとともに、これと照合させるためにその原本を提示する。局の記録官又は権限を有する何れかの上級職員は、所定の手数料の納付の証拠を受領した後直ちに、行政不服申立番号を付与することにより当該文書の受領を確認し、これを事件表に記載し、当該事件を聴聞官の何れかにくじ引きで割り当てる。

### 第7条 代理及び記録の秘密保全

(a) 訴は、原告本人が又は弁護士を通じて遂行することができる。原告及びその弁護士は、礼節をもって業務を行わなければならない。

(b) 局長及び庁の他の職員は、事件又はその何れかの局面について、一方が不在であるときその他方の記録上の弁護士と論じるか又は局に対して利害関係のない若しくは法定資格のない第三者と論じることを厳格かつ絶対的に禁止されている。

### 第8条 召喚状

(a) 訴状を受領した後3日以内に、事務官は、召喚状又は答弁書催告状を作成し、送達執行人は、これを訴状の写しとともに郵便により又は手交により被告に送達する。送達が書留郵

便によりなされた場合は、受領書を書類に添付して、受領の証拠とする。召喚状の送達の証拠は、送達執行人が書面により作成するものとし、送達の方法、場所及び日付を記載し、当該手続において送達された文書及びこれを受領した者の名称を明記し、かつ、送達した者が執行人又はその代理でない場合は、宣誓を伴わなければならない。

(b) 当事者の事務所及び住所が不明のため、前項に基づく送達をすることができなかった場合は、送達は、週 1 回、3 週間連続で、かつ、原告の費用負担で、一般紙での公示により行うことができる。公示により召喚された者が訴訟に出頭しなかった場合は、その者に対する最終命令又は判決も、勝訴当事者の費用負担で公示により送達する。送達が公示により行われた場合は、送達の事実は、印刷者、その作業長若しくは主たる事務員、又は編集者、営業主任若しくは公示主任の宣誓供述書に公示内容の写しを添付したのものによって、及び当該当事者宛の召喚状及び公示命令の写しを当該当事者の最後に明らかになっている宛先に郵便料金を前納して書留郵便により郵便局に差し出したことを証する宣誓供述書によって証明することができる。

(c) 公示による送達の実施の許可を求める申請は申立書によって行い、これを当該申請の理由を記載した原告又はその代理の者の宣誓供述書によって裏付ける。

(d) 送達が完了した場合は、送達執行人は、完了から 5 日以内に、手交又は書留郵便により、受領書の写しを原告の弁護士に送達し、召喚状を交付した聴聞官に、送達の証拠を添えて、当該召喚状を返還する。

## 第 9 条 答弁

(a) 召喚状は、その受領から 10 日以内に被告が訴状に対して答弁することを義務付けるものとする。被告は、訴状に対して書面で答弁するものとし、訴状の重要な主張について明確に否認し、又は積極的抗弁を主張する。

被告が認められた期間内に答弁しなかった場合は、聴聞官は、職権で又は原告の申立に基づいて、被告に通知し、かつ、当該懈怠の証拠を添えて、被告の不履行を宣言する。これに基づいて、聴聞官は手続を進め、原告の訴答に基づく救済を原告に付与する判決を下す。ただし、聴聞官がその裁量により原告に証拠の提出を要求する場合はこの限りでない。当該決定又は命令は、本規則の規則 11 に従うものとする。

(b) 不履行を宣言された当事者は、その通知の後で判決前はいつでも、自己の答弁不履行は不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によるものであり、自己は実体上の抗弁を有する旨を適正に示して、不履行に係る命令を無効にすることを求める宣誓付き申立を提出することができる。そのような場合は、不履行に係る命令は、聴聞官が公正のために課す条件の下に、無効にすることができる。

(c) 不履行当事者は、後の手続の通知を受ける権利を有さない。ただし、同人が不履行に係る命令の解除又は無効を求める申立を提出した場合はこの限りでない。

## 第 10 条 補正された訴状に対する答弁

訴状が補正された場合は、答弁の提出及び送達のための期間は、別段の命令がない限り、補正された訴状の送達から起算する。補正された訴状の受領又は送達から 10 日以内に新たな答弁が提出されない限り、当初の答弁が補正された訴状に対する答弁とみなされる。

## 第 11 条 却下申立は認められない

時効を理由とする場合を除き，裁判所規則及びその他の法律にいう理由に基づく如何なる却下申立も認められない。時効以外の理由は，積極的抗弁として申し立てるものとし，その判定は，決定の中で実体的事項に基づいてなされる。聴聞官は，十分な理由が示された場合に，事件の解決を促進するときは，積極的抗弁に関して予備的聴聞を行う。

## 第 12 条 審理前手続

争点の決定が行われ次第，聴聞官は，審理前協議を直ちに設定する。当該審理前手続の通知は，答弁又は最後の訴答書面の受領から 3 日以内に送達執行人が送付する。審理前手続の通知においては，次の事項を記載した審理前準備書面の提出を当事者に義務付けるものとする。

- (a) 当事者の主張及び抗弁に係わる簡潔な陳述
- (b) もしあれば，争点の簡潔化のための提案
- (c) 当事者が証拠として提出しようとしている書類の一覧に証拠物件に対応する適切な符丁を記したもの，証人の特定並びに実体的事項に関する聴聞中の証言の内容及び目的の陳述。これらの書類の原本は，照合するために，審理前協議において提出しなければならないが，不正を受けたこと，事故，錯誤，免責される過失その他正義及びフェアプレーの原則に基づいて正当化することができるか局長又は聴聞官が考える理由により，当事者が審理前手続中にこれらを提出することができなかつた場合は，審理中に追加の書類を提出することを妨げない。
- (d) 当事者が，自白の対象となっていない事実について自己の訴答書面に明記することができるか否かの陳述。この場合は，明記する用意がある事項の草案を添付する。
- (e) 証人の数の限定
- (f) 当事者が和解を受け入れる可能性があるか否かの陳述
- (g) その他訴訟の迅速な処理に資する事項

## 第 13 条 審理前準備書面の不提出又は不出頭の効果

原告が本規則に基づいて所定の期間内に審理前準備書面を提出しなかつたこと又は審理前手続に出頭しなかつたことは，職権による又は申立に基づく，訴訟の不利益となる却下の理由となる。被告側の同様の懈怠は，職権により又は申立に基づいて被告の不履行を宣言し，かつ原告が一方的に証拠を提出することを認め，原告がこれに基づいて判決を下す理由となる。

## 第 14 条 当事者の出頭

審理前手続に出頭することは，当事者及びその弁護士の義務とする。当事者の不出頭は，正当な理由が提示された場合，又は和解に入ること並びに事実及び書類について合意すること若しくは認容することを書面により全面的に委任された代理人が本人の代理で出頭する場合にのみ免責される。

## 第 15 条 審理前準備書面の不提出又は審理前協議への不出頭の効果

原告が本規則に基づいて所定の期間内に審理前準備書面を提出しなかつたこと又は審理前手続に出頭しなかつたことは，職権による又は申立に基づく，訴訟の不利益となる却下の理由となる。被告側の同様の懈怠は，原告が一方的に証拠を提出し，原告がこれに基づいて判決を

下すことを認める理由となる。

### **第 16 条 審理前手続の結果の記録**

審理前手続後に、聴聞官は、協議でなされた処分、訴答書面に認められた補正及び検討事項に関して当事者が達した合意を記載した命令書を作成する。当該命令書により、審理の争点が協議上の自白又は同意により処理されなかったものに限定され、かつ、これに記入された場合は、明らかに不公正な決定を防ぐために審理前に修正されない限り、その後の訴訟の過程を支配する。

### **第 17 条 審理前手続の日程表**

聴聞官は、上に定める検討のために事件の審理前手続日程表を作成させる。審理前手続の通知を作成した後、当該事件を審理前日程表に載せることは、局が指定した事務官の職務とする。

## **規則 3 聴聞官の権限**

### **第 1 条 聴聞官の権限**

(a) 聴聞及び調査を行う聴聞官は、宣誓及び確約を行わせ、当事者及び証人の出席及び当該事件にとって重要な帳簿、文書、書類、通信その他の記録の提出を履行させるために罰則付召喚令状及び文書提出命令状を発行し、本規則及び裁判所規則に基づく暫定的救済を付与し、聴聞で提起された問題について予備的な決定を行う権限を授与される。ただし、関係するすべての争点の実体的事項に関する最終的な決定は、局長に委ねられる。

(b) 更に、聴聞官は、局長の分身として、本規則により、当事者、弁護士又は何人かを侮辱により召喚する権限を有する。

(c) 同様に、聴聞官は、当事者が郵送する保証証書及び逆保証証書について判断し、これを承認する権限を有する。保証証書又は逆保証証書は、現金、知的所有権庁の名義で振り出された銀行小切手又はマネジャーズ・チェックによらなければならない。

### **第 2 条 罰則付召喚令状の送達**

罰則付召喚令状は、証人が準備を整え、出頭地に移動する上で適切な時間的余裕を与えるために、聴聞期日の少なくとも 3 暦日前までに送達するものとする。

### **第 3 条 文書提出命令状の破棄**

聴聞官は、文書提出命令状に明記する履行期限の前になされた申立に基づいて、当該命令状が不当であるか若しくは当該帳簿、文書、書類、通信その他の記録の関連性が明らかでない場合、又は命令状を自己のために発行された者がその提出のための適切な費用を前納しなかった場合は、当該命令状を破棄することができる。

## 規則 4 仮差押

### 第 1 条 差押令状の発行理由

訴訟の開始時に又は判決の記入前のいつでも、原告又は適切な当事者は、次の場合に相手方当事者の財産を判決の履行のための保証として差し押さえさせることができ、かつ、これを回収することができる。

(a) 庁において標章登録を得る際に口頭によるか書面によるかを問わず、虚偽の若しくは詐欺的な宣言若しくは表示により、又は何らかの虚偽の手段により、詐欺の罪を犯した者に対する訴訟

(b) 標章に係わるか否かを問わず、欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己が製造し若しくは取り扱う商品、又は自己の事業若しくはサービスを、営業権を確立している者のものと見せかけるか又はそのような結果を生じさせることを意図した行為を犯した者に対する訴訟

(c) フィリピンに居住せず、フィリピンで見出せない当事者、又は公告により召喚状が送達される当事者に対する訴訟

(d) 判決の執行を回避する意図をもってフィリピンを出国しようとする当事者に対し、IP 法違反に起因する訴訟原因に関して金銭又は損害賠償の特定額の回収を求める訴訟、又は

(e) 被害者から詐取する意図を有して、自己の財産を移転若しくは処分したか又はそうする予定である当事者に対する訴訟

### 第 2 条 命令の発出及び内容

差押命令は、一方的に又は申立に基づいて、聴聞官が行う通知及び聴聞により発することができる。聴聞官は、当該差押が実体的なものか否かを決定する。聴聞官は、差押命令を発した場合は、命令書に署名してこれを局長に送付し、局長は、当該聴聞官又は局が指名する他の職員に対して、命令発出の対象である当事者のフィリピンにおける財産を、強制執行を免除されていないものに限り、申請人の要求を満たせる程度に差し押さえるよう遅滞なく指示する。ただし、当該当事者が、申請人の要求を満たすのに十分な額又は申請人が提示する差押財産の価額(費用を除く)に等しくなるように命令に定められた額又は当該額面の保証証書を、以下に規定するように供託した場合はこの限りではない。

### 第 3 条 必要な宣誓供述書及び保証証書

差押命令は、申請人又は個人的に事実を知る他人の宣誓供述書により、十分な訴訟原因が存在すること、事件が第 1 条に記載するものの 1 であること、訴訟により執行を求める主張に対する他の十分な保証がないこと、並びに申請人に支払われるべき金額又は申請人が占有を獲得する権利を有する財産の価額が、すべての法的な反訴を克服した後の命令で求める額と同額であることが明らかになった場合のみ、付与される。命令は、宣誓供述書及び保証証書の供託を証明する領収証が適正に聴聞官に提出されて局長室に移送されてから、発せられる。

### 第 4 条 申請人の保証証書の条件

命令申請人は、申請人に権利がない旨の最終裁定を聴聞官が下した場合は相手方当事者に裁

定されるすべての費用及びこの差押が理由で相手方当事者が負うすべての損害額を申請人が支払う旨の条件を付した保証証書を、令状の発行を認める命令において聴聞官が定める額で、相手方当事者宛に供託しなければならない。

#### **第5条 財産差押の方法**

令状執行官は、遅滞なくかつ適切な注意を払って命令発出の対象である当事者のフィリピンにおける財産を、強制執行の免除されていないものに限り、訴訟における判決言渡し及び執行がなされるまで、申請人の要求を満たす程度でのみ差し押さえる。ただし、前者が、差押命令において聴聞官が定めた保証証書の額又は差押財産の価額(費用を除く)に等しい額で逆保証証書を供託した場合はこの限りでない。令状に基づく差押は、召喚状及びこれに添付する訴状の写し、差押の申請、申請人の宣誓供述書及び保証証書、並びにフィリピン内の被告に対する差押命令の送達が事前にされるか若しくは令状と同時に送達されない場合は、執行されない。

事前の又は同時の召喚状送達の要件は、真摯な努力にも拘らず召喚状を本人に若しくは代替送達により送達することができない場合、又は被告がフィリピンの居住者であって一時的に不在であるか若しくはフィリピンの居住者でない場合は、適用されない。

#### **第6条 執行官の報告**

(a) 執行官は、令状を執行した後、令状を交付した聴聞官に遅滞なく、令状に基づく手続に係る詳細な陳述書及び差し押さえた財産の完全な目録並びに差押命令の対象である者が供託した逆保証証書を添えて当該執行に関する報告を行い、かつ、その写しを申請人に送達しなければならない。

(b) 執行官は、割り当てられたすべての令状及び訴状に基づいてとった措置に関する報告を、これらの受領から20日以内に、聴聞官に提出する。その報告は、当該事件の記録の一部を構成するものとする。

(c) 当該聴聞官は、各月末に、局長に対して、発行され送達された令状及び訴状の数、その月に送達されなかった令状及び訴状の数、並びに各令状を執行した執行官の名称を記載した報告を提出する。送達されなかった令状及び訴状については、報告において説明する。

#### **第7条 差押の対象となるもの及び執行の方法**

次の財産は、差押の対象とすることができる。

##### **(a) 不動産**

不動産、若しくは令状発出の対象である当事者に属する敷地内にある機械類、又はこれらに係る権利。不動産証書登記所に命令の写し、差押財産の説明、差し押さえた旨の通知を一括して提出し、当該命令、説明及び通知の写しを(該当者がいる場合に)財産の占有者、又は財産が所在する市若しくは郡にいる他の同等の者若しくはその代理人に渡す。不動産証書登記官は、本条に基づいて申請人、相手方当事者、財産の所有者又は記録上の財産の名義人の名義で通報された差押物件に索引を付さなければならない。差押が権利証の対象となっている土地の全域について請求されていない場合は、影響を受ける土地又は権利を識別する上で十分な程度に正確な記述を、当該差押物件の登録に含めるものとする。

##### **(b) 動産**

手交による引渡が可能な動産。対応する受領証が発行された後に引き取る。その後執行官は、差し押さえた財産を原告又は適切な者に引き渡すものとし、これらの者は、相手方当事者又は適切な者に対して、当該財産の保管、管理、維持並びに事件終了時の財産目録及び返還について責任を負う。

#### (c) 株式の持分

株式の持分又は何れかの会社の株式の持分に対する権利。当該会社の社長又は経営代理人に、令状の写し、及び差押令状の対象である当事者の株式又は権利が差押令状に基づいて差し押さえられた旨を記載した通知を渡す。

### 第 8 条 差押後で判決の記入前には差押財産を売却することができる

聴聞官は、両当事者に通知して行った聴聞により、差押財産が傷み易いこと、又は全当事者の訴訟に係る利益がその売却によって増進されることが認められる場合はいつでも、当該財産を自己が指示する方法で公売により売却し、その売却益を、訴訟の判決が下るまで、局長が定める通り供託するよう命じることができる。

### 第 9 条 逆保証証書の供託に基づく差押の解除

差押令状が執行された後に、その財産が差し押さえられた当事者又はその代理人は、供託した担保に基づいて、差押の全部又は一部の解除を申し立てることができる。聴聞官は、適切な通知及び聴聞を行った後に、申立人が、局長室に、聴聞官が差押命令に定める額と等しい額(費用を除く)の現金又は逆保証証書を供託した場合は、差押の解除を命じるものとする。ただし、解除が求められている差押の対象が特定の財産である場合は、逆保証証書の額は、聴聞官が決定する財産の価額と等しいものとする。現金又は逆保証証書の供託は、差押申請当事者が訴訟において回収することができる裁定額の支払を保証するものとする。供託の通知は、直ちに差押申請当事者に送達される。本条の規定に基づいて差押が解除されたときは、差押財産又はその売却益は、現金若しくは逆保証証書を供託した者又はその代理人に引き渡され、当該現金又は逆保証証書は、そのように引き渡された財産の代わりとなる。当該逆保証証書が、何らかの理由により、不十分であるか又は不十分になった場合において、当該逆保証証書を供託した者が追加の逆保証証書を供託しなかったときは、差押申請当事者は、新たな差押命令を申請することができる。

### 第 10 条 その他の理由による差押の解除

財産の差押を命令された当事者は、事件が係属している聴聞官に対し、押収の前後を問わず、更には差押財産の解放後でも、差押命令が不適切若しくは不適正に発出若しくは執行されたこと、保証証書が不十分であること、又は差押財産が強制執行を免除されていることを理由に、差押を取り消す又は解除する命令を求める申立をすることができる。差押が過大な場合は、解除は過大な部分に限定される。前記の申立が宣誓供述書に基づいてなされている場合は、差押申請当事者は、差押の基礎となった証拠に加えて、対抗宣誓供述書又は他の証拠により申立に対抗することができる。聴聞官は、適切な通知及び聴聞の後、差押命令が不適切又は不適正に発出又は執行されたと認められる場合、保証証書が不十分であると認められる場合、差押が過大であると認められ、かつ、その欠陥が直ちに是正されない場合、又は差押財産が強制執行から免除されている場合は、差押の取消又は解除を命令する。

### **第 11 条 差押財産の所有権を第三者が主張した場合**

差押財産の所有権を手続の当事者以外の者が主張し、その者がこれに対する自己の権原又はその所有についての権利に係る宣誓供述書を作成し、当該宣誓供述書を執行官に送達し、その写しを差押申請当事者に送達した場合は、執行官は、当該財産の差押を維持する義務を負わない。ただし、差押申請当事者又はその代理人が執行官の要求により、押収される財産の価額を下回らない金額で第三者請求人に補償するために、聴聞官による承認のある保証証書を提出した場合はこの限りでない。当該価額について合意に至らない場合は、局長が決定する。財産の取得又は保管についての損害賠償の主張は、保証証書の供託があっても、保証証書の提出日から 60 日以内にそのための訴訟が提起されない限り執行されない。執行官は、当該保証証書が供託された場合は、第三者請求人に対し、当該財産の取得又は保管を理由とする損害賠償責任を負わない。本条規則の如何なる規定も、当該請求人又は第三者が当該財産に対する自己の請求の正当性を立証すること、又は差押申請当事者が、同一の又は別個の訴訟において、不真面目な若しくは明らかに誤った請求をした第三者請求人に対して損害賠償を請求することを妨げるものではない。

### **第 12 条 判決の差押財産からの執行；執行官の報告**

差押申請当事者が有利な判決を得、これに基づいて強制執行が行われることになった場合は、執行官は、差押財産から次の方法で判決を執行することができる。ただし、当該財産が当該目的に十分である場合に限る。

(a) 判決債務者に、局の命令に基づいて売却された傷み易い若しくはその他の財産のすべての売却益、又は判決を履行するために必要な分の売却益を支払う。

(b) 不足額がある場合において、この目的に十分な財産が執行官の手元又は局長室の手元に残っているときは、当該不足額を支払うのに必要な分の財産(不動産か動産かを問わない)を売却する。

執行官は、直ちに、本条に基づく自己の手続に係る聴聞官に報告するとともに、当事者にその写しを提供する。

### **第 13 条 不足額は強制執行により徴収する；超過分は判決債務者に引き渡される**

差押財産すべてを売却し、売却益を判決の執行に用いた後に、判決に係わる手続の費用を差し引いて、なお支払うべき残高がある場合は、執行官は、当該残高を通常の強制執行に基づいて徴収しなければならない。執行官は、判決について支払が済んだ場合に、適切な要求があったときは、手元に残っている差押財産及び判決執行に用いられなかった差押財産の売却益を判決債務者に返還しなければならない。

### **第 14 条 供託金の処分**

差押命令発出の対象となった当事者が供託した金銭は、差押申請当事者に有利な判決の執行のために局長の指示に基づいて用いるものとし、判決執行後の残高は、供託者又はその譲受人に払い戻す。判決が差押命令発出の対象となった当事者に有利な場合は、供託金全額を同人又はその譲受人に払い戻さなければならない。

## 第 15 条 差押命令の発出対象の当事者に有利に判決がなされた場合の差押財産の処分

判決が差押申請当事者に不利になされた場合は、差押命令に基づいて執行官が徴収し又は受領した売却益及び金銭並びに執行官の手元に残る差押財産は、すべて、差押命令の発出対象の当事者に引き渡され、差押命令は取り消される。

## 第 16 条 不適切、不適正又は過大な差押を理由とする損害賠償請求

不適切、不適正又は過大な差押を理由とする損害賠償の申請は、損害賠償に係る権利を裏付ける事実及びその金額を記載して、審理の前、不服申立が完了する前又は判決が確定する前に、差押申請当事者への適切な通知を伴って、局長に提出しなければならない。当該損害賠償は、適切な聴聞を経てのみ裁定され、主たる事件の判決に含められる。

不服申立の結果、長官の判決が差押命令発出の対象となった当事者に有利となった場合は、当該当事者は、長官室に申請して、差押申請当事者への通知を伴って、長官の判決が確定するまでの不服申立の係属中に被った損害の賠償を請求することができる。長官は、聴聞及び決定を行わせるために当該申請を局に差し戻すことができる。

本条規則の如何なる規定も、差押命令発出の対象となった当事者が、同一の訴訟において、差押申請当事者の財産(強制執行が免除されていないものに限る)から裁定された損害賠償額を回収することを妨げるものではない。ただし、これは、差押申請当事者の保証証書又は供託が不十分であるか、裁定額を完全に満たさない場合に限る。

## 規則 5 予備的差止命令

### 第 1 条 予備的差止命令；発することができる者

予備的差止命令とは、判決又は最終命令に先立ち、訴訟又は手続の何れかの段階で発出される命令であって、行政事件の当事者又は何れかの第三者に特定の行為を差し控えることを義務付けるものをいう。また、特定の行為の履行を義務付けることもでき、その場合は、予備的命令の差止命令と称する。

予備的差止命令は、当該事件について聴聞を行う聴聞官が発することができるが、当該対象事項について既に管轄権を取得している競合的な裁判所又は他の官庁に対しては、この権限を行使することができない。

### 第 2 条 予備的差止命令の発出理由

予備的差止命令は、次の何れかが証明された場合に発することができる。

- (a) 申請人には要求する救済を受ける権利があり、かつ、当該救済は、有限の期間又は永続的に、訴の対象である行為をなすこと若しくは継続することを制限すること、又はある行為を履行することをその全部又は一部としていること
- (b) 訴訟中の、訴の対象である行為をなすこと、継続すること又は履行しないことが申請人にとって不公正に作用する虞があること
- (c) 当事者又は何人かが、訴訟又は手続の対象事項に関して申請人の権利に違反し、かつ、判決の効果を損なう虞がある行為を行っている、行いそうである、行おうとする、又は行われるようにする若しくは行わせていること

### 第3条 予備的差止命令又は暫定的禁止命令に係る宣誓された申請及び保証証書

予備的差止命令又は暫定的禁止命令は、次の場合にのみ発することができる。

(a) 訴訟又は手続における申請が、宣誓されており、かつ、求める救済を受ける権利を申請人に与える事実を示している場合

(b) 申請人は、免除されない限り、聴聞官が定める金額で命令の対象となっている当事者宛の保証証書を局に供託するものとし、その保証証書は、申請人にその権利がなかったことを聴聞官が最終的に決定した場合は、前記の当事者が当該命令のために被ったすべての損害を申請人が当該当事者に補償することを内容とする。この保証証書が承認されたときは、予備的差止命令が発せられる。

(c) 予備的差止命令又は暫定的禁止命令の令状申請が訴状又は最初の訴答書面に含まれる場合は、事件は、相手方当事者又は命令の対象となる者に通知した後にのみ、これらの者の面前においてくじ引きで割り当てられる。何れの場合も、当該通知は、召喚状の送達に先立って、又はこれと同時にを行うものとし、訴状又は最初の訴答書面の写し、申請人の宣誓供述書及びフィリピンにおける相手方当事者に対する保証証書を添付する。ただし、真摯な努力にも拘らず召喚状を本人に又は代替送達により送達することができない場合、又は相手方当事者がフィリピンの居住者で一時的に不在であるか、非居住者である場合は、召喚状の事前の又は同時の送達の要件は適用されない。

(d) 暫定的禁止命令の申請は、すべての当事者が略式聴聞において聴聞された後にのみ処分されるものとし、略式聴聞は、くじ引きにより事件が割り当てられた聴聞官が執行官の送達報告及び/又は記録を受領した後 24 時間以内に実施する。記録は、直ちに聴聞官に送付されなければならない。

示された事実から見て申請人に多大の又は回復不能の損害が生じ得ると認められる場合は、予備的差止命令の申請を受けた聴聞官は、暫定的禁止命令を発することができ、この命令は、本規則の規定に従うことを条件として、差止命令申請の対象である当事者に対する送達から 20 日間のみ効力を有する。聴聞官は、当該 20 日以内に、前記の当事者に対し、指定した時及び場所で、差止命令を発出するべきではない理由を示すよう命じ、同じ期間内に予備的差止命令を発するか否かを決定し、その結果に対応する命令を発出しなければならない。

### 第4条 予備的差止命令は通知なく発出されることはない；例外

禁止命令の対象となる当事者を聴聞することなく、かつ、これらに事前に通知することなくしては、如何なる予備的差止命令も発出してはならない。聴聞官は、適正な手続の要件を遵守した後に申請を認めるべきである場合は、局長の同意を得て決定する 90 日を超えない期間にわたって有効な、申請人に不利益を及ぼす又は害する行為を更に行うことを禁止する命令を発する。これは、後の条文に規定する逆保証証書の提出を妨げるものではない。

### 第5条 差止命令又は禁止命令に係る異議申立又は取消の申立の理由

差止命令又は禁止命令の申請は、その不相当であることを示すことにより、拒絶することができる。差止命令又は禁止命令は、命令の対象となっている当事者の宣誓供述書に基づくその他の理由でも拒絶することができ、また、発出されている場合は取り消すことができ、これに対しては、申請人が宣誓供述書により異議申立をすることができる。聴聞後に、申請人が差止命令又は禁止命令を発出させる権利を有するにも拘らず、当該命令の発出又は場合に

より継続は命令の対象となっている当事者に回復不能の損害をもたらす一方、申請人は被った損害を完全に補償され得ると認められ、かつ、命令の対象となっている当事者が、聴聞官が定める額で、命令の対象となっている当事者は差止命令又は禁止命令の拒絶又は取消により申請人が被るすべての損害を補償する旨を条件に付した保証証書を提出した場合は、命令を拒絶することができ、また、発出されているときは取り消すことができる。発出された予備的差止命令又は禁止命令の程度が過大であると認められる場合は、修正することができる。

## **第6条 最終差止命令が発出される場合**

訴訟の審理後に、訴訟の対象である行為を永続的に禁止させる権利を申請人が有することが認められる場合は、聴聞官は、命令の対象となっている当事者に対して、更に当該行為をなすことを永続的に抑止するか又は予備的命令的差止命令を永続的に確認する最終差止命令を発出する。

## **規則6 侮辱**

### **第1条 直接侮辱は即決で罰せられる**

局長又は聴聞官の面前で又は程近くにおいて、これら下での手続を妨害若しくは中断させる等の違反行為を犯した者は、局長又は聴聞官により侮辱罪の裁定を即決で受け、2,000ペソ以下の罰金若しくは10日以下の拘留又はその双方に処する。このような違反行為には、局長又は聴聞官に対する無礼、他人に対する侮辱的な個人攻撃、又は証人として宣誓若しくはは応答すること又は合法的に要求される場合に宣誓供述書若しくは証言録取書に署名することの拒否が含まれる。

### **第2条 間接侮辱は告発及び聴聞後に罰せられる**

書面による告発が提出され、聴聞を受ける機会が被告本人又は弁護士に与えられた後に、次の行為の何れかを犯した者は、局長が侮辱により罰する場合がある。

- (a) 合法的な令状、被告召喚令状、命令、判決、聴聞官の指図又は聴聞官が発した差止命令に対する不服従又は妨害
  - (b) 局の手続の悪用又はこれに対する不法な干渉であって、第1条に基づく直接侮辱を構成しないもの
  - (c) 司法の運営又は局の適正な機能の遂行を直接又は間接に妨げ、妨害し又は貶める不適切な行為
  - (d) 適正に送達された罰則付召喚令状に従わないこと
  - (e) ある公務員が務めた審判廷の命令又は手続による、当該公務員の管理下にある者又は財産の奪還又は奪還未遂、又は
  - (f) 虚偽の証明書の提出(これを処罰することが適切な民事及び/又は刑事訴訟を提起する可能性を損なうものではない)、又は訴訟の開始に関する約束の不履行
- 本条の如何なる規定も、局長が被告当事者を局に出頭させる命令書を交付すること、又は当該手続中に当該人を管理下に置くことを妨げるものと解してはならない。

### **第3条 侮辱に係る手続**

間接侮辱に係る手続は、局が、命令又はその他の正式の告発で、職権によって開始することができ、その際、被告に対しては、自己が侮辱により罰せられるべきではない理由があるときはこれを示すよう求める。

他のすべての場合において、間接侮辱に係る告発は、裏付となる詳細事項を伴う宣誓された申請及び関係書類の認証謄本を提示し、かつ、民事訴訟に係る最初の訴答書面を提出するための要件を完全に満たした上で開始する。侮辱に係る告発が局に係属中の主たる訴訟から生じたか又はこれに関連している場合は、当該申請は、これと別個に、事件表に記載し、聴聞し、決定を下すものとする。ただし、局がその裁量により、合同の聴聞及び決定のために侮辱に係る告発及び主たる訴訟の併合を命じる場合はこの限りでない。

### **第4条 聴聞；保釈金による保釈**

聴聞を直ちに行うよう命じられなかった場合は、被告は、局長又は聴聞官が定める金額で告発に応答するための出頭を保証する保証証書を提出して、保釈されることができる。局長又は聴聞官は、聴聞期日に、告発の調査及び、被告がなす又は提供する応答又は証言の検討を始める。

### **第5条 間接侮辱に係る罰則**

被告は、間接侮辱により有罪と裁定された場合は、3万ペソ以下の罰金若しくは6月以下の自由刑、又はその双方により罰せられ、当該侮辱が差止命令の違反による場合は、当該違反により被害を受けた当事者に完全な損害賠償をするよう命じられる。

### **第6条 命令に従うまで収監される**

侮辱が、被告が遂行すべき自己の能力内の行為をしなかったことにある場合は、聴聞官の命令により、これを遂行するまで被告を収監することができる。

### **第7条 保釈金により保釈された当事者が応答しない場合の手続**

保釈金により保釈された被告が聴聞期日に出頭しない場合は、聴聞官は、別の逮捕命令を発するか、出頭に係る保証証書の執行を命じるか又はその双方を行うことができる。保証証書が執行された場合は、損害賠償の算定基準は、侮辱告発の対象となっている違法行為が理由で被害者が被った損害又は被害及び訴訟費用の程度であり、当該回収は、被害者の利益のためとする。ただし、被害者がいない場合は、保証証書は差し押さえられ、刑事事件の場合と同様に処理される。

### **第8条 聴聞官は被告を釈放することができる**

局長又は聴聞官は、公益が害されないことが認められる場合は、侮辱により収監中の者を釈放することができる。

### **第9条 局長による判決又は命令の見直し**

書面による告発及び聴聞の後に聴聞官が罰を与える直接侮辱事件の判決又は命令は、局長が見直すことができるが、判決又は命令の執行は、侮辱した者が聴聞官が定める金額の保証証

書を提出するまでは中断されない。不服申立についてその者に不利な決定が下された場合は、その者は、当該判決又は命令に従いこれを執行しなければならない。

## **規則 7 日程表及び延期**

### **第 1 条 審理日程表**

事務官は、審理前手続を経た事件について審理日程表を作成する。予備的命令的差止命令及び / 又は差押請求の趣旨の申立がある事件が優先される。

### **第 2 条 審理の通知**

事務官は、事件を審理日程表に記入したときは、その審理日の通知を 3 日以内に当事者へ送達執行人によって送達させる。

### **第 3 条 審理は継続的である**

すべての審理は、規則 9 第 2 条に規定する例外に従うことを条件として、事件が終了するまで継続して行われる。

### **第 4 条 事件のくじ引き**

局において行われる訴訟は、くじ引きによって異なる聴聞官に割り当てられ、聴聞官は、その後事件の開始から最終解決まで手続を担当する。ただし、何れかの聴聞予定日について、当該事件を割り当てられている聴聞官の都合が着かない場合は、局長は、何れか一方の弁護士に請求に基づいて、手続を主宰又は実施させるために適切な聴聞官を指名する。

## **規則 8 証言録取及び開示**

### **第 1 条 訴訟中の証言録取書**

当事者であるか否かを問わず何人かによる証言は、答弁が提出された後に何れかの当事者の要求があったときは、聴聞官の許可によって、質問書に対する証言録取により得ることができる。規則 6 第 2 条 (d) に基づき、罰則付召喚令状により証人の出頭が強制される場合がある。

### **第 2 条 証言録取の効果**

当事者は、如何なる目的でも、ある者の証言録取を行うことにより、その者を自己の証人にしたとはみなされない。

### **第 3 条 証言録取を行うことに関する規定**

各当事者が書面により規定する場合は、証言録取は、裁判所規則に基づいて、時又は場所を問わず、宣誓を司る権限を有する者の面前で行うことができ、そのようにして行った場合は、他の証言録取と同様に用いることができる。

### **第 4 条 質問書に対する応答の提出期間**

当事者が非居住者の証言録取を外国で行うよう請求した場合は、当該質問書に対する応答は、

指令書の発出日から延長の認められない6月以内に、当該事件の担当聴聞官に提出しなければならない。これを期間内に提出しなかったときは、当該証人の当該証言録取及び宣誓供述書は削除される。

## 規則9 聴聞

### 第1条 事件の審理

聴聞官は、事件の聴聞を、主たる証拠の受領のためのみでなく訴状又は申請において求められた暫定的救済についても、できる限り連続的かつ継続的日程で設定する。ただし、実体的事項に関する事件の聴聞又は当事者の証拠の受領は、90日以内に終了させるものとし、原告又は申請人の証拠に30日、被告に30日、反論及び再反論の証拠について30日を割り当てる。暫定的救済の場合は、聴聞又は証拠の受領は、30日以内に終了させる。

### 第2条 聴聞の延期

聴聞の延期は、非常に実質的な理由がある場合にのみ、かつ、当事者の証拠の受領が前条に規定する期間を超えないことを条件に、認められる。

### 第3条 審理の順序

特別な理由により聴聞官が別段の指示をしない限り、審理の順序は次の通りとする。

(a) 原告又は申請人は、当該訴状又は申請における主張を裏付ける証拠を提出しなければならない。宣誓供述書を提出した宣誓供述人/証人は、その宣誓供述書に基づいて、相手方弁護士による反対尋問を受けなければならない。

(b) 次に被告は、原告、申請人又はこれらの弁護士による反対尋問に応じて、自己の抗弁、反訴、交差請求及び第三者請求を裏付ける証拠を提供する。

(c) 第三者被告がいる場合は、その者は、自己の抗弁、反訴、交差請求及び第三者請求の証拠を提示する。

(d) 第四当事者等がいる場合は、その者は、自己が主張する重要な事実の証拠を提示する。

(e) 反訴又は交差請求をされた当事者は、聴聞官が定める順序で、自己の抗弁を裏付ける証拠を提示する。

(f) 次に各当事者は、それぞれ反証の証拠のみを提出することができる。ただし、聴聞官が十分な理由により、正義を推進するために、当初の事件に関係する追加の証拠の提出を許可した場合はこの限りでない。

(g) 各当事者は、証拠の提示が終了した場合は、最後の聴聞日から10日以内に、それぞれの覚書を提出することができる。特別法に別段の規定がない限り、各当事者に提出が義務付けられている適切な最終訴答書面には、自己が求める決定/解決の草案を含めるものとし、これには、基礎となる事実及び法律を明確かつ明瞭に記載する。聴聞官は、当事者の決定/解決案の何れかを全面的若しくは部分的に採用し、又は双方とも却下することができる。この要件は、終局判決以外の命令にも適用される。

### 第4条 合意事実陳述書

(a) 原告及び被告は、訴訟に係わる事実について書面で合意し、証拠の提示がなくても、合

意した事実に基づく判決を求めることができる。聴聞官は、直ちに決定書を起草し、行政不服申立部の長にこれを提出するものとし、同部の長は、合意事実陳述書が決定を裏付けるのに十分であるときは、その決定を局長に推奨して承認を求めるものとする。

(b) 当事者が問題の事実の一部に限り合意した場合は、聴聞は、他の部分について行う。

## **第5条 事件を解決する期間**

特別法により異なる期間が定められているのでない限り、争われているすべての事件又はその付随事件は、局による決定又は解決を求める請求があつてから30暦日以内に決定又は解決される。

## **第6条 併合**

法律又は事実に係る共通の問題に関する訴訟が局に係属している場合は、聴聞官は、当該訴訟における争点の何れか又はすべてについて、合同の聴聞又は審理を命じることができる。聴聞官は、当該訴訟のすべてを併合するよう命じることができ、かつ、当該訴訟における手続に関して不要な費用又は遅延を回避するのに資するような命令を下すことができる。

## **規則10 証拠**

### **第1条 必要な証拠**

決定又は命令を裏付けるには、実質的証拠で十分とする。事実は、実質的証拠に裏付けられている場合は、証明されたものとみなされる。実質的証拠とは、関連する証拠であつて、合理的な考えの持主である場合はある結論を裏付け又は正当化するのに適切なものとして受け入れるであろうものをいう。

### **第2条 文書証拠**

文書証拠は、原本を容易に利用することができない場合は、写し又は副本によるものでも認められる。当事者は、請求により、写しを原本と照合する機会が与えられる。原本が公務員により保管されている場合は、その認証謄本も認められる。

### **第3条 局長及び聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない**

局長及び聴聞官は、関連性がある重要な書類を受領し、証拠の採用に関して裁定し、関連性がないすべての事項を排除するものとし、また、正義と公正に基づいて行動するものとする。局は、その管轄下の事件を審理する権限の行使に当たって、技術的な証拠規則に厳密に拘束されてはならない。ただし、局は、事件の技術的争点に関して局長又は聴聞官が裁定することを可能にするよう、フィリピンの立法府、行政府及び司法府の公式の処分、論文、定期刊行物又は小冊子に公表された自然の法則、科学的事実、及び公知又は周知のその他の事実を司法的に確知するものとする。

### **第4条 方法特許の立証責任**

特許の対象が物を得るための方法である場合において、その物が新規性のあるものであるか又は同一の物が当該特許方法によって生産されたとの十分な可能性があり、かつ、特許の所

有者が適正な努力をしたにも拘らず実施に使用された方法を確定することができなかつたときは、同一である物はすべて当該特許方法の使用によって得られたものと推定される。その同一の物を得る方法が特許方法とは異なることを立証するよう被告に命じるに当たり、局長は、できる限りにおいて、被告の製造上及び事業場の秘密を保護する措置を講じる。

#### **第5条 更なる証拠を止める権限**

聴聞官は、同一の争点について証人を増やしても説得力が増すとは合理的に予期されない程証拠が十分となった時点で、その特定の争点に関する更なる証言の採用を止めることができる。ただし、聴聞官は、当事者に明らかな不公正が生じることのないように、注意してこの権限を行使しなければならない。

#### **第6条 手続には衡平法上の原則が適用される**

知的所有権に係わるすべての事件において、該当する場合は、消滅時効、禁反言及び黙認といった衡平法の原則を考慮し、適用することができる。

### **規則 11 決定及び命令**

#### **第1条 決定の言渡し**

(a) 事件は、規則9第1条に規定する証拠受領期間が終了し、証拠が正式に提供された時に、解決のために提出されたとみなされる。当事者が覚書等の最終訴答書面を提出したか否かに拘らず、当該事件は、本条規則に規定する提出があつてから30暦日以内に、局が決定する。事件の実体的事項についての決定は、すべて書面により作成し、基礎となった事実及び法律を明確かつ明瞭に記載し、局長が署名する。

(b) 決定及び最終命令は、場合に応じ、郵便、手交又は公告により送達する。

### **規則 12 行政罰及び制裁**

#### **第1条 科すことができる行政罰**

公式調査後に、局長は、次の1又はそれ以上の行政罰を科すことができる。

(a) 被告が停止すべき行為を明記し、当該命令に定める適切な期間内に遵守報告を提出することを被告に義務付ける停止命令の発出

(b) 課された遵守又は中止の自発的保証の受諾。当該自発的保証には、次の1又はそれ以上の項目を含めることができる。

(i) 違反した知的財産法の規定を遵守する旨の保証

(ii) 公式調査の対象となった不法かつ不公正な行為及び慣行を差し控える旨の保証

(iii) 商業的に流通している欠陥品を回収し、交換し、修理し又はその価額を払い戻す旨の保証

(iv) 原告に対し、局において事件を遂行する上で発生した経費及び費用を補償する旨の保証  
局長は更に、被告に対し、定期的な遵守報告を提出すること及び約束の遵守を保証するための保証証書を提出することを義務付けることができる。

(c) 違反行為の対象である物の収用又は没収。本規則に基づいて没収された物品は、局長が

定める指針に基づいて、売却、資力に乏しい地方自治体の組織若しくは慈善若しくは救済団体への寄付、他の物へリサイクルするための輸出、又はこれらの組合せ等、局長が適切とみなす方法で処分する。

(d) 違反行為に当たって使用された手回り品並びにすべての不動産及び動産の没収

(e) 局長が適切とみなす金額での行政上の罰金の賦課。如何なる場合も、5,000 ペソを下回らず、15万ペソを上回らないものとする。これに加えて、違反が続く場合は、1日ごとに1,000ペソ以下の追加の罰金を科す。

(f) 庁が与えた許可、ライセンス、承認若しくは登録の取消、又は局長が適切とみなす1年を超えない期間にわたるこれらの効力の停止

(g) 被告が庁から取得しつつある許可、ライセンス、承認又は登録の差止

(ga) 損害賠償の査定及び裁定

(h) 譴責

(i) 共和国法律第8293号第216条に規定するような他の類似の罰又は制裁

## 規則 13 判決、最終命令及びその記入

### 第1条 判決及び最終命令の言渡し

事件の実体的事項を決定する判決又は最終命令は、書面によるものとし、基礎となった事実及び法律を明確かつ明瞭に記載し、局長が署名し、庁の適切な登録簿に登録する。

### 第2条 判決及び最終命令の記入

不服申立が本規則に規定する期間内に提出されない場合は、局長は、直ちに、判決又は最終命令を庁の適切な登録簿に記入させる。判決又は最終命令の確定日がその記入日とみなされる。記録には、判決又は最終命令の決定的部分を記載し、局長が署名し、当該判決又は最終命令が確定した旨の証明書を添えるものとする。

### 第3条 執行命令及び令状

局長は、決定又は命令が確定し次第、職権によって又は利害関係人の申立に基づいて、庁の適切な上級職員若しくは職員、又はその他正当に授權された政府の代理人、上級職員若しくは職員に当該決定又は命令を実施及び執行することを命じ、義務付ける執行命令を発するものとする。

### 第4条 不服申立中の執行

相手方当事者への通知を伴う勝訴当事者の申立に基づき又は職権によって、かつ、承認された保証証書の提出があったときは、局長は、その裁量により、不服申立期間の満了前であっても、十分な理由を命令に記載して、執行命令を発することができる。不服申立中の執行は、局長が定める額の承認された逆保証証書の提出があったときは停止される。

## 規則 14 不服申立

### 第 1 条 決定及び命令の確定

- (a) 局長の決定及び命令は、被害当事者がその写しを受領した後 15 日で確定するが、当該期間中に長官への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。
- (b) 長官の決定は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所又は最高裁判所へ上訴が遂行されない限り確定する。
- (c) 中間命令については、不服申立をすることができない。
- (d) 長官の命令の再審理申立は認められない。

### 第 2 条 不服申立、遂行の方法

不服申立は、命令又は決定を受領後 15 日以内に、かつ、対応する登録手数料を納付して、不服申立書を長官及び局長に提出し、その写しを相手方当事者に送達して遂行することができる。

## 最終規定

### 第 1 条 可分性

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

### 第 2 条 認証謄本の提供

Eduardo Joson 第 2 記録官には、ここに、本規則の認証謄本 3 通をフィリピン大学法律センターに、認証謄本各 1 通を大統領府、フィリピン上院、下院、フィリピン最高裁判所及び国立図書館に直ちに提供することを指示する。

### 第 4 条 施行

本規則は、一般紙における公告から 15 日後に施行する。

## VI. 技術移転についての支払，及び作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権者の権利に関するライセンスの条件に係わる紛争の解決についての改訂規則

### 第1条 名称

本規則は、「紛争解決に関する規則」と称する。

### 第2条 用語の定義

別段の定めがない限り，次の用語は，本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「著作者」とは，作品を創作した自然人をいう。
- (b) 「局」とは，知的所有権庁の資料・情報・技術移転局をいう。
- (c) 「公衆への伝達」又は「公衆に伝達する」とは，公衆が個々に自ら選ぶ時及び場所において作品を利用することを可能にする方法で，有線又は無線により，当該作品を公衆の利用に供することをいう。
- (d) 「長官」とは，知的所有権庁の長をいう。
- (e) 「局長」とは，資料・情報・技術移転局長をいう。
- (f) 「紛争解決部」とは，局内の部であって，調停手続を主に担当する。
- (g) 「調停官」とは，局の上級職員であって，技術移転についての支払に係わる紛争に関して局長が指名するもの，及び庁内の上級職員であって，作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権者の権利に係わる事件に関して長官が指名するものをいう。
- (h) 「庁」とは，知的所有権庁をいう。
- (i) 「公演」とは，次のものをいう。
  - (1) 視聴覚作品以外の作品の場合は，直接に又は何らかの装置若しくは方法の使用により，作品を朗唱し，演奏し，踊り，演じ，その他実演すること
  - (2) 視聴覚作品の場合は，その一連の映像を表示し，かつ，これに伴う音を聞き取れるようにすること
  - (3) 録音物の場合は，1 の家族及びその家族の親密な知人からなる通常の規模の人数を超える者が居るか若しくは居ることができ(これらの者が同じ場所で同じ時に又は異なる場所で及び/若しくは異なる時に居るか居ることができるか否かを問わない)，かつ，実演が「公衆への伝達」又は「公衆に伝達する」の意味する伝達を必要としないで知覚することができる場所で，当該録音された音声を聞き取れるようにすること
- (j) 「技術移転取決め」とは，管理契約を含む製品の製造，方法の適用又はサービスの提供のための体系的知識の移転に係わる契約(その更新を含む)，及び大量販売市場用に開発されたコンピュータ・ソフトウェアを除くコンピュータ・ソフトウェアのライセンス許諾を含むすべての形の知的所有権の移転，譲渡又はライセンス許諾に係わる契約(その更新を含む)をいう。

著作権のライセンス許諾は，体系的知識の移転に係わる場合にのみ，技術移転取決めとみなされる。

### 第3条 長官の管轄権

長官は，作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権者の権利に係わるライセンスの条件に関する紛争を解決する第1審管轄権を行使する。

#### **第4条 局長の管轄権**

局長は、技術移転に係わる支払に起因する技術移転取決めの当事者間の紛争の解決において、適正なロイヤルティ額又はロイヤルティ料率の設定を含め、準司法的な管轄権を行使する。

#### **第5条 訴状を提出することができる者**

被害者は、所定の手数料を納付して、局に訴状を提出することができる。

#### **第6条 訴状の内容**

訴状は書面によるものとし、次の事項を記載する。

- (a) 原告の名称及び宛先並びに被告の名称及び宛先
- (b) 訴状の内容の簡単な説明
- (c) 要求事項又は求める救済措置

#### **第7条 第三者預託**

何れかの当事者がロイヤルティ又は紛争に係わる何れかの金額に関してフィリピン民法の供託に関する規定を援用することを選択した場合は、原告は、第三者預託契約の認証謄本を局に提出する。

#### **第8条 調停手続**

訴状の受領及び所定の手数料の納付後の1日以内に、局は訴状の要点を記録し、局長は、訴状を紛争解決部に付託して調停を求める。

#### **第9条 和解通知**

調停官は、訴状の要点記録から5日以内に、和解通知を各当事者に送付することにより、調停会議に当事者を招集する。この通知には、会議の日時及び場所を記載し、かつ、被告に対しては訴状の写しを添付する。調停会議は、当該通知の日付から10日以内に設定する。

#### **第10条 調停会議**

調停官は、調停会議の間、当事者に対し、紛争の解決に資する公正かつ相互に利益のある和解に達するよう促す。調停官は、紛争の早期和解の利益を強調して調停手続を説明し、かつ、即時の和解を図るものとする。

和解に達さない場合は、紛争解決のために調停官が提案する様々な選択肢を検討するために、更に10日以内にもう1回の会合を設定する。必要な場合は、調停官は、当事者間に別の合意点を探求するために、次回会合の前に、各当事者と別個の会議を開くことができる。

#### **第11条 当事者の出頭**

調停会議に出頭することは当事者の義務であるものとする。会議の間、弁護士の出席は必要でなく、望ましくもない。

#### **第12条 調停会議に出頭しないことの効果**

原告が調停会議に出頭しないことは、当該不服申立の却下の理由となる。却下は、調停官の

別段の命令がない限り，実体的効果を伴うものとする。被告が調停会議に同様に出頭しないことは，それから 10 日以内に原告が宣誓供述書を提出することを認める理由となり，当該訴状は，解決のために提出されたものとみなされる。

ただし，不出頭が不正を受けたこと，事故，錯誤又は免責される過失による場合は，関係当事者は，却下又は不出頭に係る命令の受領から 10 日以内に，当該命令の取消を求める申立を提出することができる。

### **第 13 条 調停会議の場所**

調停会議及びその会合は，庁の構内で開催する。書面による請求があり，かつ，所定の手数料が納付されたときは，局長は，調停会議又はその会合を庁の構外で開催することを許可することができるが，ただし，そうすることが必要であって，手続の効果を高め，かつ，一方の当事者のみが請求した場合に他の当事者がこれに同意することを条件とする。当事者は，当該請求への同意を不当に差し控えないものとする。庁の構外で調停会議又はその会合を開催するための総費用は，航空運賃，宿泊費及び日当を含め，請求当事者が負担する。全当事者が請求した場合は，総費用は，等分に又はその請求において記載する他の割合で当事者間で分担する。

### **第 14 条 和解が成功した場合の手続**

調停が成功した場合は，当事者は，最後の会議の日から 5 日以内に，最初の和解合意を提出する。調停官は，当該和解合意の受領から 1 日以内に，これが法及び公益にかなっているか否かを検討して決定し，これに自らの勧告を添えて長官又は局長に提出し，長官又は局長は，これを受けてから 15 日以内に，和解に基づく判決を下す。当該判決は，直ちに確定する。

### **第 15 条 記録の秘密保全**

効果的な意思疎通及び調停努力に資する自発性を促すために，調停手続及びこれに付随する事項は，すべての自白，陳述又はこれらで示されたその他の証拠を含め，厳に秘密とされる。手続の間に調停官が取ったメモは，紛争解決後すべて処分する。

### **第 16 条 調停が不首尾の場合の手続**

調停が成功しなかった場合は，調停官は，調停の不首尾を宣言するとともに，各当事者に対し，それぞれの宣誓供述書を，裏付の書類があるときはこれを添えて，最後の調停会議から延長が認められない 10 日の期間内に提出するよう指示する。調停官は，対応する「調停不首尾証明書」及び指示書を発行する。

### **第 17 条 解明聴聞**

調停官は，必要なときは，最後の宣誓供述書の受領から 5 日以内に，当事者を解明聴聞に招集する。

### **第 18 条 長官又は局長の決定**

調停官は，最後の宣誓供述書の受領から又は解明聴聞から 30 日以内に，自己の所見を，決定案を添えて，長官又は局長に提出し，後者は，30 日以内に，これを承認するか，不承認にす

るか又は他の処分にするか検討する。

#### **第 19 条 長官に対する不服申立**

技術移転についての支払に係わる紛争に関する局長の決定又は最終命令は、当事者がその写しを受領した後 15 日で確定するが、ただし、当該期間内に局長に再審理申立がされるか又は不服申立書が提出され所定の手数料が納付されて長官への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令の再審理申立は、1 回に限り認められる。申立が拒絶された場合は、申立人は、申立送達時に権利を有した前記期間の残期間内に不服申立を提出するものとする。

#### **第 20 条 不服申立人の準備書面が必要である**

不服申立人は、不服申立書の提出日から 1 月以内に、自己の不服申立を維持するための論拠並びに主張の準備書面を提出する。認められた期間内に準備書面を提出しなかったときは、不服申立は却下される。

#### **第 21 条 局長の見解**

局長は、長官からの見解提出命令の受領後 1 月以内に、不服申立人の準備書面について自己の見解を提出する。

#### **第 22 条 通商産業大臣への不服申立**

長官の決定又は最終命令は、不服申立人がこれを受領した後 15 日で確定するが、不服申立書を提出し所定の手数料を納付することにより通商産業大臣への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。長官の決定又は命令の再審理申立は認められない。

### **最終規定**

#### **第 23 条 裁判所規則の補足的適用**

局における紛争の和解には主として本規則が適用される。ただし、裁判所規則の関連する規定も補足的に適用される。

#### **第 24 条 修正**

本規則と矛盾するすべての規則、庁の命令、覚書、回状及び覚書回状並びにこれらの部分は、ここに修正する。

#### **第 25 条 可分性**

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

#### **第 26 条 認証謄本の提供**

Eduardo Joson 第 2 記録官には、ここに、本規則の認証謄本 3 通をフィリピン大学法律センターに、認証謄本各 1 通を大統領府、フィリピン上院、下院、フィリピン最高裁判所及び国

立図書館に直ちに提供することを指示する。

#### **第 27 条 施行**

本規則は，一般紙における公告から 15 日後に施行する。

## VII. 当事者系手続に関する規則(標章，特許，実用新案及び意匠の取消申請，標章登録への異議申立，強制ライセンス許諾)

### 規則 1 用語の定義

#### 第 1 条 用語の定義

別段の定めがない限り，次の用語は，次のように解釈する。

- (a) 「局」とは，知的所有権庁の法務局をいう。
- (b) 「主任聴聞官」とは，局の上級職員であって，聴聞官を直接監督するものをいう。その役職又は正式な呼称は，庁の構成によっては，「主任聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (c) 「裁判所」とは，地方裁判所等の一般管轄権を有する裁判所をいう。
- (d) 「局長」とは，法務局長をいう。
- (e) 「長官」とは，知的所有権庁の長をいう。
- (f) 「聴聞官」とは，局の上級職員であって，本規則において，「聴聞官」の職権を行使する権限を有するものをいう。当該職員の役職又は正式の呼称は，庁の構成によっては「聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (g) 「IP法」とは，フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。
- (h) 「庁」とは，知的所有権庁をいう。
- (i) 「規則」とは，この一連の規則及び法務局長が作成し長官が承認する規則をいう。

### 規則 2 当事者系手続，手続の当事者；管轄権；手順；証拠

#### 第 1 条

争いのある手続又は当事者系手続とは，次をいう。

##### 1.1 特許事件

- (a) 発明特許，実用新案登録，意匠登録又は何れかのクレーム若しくはクレームの一部の取消申請
- (b) 特許発明の実施に係る強制ライセンス許諾又はライセンスの申請

##### 1.2 商標事件

- (a) 異議申立の対象として公告された標章の登録に対する異議申立
- (b) 標章登録の取消申請

#### 第 2 条 当事者系手続の当事者

取消手続及び強制ライセンス許諾手続における申請人及び異議申立手続における異議申立人は，これらに関して原告の立場にあるものとみなし，取消，強制ライセンス許諾又は異議申立手続における被申請人はこれらに関して被告の立場にあるものとみなす。取消申請，強制ライセンス許諾申請及び異議申立は訴状に相当し，これらに対する応答は答弁に相当する。局長又は聴聞官の面前での口頭証言の録取，聴聞中の文書証拠の提出及び準備書面又は覚書の提出は，審理に相当する。

### 第3条 当事者系手続の第1審管轄権

局長は、当事者系手続に関して第1審管轄権を有するものとする。当該当事者系手続は、局長、聴聞官又は局長が指名する局の他の上級職員の面前で聴聞されるが、すべての決定及び最終命令は、局長が署名する。

### 第4条 商標又はサービスマークの執行訴訟において提訴する外国法人の権利

外国の国民又は法人は、フィリピンで営業しているか否かを問わず、異議申立、取消又は強制ライセンス許諾に係る申請を提起することができる。ただし、当該人が国民であるか、住所を有するか又は現実かつ真正の事業所を有する国が、フィリピンも締約国である知的所有権若しくは不正競争の防止に関する条約若しくは協定の締約国であるか又は法律によりフィリピン国民に相互主義的権利を与えていることを条件とする。

### 第5条 特許取消に関する裁判所の管轄権

特許取消申請が共和国法律第8293号第67条又は第68条に列挙した理由に基づく場合は、当該申請について裁判所が管轄権を有する。ただし、第67条又は第68条の理由の何れかが、特許、実用新案又は意匠の取消申請において第49条、第61条、第109条又は第120条に記載する取消理由とともに提起された場合、又は当該理由若しくは争点の何れかが、知的所有権に関する法律の違反に係る行政訴訟において提起された場合は、当該申請又は行政訴訟の全当事者は、共和国法律第8293号第67条又は第68条に基づいて裁判所に別個の訴訟を提起することを禁止される。

### 第6条 当事者系事件の聴聞の実施において従うべき手続規則

当事者系事件の聴聞を実施する場合は、本規則に記載する手続規則を第一義的に適用する。本規則と矛盾しない限り、裁判所規則を補足的に適用することができるが、ただし、局長又は聴聞官は、裁判所規則に記載する厳密な技術的手続及び証拠規則に拘束されず、本規則に該当する規則が存在しない場合は、公正な扱いに一致し、かつ、事件の正当、迅速かつ安価な処理に役立ち、局が技術的な理由又は争点に焦点を当てる可能性を最大にするような態様の手続を採用することができる。

### 第7条 聴聞官の権限

聴聞及び調査を行うために指名された聴聞官は、宣誓及び確約を行わせ、当事者及び証人の出席並びに当該事件にとって重要な帳簿、文書、通信及びその他の記録の提出を履行させるために、罰則付召喚令状及び文書提出命令状を発行し、かつ、聴聞で提起された争点に関して予備的な決定を行う権限を授与されるが、究極的な決定は、局長又は最終命令に委ねられる。

### 第8条 当事者系手続における流れ/手順

- (a) 取消申請書、強制ライセンス許諾申請書又は異議申立書は、局へ提出するものとし、局は、訴状の方式が適正であるか否かを点検した後、所定の手数料の納付命令を発する。
- (b) 所定の手数料を納付した後、請求人、その弁護士又は代理人は、局に庁の領収証の写しを提出するとともに、照合のために原本を提示する。局の局長補佐は、所定の手数料の納付

証明を受領した後 24 時間以内に、当事者系事件番号を割り当てることにより書類の受領を確認し、その要点を記録し、長官が公示する規則に基づいてくじ引きにより何れかの聴聞官に事件を割り当てる。

(c) 局が申請を受領してから 3 就業日以内に、当該申請を割り当てられた聴聞官は、直ちに、必要な命令、公告の通知、召喚状、及びその他の通知を局長の名称で作成し、IP 法及び本規則において通知を要するすべての当事者に、書留郵便又は手交により送付する。

## 第 9 条 召喚状及び答弁

召喚状は、被申請人に対し、召喚状の送達から 15 日以内に当該申請に答弁すること(及び却下の申立を提出しないこと)を義務付けるものとする。

### (a) 答弁

被申請人は、申請に対して書面で答弁するものとし、申請の重要な主張について特定の否認し、又は合法的な防御となる抗弁をするものとする。被申請人は、その答弁を宣誓供述書及び文書証拠とともに提出し、その写しを申請人又は異議申立人に送達する。

(b) 申請が修正される場合は、答弁の提出及び送達について定める期間は、別段の命令がない限り、修正された申請を認める命令の通知又は当該修正された申請の送達についての異議申立の受領の時から始まるものとする。通知又は送達の中から 10 日以内に新たな答弁が提出されない限り、最初の答弁が修正された申請に対する答弁であるとみなされる。

### (c) 却下の申立の否認

如何なる却下の申立も取り上げない。その代わりに、却下の理由はすべて積極的抗弁として申し立てるものとし、実体的事項に関する決定により解決するものとする。聴聞官は、正当な理由があると認める場合において、係属事件の解決促進に資するときは、積極的抗弁について聴聞を行うことができる。

## 第 10 条 審理前手続

争点の合意に伴い、指名された局の事務官は、審理前協議の日を設定した聴聞官からの指示を受けて、審理前手続通知を作成する。審理前協議は、答弁その他の訴答の受領から 1 月以後で 2 月以内に設定する。審理前手続通知は、指示が事務官に与えられた日から 2 日以内に、手交により又は書留郵便により渡す。審理前手続通知においては、次の事項を記載する審理前準備書面の提出を当事者に義務付けるものとする。

### (a) 当事者の主張及び抗弁に係る簡潔な陳述

### (b) もしあれば、争点の簡潔化のための提案

(c) 当事者が証拠として提出しようとしている書類の一覧に証拠物件に対応する適切な符丁を記したものと、並びに、証人の身元、実体的事項に関する聴聞中の証言の内容及び目的についての陳述書。これらの書類は、審理前協議中に審査のために提出しなければならないが、不正を受けたこと、事故、錯誤、免責される過失その他正義及びフェアプレーの原則に基づいて正当化することができると局長又は聴聞官がみなす理由により、当事者が審理前手続中にこれらを提出することができなかった場合は、審理中に追加書類を提出することを妨げない。

(d) 当事者が自白の対象とされていない事実について自己の訴答書面に明記することができるか否かの陳述。その事実がある場合は、明記しようとする事項の草案を提示しなければな

らない。

(e) 当事者が和解を受け入れる可能性があるか否かの陳述。その可能性がある場合は、当事者は、審理前手続の日に、和解の目的での自己の最小限の要求事項を提出する用意がなければならない。

(f) その他訴訟の迅速な処分に資する事項

各当事者は、通知に定められた審理前協議の日の遅くとも3日前までに、前記の審理前準備書面を局に提出し、相手方当事者に送達する。

弁護士が和解の申出を受け入れるには依頼人の同意を必要とするため、審理前協議には、記録上の代理人のみならず当事者本人も出頭しなければならない。当該当事者本人の出頭は、自白をすること及び/又は和解提案を受け入れて承認することについて公証済の委任状又は適切な会社からの委任状が弁護士に与えられている場合は、不要とすることができる。

要求されたにも拘らず申請人/異議申立人が出頭しなかった場合は、実体的効果を伴う訴訟却下の理由となる。被申請人側の同様の懈怠は、申請人/異議申立人が一方的に証拠を提示し、局長がこれに基づいて判決を言い渡すことを認める理由となる。

## 第11条

(a) 遂行を怠ったことによる却下

申請人/異議申立人が、審理前協議の通知若しくは聴聞の通知又はその後の命令に指定された時及び場所に出頭しなかった場合、不当に長い期間にわたって自己の事件の遂行を怠った場合、又は本規則若しくは局の命令を遵守しない場合は、申請又は場合により異議申立は、遂行を怠ったことにより却下することができ、かつ、被申請人はその費用を申請人/異議申立人から回収することができる旨の判決を言い渡すことができる。ただし、局は、申請人の提出と無関係に証拠を発見した場合は、特許又は商標登録を取り消すことができる。却下命令の受領後15日以内に、申請人/異議申立人は、出頭しなかったことが不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失による場合は、当該命令の取消を求める申立を行うことができる。

(b) 被申請人が応答しないことの効果

被申請人が本規則に規定する期間内に応答しなかった場合は、聴聞官は、申請人/異議申立人の申立に基づいて又は職権によって、被申請人の不履行を宣言し、直ちに一方的な証拠を受領し、自己の勧告を局長に提出する。大幅に修正された又は補足的な訴答書面及び最終命令又は決定以外の文書は、不履行当事者に対しては送達する必要がない。ただし、不履行当事者が、前項にいう理由の何れかに基づいて、不履行に係る命令の受領後15日以内に当該命令の取消を求める申立を行った場合はこの限りでなく、不履行当事者は、不履行に係る命令が取り消されたか否かを問わず、すべての更なる手続に係る通知を受ける権利を有する。

## 第12条 聴聞の実施

聴聞期日に聴聞官が不在の場合は、聴聞は、自動的にその主任聴聞官が行うか又は局長の指示により他の聴聞官が行う。すべての聴聞は、終了するまで継続して行うものとし、聴聞の延期、特に当事者間の合意により予定された聴聞の延期は、何れかの当事者が異論を唱えるときは認められない。ただし、極めて実体に係わる場合において、予定された聴聞の遅くとも3日前に、相手方当事者に手交により送達したことの証拠を添えて聴聞官に書面による申

立があったときは，延期を認めることができる。

### **第 13 条 審理の順序**

事件の聴聞中は，次の手順を踏むものとする。

(a) 申請人は，証人の宣誓された陳述書(これは宣誓供述人の直接の証言となる)及びその他の文書証拠を聴聞期日の遅くとも 3 日前に聴聞官に提出し，かつ，相手方当事者に送達するものとし，更にその証人が聴聞期間中に被申請人による反対尋問に応じられるようにしておかなければならない。

(b) 被申請人は，証人の宣誓を伴った陳述書(これは宣誓供述人の直接の証言となる)及びその他の文書証拠を提出し，その証人が聴聞期間中に申請人による反対尋問に応じられるようにしておかなければならない。

(c) 申請人及び被申請人は，本条規則に定める通り，反証の提示及びこれに継ぐ再反証の提示を，宣誓供述書の態様をとる証人の直接の証言を伴って行うことができる。

(d) フィリピン国外に居住する証人の証言が行われる場合は，当該証人自身が自己のために証言するか又は直接尋問を認証された宣誓供述書により聴聞官が定める期間内に提出することができ，相手方当事者は，裁判所規則に定める方法で質問書により証人を反対尋問することができる。証人を立てる当事者は，これに関連する費用を負担し，証言録取のために必要な承認を得るものとする。反対尋問に対する答弁は，指令書の発行日から 6 月以内に局に提出しなければならない。当該期間は，真に正当な理由がある場合に 1 度延長することができる。ただし，当該答弁の提出は，如何なる場合も，指令書の発行日から 1 年を超えてはならない。そうしない場合は，当該外国の証人の証言は，聴聞官が職権によって又は申請人の申立に基づいて削除する。

(e) 審理前手続において証人の宣誓を伴った陳述書及び文書証拠を提示しなかったことは，聴聞中に証拠を提示する権利の放棄とみなされる。

### **第 14 条 証拠に対する妨訴抗弁は認められない**

申請人の証拠の提出後は，証拠に対する妨訴抗弁は受け入れられない。被申請人は，直ちに自己のための証拠を提示する。

### **第 15 条 局長又は聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない**

局長，主任聴聞官又は聴聞官は，関連性のある重要な証拠を受領し，証拠の提供について決定し，すべての不適切な事項を除外するものとし，かつ，正義及び公正に基づいて行動しなければならない。局は，その管轄権内において事件を調査し聴聞する権限の行使に当たって，技術的な証拠規則に厳密に拘束されるものではない。ただし，局は，事件の技術的争点に関して局長，主任聴聞官又は聴聞官が裁定することを可能にするよう，フィリピンの立法府，行政府及び司法府の公式の処分，論文，定期刊行物又は小冊子に発表された自然の法則，科学的事実，及び公知又は周知のその他の事実を司法的に確知しなければならない。

### **第 16 条 訴答に関する判断**

局長は，答弁が争点を提起していないか又はこれが相手方当事者の訴答の重要な主張を容認している場合は，当該相手方当事者の申立に基づいて，当該訴答に関して判断をすることが

できる。

### **第 17 条 略式判決**

申請，主張，反訴又は交差請求について有利な判決を求めている者，又は申請，主張，交差請求又は反訴を提起されている者は，争点が決定された後はいつでも，裏付となる宣誓供述書，証言録取書又は当事者の自白を添えて，これらの全部又は一部について自己に有利な略式判決を求める申立をすることができる。当該申立は，聴聞のために指定された時期の遅くても 10 日前に送達しなければならない。相手方当事者は，聴聞期日の遅くても 3 日前までに，反対する宣誓供述書を局に送達することができる。聴聞後，当該訴答，証言録取書及びファイル上の自白が，宣誓供述書とともに，重要な事実について真正の争点がないこと及び法律問題としての判決を得る資格が申立人にあることを示した場合は，求められている判決を直ちに言い渡さなければならない。

### **第 18 条 速記録**

速記者又は局長が許可する他の職員は，聴聞におけるすべての手続を速記するものとする。各聴聞の終了後に，速記録は直ちに反訳し，速記録及びその反訳を，適正に認証し，各頁にイニシャルを付し，最後のページに署名して聴聞官に送付し，次回の聴聞の日又は一連の聴聞の最初の日の遅くても 10 日前に，これが当該事件の記録に添付されるようにする。

### **第 19 条 他の事件に属する書類の提示**

当事者系手続の当事者が，聴聞されている事件とは別の事件に提出された書類を自己の証拠として提出することを希望するときは，所定の手数料を納付して当該書類の認証謄本を入手しなければならない。

### **第 20 条 両当事者が居合わせない限り事件について非公式に話してはならない**

局長又は係属中の当事者系事件における聴聞，決定若しくは決定の準備に直接若しくは間接に関係している聴聞官若しくは局の一般職員は，他方の当事者又はその代理人が不在である場合に，一方の関係当事者又はその代理人の何れかと当該事件又はその何れかの局面について非公式に話すことは，厳にかつ絶対に禁止される。

### **第 21 条 衡平法上の原則を適用することができる**

すべての当事者系手続において，該当するときは，消滅時効，禁反言及び黙認といった衡平法上の原則を考慮に入れ，適用することができる。

### **第 22 条 覚書及び決定案の提出**

当事者は，証拠物件の許容性に係る命令の受領後 1 月以内に，覚書を提出しなければならない。特別法に別段の規定がない限り，当事者に提出が義務付けられている適切な最終訴答には，当事者が求める決定 / 解決の草案を含め，その基礎となる事実及び法律を明確かつ明瞭に記載する。聴聞官は，当事者の何れかの決定 / 解決案の全部又は一部を採用するか又は双方とも拒絶する。この要件は，終局判決以外の命令にも同様に適用される。

## 第 23 条 聴聞官の報告

聴聞官は、事件が決定のために提出された日から 1 月以内に、主任聴聞官と協議及び調整の上、報告、所見及び決定案を主任聴聞官を通じて提出し、主任聴聞官は、自己のイニシャルを付して、局長の承認を求める。

## 規則 3 特許の取消

### 第 1 条 特許の取消；理由

(a) 利害関係人は、所定の手数料を納付して、次の何れかの理由に基づき、特許又はその何れかのクレーム若しくはクレームの一部の取消を申請することができる。

(i) 発明としてクレームされているものが特許性を有していないものであること

(ii) 特許が、当該技術の熟練者が実施することができる程十分に明確かつ完全な方法では当該発明を開示していないこと

(iii) 特許が公序良俗に反すること

(iv) 特許に、出願当時の出願に記載された開示の範囲にない事項が含まれていること

(b) 特許について権利を有する者による取消。裁判所の最終命令又は決定により特許について権利を有すると宣言された者は、決定が確定した後 3 月以内に、既に発行されている特許の取消を求めることができる。

(c) 利害関係人。特許に利害関係がある者には、裁判所の最終命令又は決定により真正かつ実際の発明者であると宣言された者を含むすべての者を含む。

### 第 2 条 部分取消

取消の理由がいくつかのクレーム又はクレームの一部に関するものである場合は、取消はこの限りでのみ有効とし、その場合庁は、訂正した特許を再発行する。

### 第 3 条 申請の要件

取消申請は、申請人又は事実を知るその代理人が宣誓した書面によるものとし、申請の理由を明記し、依拠する事実についての陳述を記載し、局に 3 通提出しなければならない。申請において言及する印刷刊行物又は他の国の特許の写し、及びその他の証拠書類を、これらが英語によるものでない場合は英語の翻訳文とともに、添付しなければならない。

### 第 4 条 聴聞の通知

聴聞官は、局長の名称において、申請がされた旨の通知を庁の記録にある特許及び特許に係る発明における若しくはこれについての権利、ライセンスその他の権利、権原又は利益を有するすべての者に対して送達し、また、当該申請に関する聴聞の日の通知を前記の者及び申請人に対して送達するものとする。申請が提出された旨の公告は、IPO 公報において行う。

### 第 5 条

(a) 3 人委員会

高度に技術的な争点に関する事件の場合は、局長は、何れかの当事者の申立に基づいて、局長を委員長とし、取消が求められている特許が関連する技術分野に経験又は専門知識を有す

る者の2を委員とする委員会が申請について聴聞し，決定するよう命じることができる。

(b) 委員会による特許の取消

委員会は，取消を求める主張が立証されたと認める場合は，特許又はその特定のクレームを取り消すよう命じるものとする。

(c) 取消手続中の特許権者による訂正

委員会は，取消手続中に特許権者がなした訂正を考慮に入れた上で，特許及び関係する発明がIP法の要件を満たしていると認めた場合は，訂正された特許を維持する旨を決定することができる。ただし，新しい特許の印刷手数料が委員会の決定の日から1月以内に納付されることを条件とする。新しい特許の印刷手数料が期日までに納付されなかった場合は，特許は，納付期間の満了時に取り消すものとする。

(d) 訂正された特許の公告

特許が委員会の決定により訂正された場合は，局は，取消決定を公告すると同時に，訂正が如何なる内容で構成されるのかを明確に示す要約，代表的なクレーム及び図面を公告する。

## 第6条 特許又はクレームの取消の効果

取り消された特許又は特定のクレームによって付与されていた権利は終了する。取消の公告は，IPO公報において行う。

## 第7条 無効と認定された特許は取り消すことができる

裁判所に提起された侵害訴訟において，裁判所が特許又は何れかのクレームが無効であると認定した場合は，裁判所は，これを取り消すものとする。当該取消命令は局長に送付され，局長は，裁判所による取消の終局判決を受領したときは，当該命令の通知を記録させ，IPO公報に公告させる。当該記録は，庁の適切な登録簿に行う。

## 規則4 実用新案登録の取消

### 第1条 実用新案登録の取消理由

実用新案登録の存続期間中は，何人も，所定の手数料を納付して，次の何れかの理由に基づき，実用新案登録の取消を局長に申請することができる。

(a) クレームされている考案が実用新案としての登録に適格でなく，登録性の要件を満たしていないこと。具体的には，

- (1) IP法第23条及び第24条に規定する通り新規でない場合
- (2) IP法第27条に規定する通り産業上の利用性がない場合
- (3) IP法第22条に規定する通り特許による保護から除外されている場合

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を遵守していないこと

(c) 考案の理解に必要な図面が提供されていないこと

(d) 実用新案登録の所有者が考案者又はその権原承継人でないこと

(e) 実用新案登録が原出願の内容を超えていること

### 第2条 実用新案の取消手続

実用新案の取消には，特許の取消手続を準用する。

### 第3条 実用新案登録の取消の効果

実用新案登録により付与される権利は、当該登録の取消時に終了する。

## 規則5 意匠登録の取消

### 第1条 意匠登録の取消理由

意匠登録の存続期間中、何人も、所定の手数料を納付して、次の何れかの理由に基づき、意匠の取消を局長に申請することができる。

- (a) 意匠が工業製品又は手工芸品に特別の外観を与えておらず、これらの模様として機能していないこと
- (b) 意匠が新規又は独創的でないこと
- (c) 意匠が技術的な結果を得るための本質的に技術的若しくは機能的考慮による特徴を主としていること
- (d) 意匠が公の秩序、健康又は善良の風俗に反すること
- (e) 意匠の内容が原出願の内容を超えていること

### 第2条 部分取消

取消の理由が意匠の一部に関するものである場合は、取消は、その範囲のみで行うことができる。限定は、限定を受ける特徴の変更によって行うことができる。

### 第3条 手続

意匠登録の取消には、特許及び実用新案登録の取消について本規則に定める手続を準用する。

### 第4条 取消の効果

意匠登録により付与された権利は、当該登録の取消時に終了する。

## 規則6 強制ライセンス許諾申請

### 第1条 特許は強制ライセンス許諾手続の対象となる

発明特許、意匠登録及び実用新案登録はすべて、強制ライセンス許諾手続の対象となる。

### 第2条 強制ライセンス許諾を申請することができる者；申請する時期

何人も、特許付与又は意匠若しくは実用新案の登録後はいつでも、所定の手数料を納付して、強制ライセンス許諾を申請することができる。ただし、申請が、特許発明が実施可能であるにも拘らず正当な理由なくフィリピンにおいて商業的規模で実施されていないという理由に基づく場合は、出願日から4年の期間又は特許付与日から3年の期間の何れか遅く満了する方の期間の満了後にいつでも申請することができる。

### 第3条 強制ライセンス許諾の理由

局長は、次の何れかの状況において、特許所有者の合意がなくても、特許発明を実施する能力を有することを立証した者に、当該発明を実施するライセンスを付与することができる。

- (a) 国家の非常事態その他の緊急事態の場合
- (b) 公共の利益，特に国の安全，栄養，健康，又は政府の適切な機関が国の経済について重要なものと決定するその他の分野の発展のために必要な場合
- (c) 特許所有者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合
- (d) 正当な理由のない，特許権者による特許の公的な非商業的使用の場合
- (e) 特許発明が実施可能であるにも拘らず，正当な理由なくフィリピンにおいて商業的規模で実施されていない場合。ただし，当該特許物品の輸入は，当該特許の実施又は使用に当たる。

#### **第4条 合理的な商業上の条件でライセンスを得る要件**

ライセンスは，申請人が合理的な商業上の条件で特許所有者から許諾を得る努力をしたにも拘らず合理的な期間内に良い結果を得られなかった場合に限り付与する。

#### **第5条 特許所有者の許諾を得る努力なしに強制ライセンス許諾申請が認められる場合**

前条の要件は，次の場合は適用しない。

- (a) 強制ライセンスの申請が，司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正することを目的とするものである場合
- (b) 国家の非常事態その他の緊急事態の場合
- (c) 公的な非商業的使用の場合

#### **第6条 権利所有者への通知**

- (a) 国家の非常事態その他の緊急事態の場合は，権利所有者は，遅滞なく通知を受けるものとする。
- (b) 公的な非商業的使用の場合は，政府又は請負人が，特許の調査を行うことなく，有効な特許が政府により又は政府のために使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知るべき明らかな理由があるときは，権利所有者は，直ちに通知を受けるものとする。

#### **第7条 半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾**

半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾の場合は，ライセンスは，公的な非商業的使用の場合において，又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的でのみ付与することができる。

#### **第8条 特許の相互依存に基づく強制ライセンス**

国内において，ある特許(以下「第2特許」という)により保護される発明が，先の出願に基づいて付与された又は先の優先権を有する他の特許(以下「第1特許」という)を侵害することなく実施することができない場合は，第2特許の所有者がその発明を実施するために必要とする範囲で，次の条件に従うことを条件として，第2特許の所有者に強制ライセンスを許諾することができる。

- (a) 第2特許に係わる発明が，第1特許と連関して相当な経済的重要性を有する重要な技術

の進歩を生じさせること

(b) 第 1 特許の所有者が、合理的な条件で第 2 特許に係わる発明を使用するクロスライセンスを受ける権利を与えられること

(c) 第 1 特許について付与されたライセンスは、第 2 特許とともに譲渡する場合を除いて、譲渡することができないこと

(d) IP 法第 95 条(合理的な商業上の条件でライセンスを得る要件)、第 96 条(半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾)、第 98 条(申請の様式及び内容)、第 99 条(審理の通知)並びに第 100 条(強制ライセンスの条件)の条件によること

## 第 9 条 申請の様式及び内容

強制ライセンス許諾の申請は、申請人による宣誓があり、かつ、所定の手数料の納付を伴った書面によりしなければならない。書面には、申請人及び被申請人の名称及び宛先、強制ライセンスを求める特許の番号及び付与日、特許権者の名称、発明の名称、強制ライセンスを求める法律上の理由、申請人の申請の原因を構成する主要事実並びに申請する救済を記載しなければならない。

## 第 10 条 審理の通知

局長は、申請があったときは、庁の記録にある特許所有者、並びに当該特許及び当該特許の対象である発明について権利、ライセンスその他の権利、権原又は利益を有する者すべてに申請があった旨の通知を直ちに送達し、かつ、これらの者及び申請人に審理の日の通知を送達する。IP 法第 33 条に基づいて選任された国内に居住する代理人は、本条にいう申請があった旨の通知の送達を受領しなければならない。

## 第 11 条 通知の公示

局長は、各申請について、一般紙において連続する 3 週間の各週に 1 回、及び IPO 公報において 1 回、当該通知を申請人の負担により公示させる。

## 第 12 条 ライセンスの付与

(a) 局長は、上述の規定に基づくライセンスの付与が立証されたと認める場合は、申請がなされた日から 6 月以内に、該当するライセンスの付与を命じる。

(b) 公的な非商業的使用のために求める強制ライセンスは、申立人の申請日又は投資委員会の裏書の受領から 6 月以内に発行する。

## 第 13 条 強制ライセンスの条件

当事者は、強制ライセンスのロイヤルティ料率を含む基本的条件について合意することができる。当事者間の合意がない場合は、局長が、次の条件に従って、強制ライセンスのロイヤルティ料率を含む基本的条件を定める。

(a) 強制ライセンスの範囲及び期間は、許可された目的に限定される。

(b) 強制ライセンスは、非排他的なものとする。

(c) 強制ライセンスは、当該発明を実施している企業又は事業の一部とともにする場合を除き、譲渡することができない。

(d) 強制ライセンスの対象の実施は、主としてフィリピン市場への供給のためにされなければならない。ただし、この制限は、当該ライセンスの付与が、司法上又は行政上の手続によって特許権者による当該特許の実施の態様が反競争的である旨が決定されたことに基づく場合は、適用しない。

(e) 強制ライセンスは、その付与をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにないことが適切に示されたときは、取り消すことができる。ただし、実施権者の正当な利益に対して適切な保護を与えるものとする。

(f) 特許権者は、付与又は許諾の経済的価値を考慮に入れて、適正な報酬を受ける。ただし、強制ライセンスが、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正するために許諾された場合は、報酬の額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮に入れることができる。

#### **第 14 条 強制ライセンスの修正**

局長は、特許権者又は実施権者の申請があったときは、強制ライセンス許諾の決定の修正を正当化する新しい事実又は状況についての適切な立証に基づいて、当該修正を行うことができる。

#### **第 16 条 実施権者によるライセンスの権利放棄**

実施権者は、庁に宣言書を提出することにより、ライセンスの権利放棄をすることができる。

#### **第 17 条 ライセンスの修正、権利放棄又は取消の公告**

局長は、ライセンスの修正、権利放棄又は取消を庁の該当する登録簿に登録させ、特許権者及び/又は実施権者に通知し、かつ、申請人の負担で、IPO 公報において当該通知を公告させる。

### **規則 7 標章登録出願に対する異議申立**

#### **第 1 条**

(a) 異議申立することができる者

ある標章の登録により損害を受ける虞があると考える者は、所定の手数料を納付して、かつ、出願の公告後 1 月以内に、当該出願に対する異議申立書を局に提出することができる。

(b) 異議申立書

異議申立書は書面によるものとし、異議申立人又は事実を知るその代理人が宣誓しなければならず、申立の理由を明記し、依拠する事実の陳述を含めなければならない。

#### **第 2 条**

(a) 通知及び聴聞

異議申立がなされ、所定の手数料が納付された場合は、局は、出願人にその旨を通知し、出願人、異議申立人及び庁の記録にある当該出願の対象である標章について何らかの権利、権原又は利益を有するその他の者全員に聴聞の日を通知する。

(b) 宣誓のない異議申立書の場合の通知

局は、宣誓のない異議申立書が提出された事実を出願人に通知することができる。出願人は、所定の手数料を納付した後、宣誓のない異議申立書の写しを請求することができる。

(c) 答弁を求める通知は、宣誓された異議申立書が提出された時点で、出願人／被申立人に送付する。

(d) 異議申立の却下

異議申立は、宣誓のない異議申立の日から2月以内に、異議申立人本人又は事実を知るその代理人が当該異議申立の宣誓をしなかった場合は、職権によって却下される。

### 第3条 異議申立書の内容

他国において登録された標章の登録証又は異議申立において言及するその他の裏付書類の写しは、これらが英語によるものでない場合は英語による翻訳文を添えて、異議申立書とともに提出しなければならない。

### 第4条 宣誓された異議申立書を提出する期間の延長

正当な理由があり、かつ、所定の割増料を納付したときは、異議申立人の書面による請求により、局長は、宣誓された異議申立書の提出期間を更に1月延長することができる。局長は、延長を認めた場合は、その旨を出願人に通知する。延長請求書は、3通提出する。ただし、如何なる場合も、宣誓された異議申立書を提出する期間は、異議申立の対象として標章を公告するIPO公報の発行日から4月を超えないものとする。異議申立書又は宣誓された異議申立書を提出する期日が土曜日、日曜日、休日、フィリピン大統領が宣言する非就業日、又は長官が宣言する庁又は局の休業日に当たる場合は、当該期日は、これらの日の直後の就業日に変更する。

### 第5条 原本以外の様式による異議申立書の提出

異議申立人は、次を条件として、ファクシミリ又は写真複写等、原本以外の様式で異議申立書を提出することができる。

(a) 当該ファックス、写真複写その他の様式が本規則の要件を遵守しており、かつ、異議申立書又は宣誓された異議申立書の提出期間又はその延長期間内に提出されること

(b) 宣誓された異議申立書の原本が、当該ファックス、写真複写その他の様式の提出から1月以内に提出されること

(c) 宣誓された異議申立書の原本が、異議申立の対象としての標章を公告するIPO公報の発行日から起算して最大4月の期間内に提出されること。すべての場合において、宣誓された異議申立書の原本が提出された場合にのみ、答弁書催告状が出願人に送付される。

## 規則8 標章登録の取消

### 第1条 取消申請をすることができる者

ある標章の登録により損害を受けている又は損害を受ける虞があると考える者は、局に、当該登録の取消を申請することができる。

## 第2条 申請時期

標章登録の取消申請は、次のように行うことができる。

- (a) IP法に基づく標章の登録日から5年以内
- (b) 当該登録標章が、登録に係わる商品若しくはサービス又はその一部について普通名称になっているか放棄されている場合、当該登録が不正に若しくはIP法の規定に反して得られた場合、又は登録人により若しくは登録人の許可を得て当該登録標章が商品若しくはサービスの出所を偽って表示するように使用されている場合は、いつでも。当該登録標章が当該商品又はサービスの一部のみについて普通名称になっている場合は、当該一部の商品又はサービスについてのみ取消申請をすることができる。登録標章は、ある独特の商品若しくはサービスの名称としても又はある独特の商品若しくはサービスを特定するためにも使用されているということのみを理由としては、商品又はサービスの普通名称であるとはみなさない。登録標章が当該標章を使用している商品又はサービスの普通名称になっているか否かを決定するに当たっては、購入者の購入の動機ではなく、関係する公衆にとっての当該標章の主要な意味が基準になるものとする。購入者の動機に関する証拠は認められない。
- (c) 登録商標所有者が正当な理由なく3年以上継続してフィリピンにおいて当該標章を使用しなかったか又はライセンスによりフィリピンにおいて使用させることをしなかった場合は、いつでも。

## 第3条 取消申請の内容

取消申請には、申請人及び必要とされる被申請当事者の名称及び宛先を記載し、取消を求める登録の番号及び登録日、登録人の名称、取消を求める法律上の理由、申請人の訴訟原因をなす主要事実、並びに求める救済を記載する。

## 第4条 申請の宣誓

取消申請は、3通提出し、申請人又は事実を知るその代理人による宣誓がなければならない。

## 第5条 申請の送達及び聴聞の通知

適正な様式で取消申請が提出され、所定の手数料が納付された場合は、局長は、当該申請の写しを被申請当事者に送達し、当該当事者に申請に応答するよう要求する。争点の合意が成立した後、局長は、事件の聴聞の日を定め、両当事者に伝達する。

## 第6条 登録標章に係わる権利執行のための訴訟について聴聞し決定する権限を行使して標章を取り消す局の権限

前記の規定に拘らず、裁判所又は局は、登録標章に係わる権利執行を求める訴訟について聴聞し決定する権限を行使する際に、IP法に基づいて当該標章の登録が取消可能であるか否かについても決定する。

## 第7条 局又は適切な裁判所に提起された訴訟の効果

登録標章の権利執行を求める訴訟が適切な裁判所又は局に提起された場合は、その他の裁判所又は行政機関は、その後なされる当該標章の取消申請について管轄することはできない。他方、標章の取消申請が局に先になされた場合は、当該登録標章に係わる権利執行を求める

訴訟について決定を下す前に当該申請が解決されていなければならないということではない。

## **第 8 条 登録の取消**

局は、取消の主張が立証されたと認める場合は、当該登録の取消を命じる。命令又は判決が確定した場合は、当該登録により登録人又は記録上の利害関係人に付与された権利は、終了する。取消の通知は、IPO 公報に公告される。

## **規則 9 再審理；不服申立**

### **第 1 条 長官への不服申立**

(a) 局長又は 3 人委員会の決定又は命令は、影響を受ける当事者がその写しを受領した後 15 日で確定する。ただし、当該期間中に再審理申立が局長になされたか又は長官への不服申立が行われた場合はこの限りでない。

(b) 中間命令については、不服申立をすることができない。

### **第 2 条 再審理申立の理由及び提出期間**

被害当事者は、不服申立をするための期間内に、当該命令又は最終命令を正当化するには証拠が不十分であること、又は当該決定又は最終命令が法律に反することを理由に、再審理申立をすることができる。

### **第 3 条 再審理申立の内容及び通知**

申立は、その理由を記載した書面によるものとし、申立人は、当該申立の通知書を相手方当事者に送達する。

再審理申立においては、証拠による裏付がないか又は法律に反する判決又は最終命令の結論を具体的に指摘し、かつ、当該結論に反する内容を示す証言証拠若しくは文書証拠又は法律の規定に明示的に言及する。

形式上の再審理申立は、不服申立の所定の期間を停止させるものではない。

### **第 4 条 再審理申立に基づく処分**

局長は、判決又は最終命令が証拠又は法律に反すると認める場合は、当該判決又は最終命令を適切に修正することができる。

### **第 5 条 申立に係る決定**

再審理申立は、決定のために提出された時点から 1 月以内に、決定を下さなければならない。

### **第 6 条 2 度目の再審理申立**

何れの当事者も、ある判決又は最終命令について 2 度目の再審理申立は認められない。

### **第 7 条 一部再審理**

本条規則に基づく申立の理由が争点の一部のみ、又は当事者の一方若しくは一部のみに係わる争点に関係していると局長が認める場合において、これに関係しない部分又は当事者に対

する判決又は最終命令に影響することなく分離し得るときは、当該争点についての再審理を行うことができる。

#### **第8条 再審理申立を拒絶する命令に対する救済**

再審理申立を拒絶する命令については不服申立をすることができず、その救済は、当該判決又は最終命令に係る上訴とする。

#### **第9条 上訴裁判所又は最高裁判所への上訴**

長官の決定又は最終命令についての再審理申立は認められず、長官の決定又は最終命令は確定的なものである。ただし、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則の規則41に基づいて、上訴裁判所又は最高裁判所への上訴が遂行された場合はこの限りでない。

### **規則10 上訴中の決定の執行**

#### **第1条 執行命令**

相手方当事者への通知を伴う勝訴当事者の申立及び承認された保証証書の提出があったときは、局長は、その裁量により、上訴期限の満了前であっても、正当な理由を命令に記載して、執行命令を発することができる。ただし、当該執行は、承認された執行停止のための保証証書を提出することによって停止することができる。

#### **第2条 特許の取消は直ちに執行される**

局長が制限しない限り、特許、クレーム又はクレームの一部を取り消す旨の局長による決定又は命令は、上訴中であっても直ちに執行される。

### **規則11 判決、最終命令及びその記入**

#### **第1条 判決及び最終命令の言渡し**

事件の実体的事項を決定する判決又は最終命令は、書面によるものとし、基礎となる事実及び法律を明確かつ明瞭に記載し、局長が署名し、庁の適切な登録簿に登録する。

言渡し又は公布は、決定、判決又は最終命令の登録簿への登録をもってなし、これらへの署名をもってなすものではない。

#### **第2条 判決及び最終命令の記入**

本規則に定める期間内に上訴又は再審理申立が提出されなかった場合は、局長は、直ちに、当該判決又は最終命令を庁の適切な登録簿に記入させる。判決又は最終命令の確定日は、その記入日とする。記録には、判決又は最終命令による決定の内容を記載し、局長が署名し、当該判決又は最終命令が確定した旨の証明書を添えるものとする。

期限内に上訴又は再審理申立がされなかった場合は、局長又は場合により長官が言い渡した判決又は最終命令が確定するものとし、局長は、直ちにこれを記入させなければならない。

この処分を確実にするために、勝訴当事者は、判決の記入(及び適切な場合は執行)を申し立てる。記入日に、救済を求める申立のための6月間及び判決の時効に係る5年間が開始する。

本条規則は、判決又は最終命令が確定してからこれを記入するまでの期間が長くなるという誤った慣行を是正するものである。判決又は最終命令を記入するという物理的な行為がこれらの確定後になされるとしても、これらが確定した日をこれらの記入日とみなす。

## 最終規定

### 第1条 対象

本規則は、1998年1月1日のIP法の施行日に特許・商標・技術移転局に係属中のすべての当事者系事件に、本規則の施行前に宣言された抵触手続、及びIP法の施行以後に庁に提出されたすべての当事者系事件も含めて適用される。

#### 第1.1条

IP法の施行日に係属中の商標出願；異議申立；抵触

次の手続は、改正された共和国法律第166号法に基づく標章の主登録簿への登録を求める出願であって、1998年1月1日のIP法の施行日に係属し、かつ、抵触するものに適用される。

(a) 改正された共和国法律第166号及びその改正された施行規則に基づき抵触が宣言されたすべての場合において、最初に登録要件を満たした出願は、1998年9月30日の商標・サービスマーク・商号・マーキングされた容器に関する規則に基づいて商標局長が許可し、異議申立の対象としてIPO公報に公告する。

(b) 商標局長は、他の出願人に許可及び公告の事実を通知するとともに、当該他の出願人に、当該他の出願人及び/又は異議申立人が標章の登録性等の他のすべての問題を含め、標章の登録の権利を有するか否かを決定するために、申請手数料を納付することなく商標局に異議申立をする権利を有する旨を通知する。

(c) 商標局長は、他の出願人又は複数の出願人がいる場合はそのうちの何れかからの異議申立の受領後5日以内に、異議申立に適用される本規則の規定に基づく手続遂行のために、許可された出願及び異議申立出願人の出願のすべてのファイルを法務局に引き渡す。

(d) 他の異議申立人がいる場合は、これらの全員が、本規則に基づいて法務局に異議申立を行う。

### 第2条 実施

役務提供の見地から、また、庁の下すべての事件について継続的な聴聞及び処分を確保するために、法務局の組織が整うまでは、本規則を実施するために必要な職務は、法務局の担当官又は管理官としてこれまでに指名された特許・商標・技術移転局聴聞部の長による推薦に基づいて長官が指名した旧特許・商標・技術移転局の職員が遂行する。

### 第3条 可分性

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

### 第4条 施行

本規則は、一般紙における公告から15日後に施行する。